



十和田市地域防災計画

— 火山災害対策編 —

十和田市防災会議

目 次

第1章 総則	1～22
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	2
第3節 計画の構成	2
第4節 各機関の実施責任	3
第5節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	4
第6節 市の自然的・社会的条件	7
第7節 火山現象と影響範囲に関する想定等	9
第2章 防災組織	23～30
第1節 十和田市防災会議	23
第2節 配備態勢	24
第3節 十和田市災害対策本部	25
第4節 災害対策本部に準じた組織	27
第5節 防災関係機関の災害対策組織	27
第6節 火山防災協議会	27
第3章 災害予防計画	31～50
第1節 調査研究及び監視観測の推進	31
第2節 業務継続性の確保	32
第3節 防災業務施設、設備等の整備	32
第4節 防災情報ネットワーク	34
第5節 自主防災組織等の確立	35
第6節 防災教育及び防災思想の普及	36
第7節 企業防災の促進	38
第8節 防災訓練	38
第9節 避難対策	39
第10節 登山者・観光客等の安全確保対策	42
第11節 災害備蓄対策	43
第12節 要配慮者等安全確保対策	44
第13節 防災ボランティア活動対策	45
第14節 文教対策	46
第15節 警備対策	47
第16節 交通施設対策	48
第17節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策	48
第18節 複合災害対策	50

第4章 災害応急対策計画	51～111
第1節 噴火警報等の発表及び伝達	51
第2節 情報収集及び被害等報告	55
第3節 通信連絡	58
第4節 災害広報・情報提供	61
第5節 自衛隊災害派遣要請	62
第6節 広域応援	63
第7節 航空機運用	64
第8節 避難	65
第9節 消防	84
第10節 救助・救出・捜索活動	85
第11節 食料供給	88
第12節 給水	90
第13節 応急住宅供給	91
第14節 遺体の捜索、処理、埋火葬	92
第15節 障害物除去	94
第16節 被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与	95
第17節 医療、助産及び保健	96
第18節 被災動物対策	99
第19節 輸送対策	99
第20節 労務供給	101
第21節 防災ボランティア受入・支援対策	102
第22節 防疫	103
第23節 廃棄物等処理及び環境汚染防止	104
第24節 金融機関対策	106
第25節 文教対策	106
第26節 警備対策	108
第27節 交通対策	108
第28節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策	109
第29節 石油燃料供給対策	111
第5章 災害復旧対策計画	112～115
第1節 公共施設災害復旧	112
第2節 民生安定のための金融対策	113
第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画	114
第6章 継続災害への対応方針	116～117
第1節 避難及び安全確保対策	116
第2節 避難勧告等の解除及び一時立入等の対応	116
第3節 被災者の生活支援対策	117

第1章 総 則

第1節 計画の目的

噴火に伴う火山現象は多様であるが、八甲田山及び十和田が噴火した場合、居住地域や観光施設等に影響が及ぶ火山現象は特に、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流、大きな噴石及び降灰である。特に火砕流については、高速で流れ下るため、現象が生じてから避難を開始しても間に合わない可能性が高く、生命に対する危険性が高い。従って、現象が発生する前からの各種規制及び避難準備・避難等が極めて重要である。

また、噴火の兆候から本格的な噴火に至るまでの時間を見積もることは難しい。このため、混乱なく迅速な避難を実施するためには、噴火警戒レベル毎の対応や、突発的な噴火に備えた避難計画をあらかじめ具体的に定めておくことが重要である。

なお、突発的な噴火の際は、避難準備・高齢者等避難開始から避難指示（緊急）などの段階的な避難情報を発令することができず、また発令後の十分な避難時間を確保できない可能性が高い。このような場合、登山者や観光客等は、直ちに地区内の河川沿いや溪流等から離れた場所、あるいは近隣の高層かつ堅牢な建物等に緊急退避し、自らの安全を第一に確保することが必要である。

本計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条及び活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)第6条の規定に基づき、八甲田山及び十和田において火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流、大きな噴石及び降灰が発生し、又は発生が想定される状況が噴火警戒レベルに応じて高まった場合の避難を主体として整理したものである。また、防災に関し必要な体制を確立するとともに、とるべき措置を定め、総合的かつ計画的な防災事務又は業務の遂行により、十和田市の地域並びに市民（以下「市民」に登山者及び観光客等を含む。）の生命、身体及び財産を火山災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と市民福祉の確保を期することを目的とする。

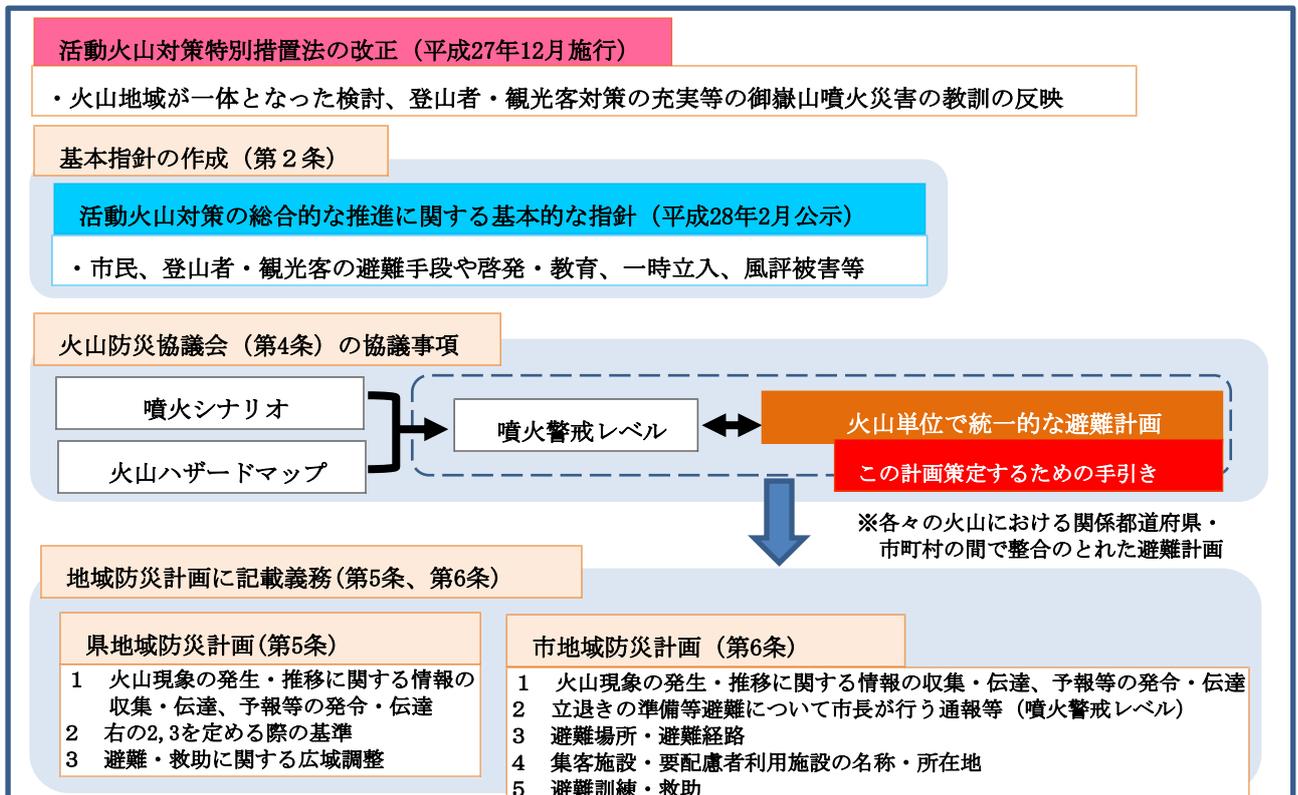
計画の実施に当たっては、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するために、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、市民、企業、団体等の関係機関が連携を強化して、時機に応じた重点課題を設定するなどし、日常的に防災・減災の市民運動の展開を図るものとする。

※ 十和田火山については、十和田火山防災協議会の避難計画及び火山防災マップ等が検討中のため、当面は十和田火山災害想定影響範囲図、県の地域防災計画、八甲田山火山避難計画などの共通事項（情報収集・伝達、入山規制、避難指示等）を参考に計画する。

（火山周辺市町村 八甲田山：青森市、黒石市、十和田市、平川市
十和田：十和田市、青森市、平川市、新郷村
小坂町（秋田県））

※下線は、活動火山対策特別措置法による火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）をその区域に含む市町村

●火山避難計画と他の防災計画等との関係について



第2節 計画の性格

この計画は、十和田市の火山防災に関する基本計画であり、その性格は次のとおりである。
なお、風水害等防災計画及び地震防災計画は別編とする。

- 1 県の地域防災計画、八甲田山火山避難計画及び十和田火山災害想定影響範囲図に基づいて作成したものである。
- 2 災害対策基本法、活動火山対策特別措置法及び防災関係法令に基づき、十和田市の地域に係る防災に関する諸施策及び計画を総合的に網羅しつつ体系的に位置付けし、防災関係機関の防災責任を明確にするとともに、その相互の緊密な連絡調整を図るうえでの基本的な大綱を示したものであり、必要と認められる細部の事項については、十和田市災害対策本部の各部及び各防災関係機関において定めることを予定しているものである。
- 3 火山災害に迅速かつ的確に対処するため、常に社会情勢の変化等を反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要の都度修正するものである。
- 4 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）の規定により、この計画に定めるべき事項については、火山防災協議会の意見を踏まえて規定するものである。
- 5 本計画で、特に対象とする火山の記載のない事項については、各火山災害警戒地域に共通する事項とする。
- 6 十和田市及び防災関係機関は、この計画の目的を完遂するため、平素から自ら若しくは関係機関と共同して調査研究を行い、あるいは訓練の実施又はその他の方法によりこの計画の習熟に努める。

第3節 計画の構成

この計画の目的を達成するため、次の項目をもって構成する。

- 1 総則（第1章）
十和田市地域防災計画（火山災害対策編）作成の目的、性格及び防災関係機関等の処理すべき業務等について定めるとともに、火山災害の要因となる自然的、社会的背景等について記載するものである。
- 2 防災組織（第2章）
防災対策の実施に万全を期するため、市及び防災関係機関の防災組織及び体制等について定めるものである。
- 3 災害予防計画（第3章）
火山災害が発生した場合の被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関等の施策、措置等について定めるものである。
- 4 災害応急対策計画（第4章）
火山災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、災害の発生を防御し、又は被害の拡大を防止するため、市及び防災関係機関等が実施すべき応急的措置等について定めるものである。
- 5 災害復旧対策計画（第5章）
被災した施設の応急復旧終了後における復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期の復旧・復興を図るため、市及び防災関係機関等が講ずべき措置について定めるものである。
- 6 継続災害への対応方針（第6章）
火山噴火が長期化した場合に講じるべき措置について定めるものである。

第4節 各機関の実施責任

この計画において、市、県、八甲田山火山防災協議会、十和田火山防災協議会、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等並びに市民の果たす責任について定めるものとする。

なお、防災業務の推進に当たっては、男女双方の視点に配慮し、施策・方針決定過程及び現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

各協議会の詳細は、第2章 第6節火山防災協議会を参照

1 市

市は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を火山災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、八甲田山火山防災協議会、十和田火山防災協議会、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て火山防災活動を実施する。

2 県

(1) 県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を火山災害から保護するため、災害が市町村域を越え広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは市町村間の連絡調整が必要などときに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。

(2) 県出先機関は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を火山災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう助言等を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を火山災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体等及び市民

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から火山災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、市その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

また、市民は、「自らの身の安全は自らが守る」「地域や近隣の人が互いに協力し合う」との自助共助の意識を持ち、平常時より火山災害に対し備えながら、災害時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、地域や近隣の人たちが互いに協力する体制を構築するよう努める。

※指定行政機関等については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 1-4-1 指定行政機関等を指定する告示

第5節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

1 市及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに関係する指定地方行政機関等の業務の大綱は、次のとおりである。

機 関 名		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
十和田市	十和田市	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議に関すること 2 防災に関する組織の整備に関すること 3 防災に関する調査、研究に関すること 4 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること 5 防災に関する物資等の備蓄に関すること 6 防災教育、防災思想の普及、防災訓練及び災害時のボランティア活動に関すること 7 要配慮者の安全確保に関すること 8 災害に関する予報・警報等情報の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること 9 水防活動、消防活動に関すること 10 災害に関する広報に関すること 11 避難勧告等に関すること 12 災害救助法による救助及びそれに準ずる救助に関すること 13 公共施設・農林水産業施設等の応急復旧に関すること 14 農林水産物等に対する応急措置の指示に関すること 15 指定避難所及び指定緊急避難場所の指定に関すること 16 避難行動要支援者名簿の作成等に関すること 17 罹災証明の発行に関すること 18 災害対策に関する隣接市町村等との相互応援協力に関すること 19 その他災害対策に必要な措置に関すること
	十和田市教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災教育に関すること 2 文教施設の保全に関すること 3 災害時における応急の教育に関すること 4 その他災害対策に必要な措置に関すること
消防機関	十和田地域広域事務組合 消防本部 十和田消防署 十和田湖消防署 十和田市消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の予防、警戒及び防御に関すること 2 人命の救助及び救急活動に関すること 3 市民等への情報伝達及び避難誘導に関すること 4 防火対象物の火災予防に関すること 5 危険物製造所等の予防措置に関すること
	十和田警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する予報・警報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること 2 災害時の警備に関すること 3 災害広報に関すること 4 被災者の救助、救出に関すること 5 災害時の遺体の検視に関すること 6 災害時の交通規制に関すること 7 災害時の犯罪の予防、取締りに関すること 8 避難等に関すること 9 その他災害対策に必要な措置に関すること
八甲田山火山防災協議会		<ol style="list-style-type: none"> 1 八甲田山に係る噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項 2 青森県の県防災会議が法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項 3 青森市及び十和田市の市防災会議が法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項 4 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要な事項
十和田火山防災協議会		<ol style="list-style-type: none"> 1 十和田に係る噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項 2 青森県及び秋田県の県防災会議が法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項 3 十和田市、鹿角市及び小坂町の市町防災会議が法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項 4 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要な事項
青森県	三八地域県民局 地域農林水産部	水産業に係る被害状況調査並びに応急対策及び復旧の指導、助言に関すること
	上北地域県民局 地域農林水産部	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業、畜産業、林業に係る被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること 2 農地及び農業用施設の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること 3 水産業に係る被害状況調査並びに応急対策及び復旧の指導、助言に関すること
	上北地域県民局 地域整備部	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設（河川、道路、橋梁、砂防、急傾斜地、港湾、下水道、公園等）の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること 2 水防活動に関すること

機 関 名		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
青森県	上北地域県民局 地域健康福祉部	1 災害救助に関すること 2 医療機関との連絡調整に関すること 3 災害時における衛生保持及び食品衛生に関すること 4 防疫に関すること
	上北教育事務所	1 文教関係の災害情報の収集に関すること 2 災害時における応急の教育に係る指導、助言及び援助に関すること
指 定 地 方 行 政 機 関	東北総合通信局	1 非常通信協議会の育成、指導に関すること 2 非常通信訓練に関すること 3 防災行政無線局、防災相互通信無線局、災害応急復旧用無線局及び孤立防止用無線の開局、整備に関すること 4 災害時における電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関すること
	青森労働局 (十和田労働基準監督署) (ハローワーク十和田)	1 被災者に対する職業のあっせんに関すること 2 事業所における労働災害防止に係る監督及び指導に関すること 3 労働災害発生に伴う調査及び再発防止対策に関すること 4 被災労働者に対する救助、救急措置の協力及び災害補償に関すること
	農林水産省 (東北農政局、青森県拠点を含む。)	1 災害時における応急食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること 2 農地・農業用施設等の防災対策並びに指導に関すること 3 農業関係被害状況の収集及び報告に関すること 4 災害時における生鮮食品、種もみその他営農機材、畜産飼料等の供給あっせん及び病虫害防除の指導に関すること 5 土地改良機械の緊急貸付けに関すること 6 農地、農業用施設及び農地海岸施設の災害復旧事業の査定に関すること 7 被災農林漁業者への資金（土地改良資金、農業経営維持安定資金、経営資金、事業資金等）の融通に関すること
	東北森林管理局	1 森林、治山による災害防止に関すること 2 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理に関すること 3 山火事防止対策等に関すること 4 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること 5 災害時における情報収集・連絡及び応急対策に関すること
	東北地方整備局 青森河川国道事務所 十和田国道維持出張所	1 公共土木施設（直轄）の整備に関すること 2 一般国道指定区間の維持、管理及び交通確保に関すること 3 その他公共土木施設（直轄）の災害対策に関すること 4 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること
	東北運輸局 (青森運輸支局)	1 災害時における鉄軌道事業者の安全運行の確保に関すること 2 災害時における陸上輸送に係る調査及び指導に関すること 3 災害時における自動車運送事業者に対する運送命令に関すること 4 災害時における船舶事業者の安全運航の確保に関すること
	青森地方气象台	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4 市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
	東京航空局 三沢空港事務所	1 航空機事故防止のための教育・訓練に関すること 2 災害時における救援物資及び人員等の緊急輸送の確保措置に関すること 3 災害時における航空機による輸送の安全確保措置に関すること 4 遭難航空機の捜索に関すること 5 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること 6 飛行場における事故の消火及び救助等に関すること 7 飛行場周辺における事故に対する救助等の協力に関すること 8 航空機事故による災害に対する自衛隊災害派遣要請に関すること
陸上自衛隊	1 災害時における人命及び財産保護のための救援に関すること 2 災害時における応急復旧の支援に関すること	

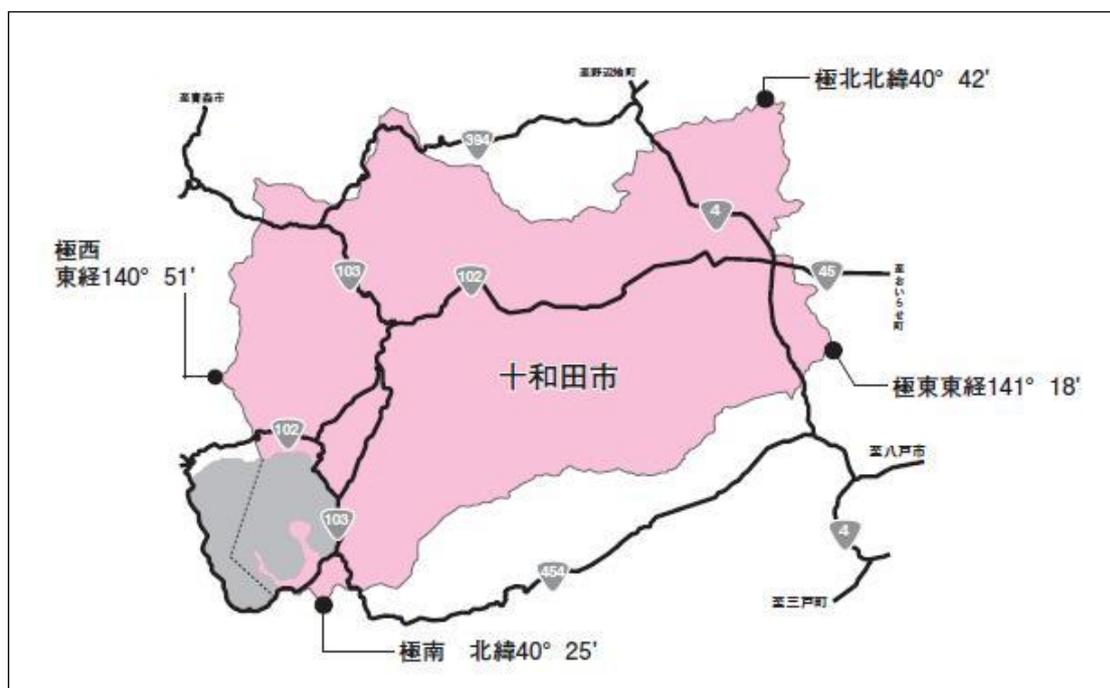
機 関 名		処 理 す べ き 事 務 又 た は 業 務 の 大 綱
指 定 公 共 機 関 及 び 指 定 地 方 公 共 機 関	東日本電信電話株式会社 青森支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニ ケーションズ株式会社 株式会社NTTドコモ 東北支社 青森支店	1 気象警報等の市への伝達に関する事 2 「災害時優先電話」の利用又は「非常電報」、「緊急電報」の優先利用に関する事 3 災害対策機器等による通信の確保に関する事 4 電気通信設備の早期復旧に関する事 5 災害時における災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に関する事
	日本郵便株式会社 (十和田郵便局)	災害時における郵便業務の確保及び災害特別事務取扱いに関する事
	日本赤十字社青森県支部	1 災害時における医療対策に関する事 2 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関する事 3 義援金品の募集及び配分に関する事
	東北電力ネットワーク(株) 十和田電力センター	1 電力施設の整備及び管理に関する事 2 災害時における電力供給に関する事
	日本放送協会 八戸支局 青森放送(株)十和田支局 (株)青森テレビ八戸支社 青森朝日放送(株) 八戸支社 (株)エフエム青森	1 放送施設の整備及び管理に関する事 2 気象予報・警報、災害情報及び被害状況等の放送並びに防災知識の普及に関する事
	十和田ガス(株)青森県エ ルピーガス協会上十三支部	1 ガス供給施設の整備及び管理に関する事 2 災害時におけるガス供給の安全確保に関する事
	(社) 上十三医師会 (十和田地区医師会)	災害時における医療救護に関する事
	青 森 県 ト ラ ッ ク 協 会 上十三支部 十和田観光電鉄(株) 日本通運(株) 八戸貨物営業所	1 輸送施設の整備及び管理に関する事 2 災害時における救援物資及び人員等の緊急陸上輸送に関する事
	公 共 的 団 体 其 他 防 災 上 重 要 な 施 設 の 管 理 者	1 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関する事 2 災害時における物価安定についての協力に関する事 3 災害救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関する事
	農林水産業関係協同組合 森林組合 土地改良区	1 農林水産業に係る被害調査に関する事 2 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関する事 3 被災組合員に対する融資又はあっせんに関する事
運輸業関係団体	災害時における輸送等の協力に関する事	
建設業関係団体	災害時における応急復旧への協力に関する事	
その他ボランティア団体 等の各種団体	1 災害時における被害状況の調査に対する協力に関する事 2 災害応急対策に対する協力に関する事	
病院等経営者	1 避難施設、消火設備等の点検整備に関する事 2 従業員等に対する防災教育、訓練に関する事 3 災害時における病人等の受入れ、保護に関する事 4 災害時における負傷者の医療・助産及び保健措置に関する事	
社会福祉施設経営者	1 避難施設、消火設備等の点検整備に関する事 2 従業員等に対する防災教育、訓練に関する事 3 災害時における入居者の保護に関する事	
金融機関	被災事業者に対する資金の融資に関する事	
学校法人	1 防災教育に関する事 2 避難施設の整備、避難訓練の実施に関する事 3 災害時における応急の教育に関する事	
危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安に関する事	
多数の者が出入りする 事業所等(病院・デバ ート・工場等)	1 避難施設、消火設備等の点検整備に関する事 2 来場者等に対する避難誘導等に関する事 3 従業員等に対する防災教育、訓練に関する事	

第6節 市の自然的・社会的条件

1 位置

本市は、青森県の南東部中央に位置し面積は725.65km²である。

位 置		隣 接 市 町 村	
極東	東経141度18分	青森県	青森市、七戸町、東北町、六戸町、五戸町、新郷村、平川市
極西	東経140度51分		
極南	北緯 40度25分	秋田県	鹿角市、小坂町
極北	北緯 40度42分		



2 地勢

(1) 地形及び地質

本市は、西半分には山地と原野が広がり、東半分は標高70m前後の台地で農地と市街地が形成されている。

(2) 河川、湖沼及び山岳

本市の西南端に面積61.0km²、海拔400m、水深326.8mの十和田湖(二重カルデラ湖)がある。

十和田湖を源とする奥入瀬川が三本木原台地などの河岸段丘を形成しながら太平洋へ向かって流れているほか、後藤川をはじめとする多数の河川がある。また、奥入瀬川から上水した人工河川の稲生川が太平洋に注いでいる。

山地は縦走する奥羽山脈の大岳、高田大岳などの八甲田山系や十和田山、十和利山などからなる。

(3) 道路

本市には、国道4号、国道45号、国道102号、国道103号、国道394号、国道454号の6本の国道が通り、各地を結んでいる。また、十和田湖周辺では、奥入瀬バイパス及び宇樽部バイパスが整備され、現在、青樫山バイパスの整備が進められている。

本市の河川、湖沼及び山岳については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 1-6-1 十和田市の河川、湖沼及び山岳

3 気象

本市は太平洋側気候に属しており、東部の台地部は年間を通じて降水量が少なく比較的穏やかだが、西部の山岳部は地形が複雑なため、山岳地方気象を示す所があり、旧十和田湖町の区域は特別豪雪地帯に指定されている。また、6、7月には冷たい偏東風(ヤマセ)が吹き、農作物に悪影響を及ぼすことがある。

本市の気象については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 1-6-2 十和田市の気象

4 人口及び世帯

国勢調査によると、平成27年の本市の人口は63,429人であり、平成12年の69,630人をピークに減少傾向にある。

一方、世帯数は、25,487世帯であり、大正9年の調査開始以来初の減少となった。

本市の人口及び世帯の推移については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 1-6-3 十和田市の人口及び世帯の推移

5 土地利用状況

総面積は725.65km²であり、平成30年における主な地域別面積で見ると、山林・原牧野が431.7km²で全体の59.5%を占めて最も多く、次いで農用地である田畑が120.08km²で16.5%を占めているが、宅地については20.43km²でわずか2.8%を占めているにすぎない。

本市の土地利用状況については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 1-6-4 十和田市の土地利用状況

6 産業及び産業構造の変化

産業構造を就業人口の推移から見ると、増加傾向を示している。平成27年の業種別構成では第3次産業が19,263人で全体の61.9%を占めて最も多く、次いで第2次産業が6,821人で全体の21.9%の順となっており、一方、第1次産業は3,767人で全体の12.1%と平成22年に比べて微増している。

本市の産業及び産業構造の変化については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 1-6-5 十和田市の産業及び産業構造の変化

第7節 火山現象と影響範囲に関する想定等

1 八甲田山（常時観測火山）

(1) 位置

北緯40° 39′ 32″ 東経140° 52′ 38″ 標高1,585m（大岳）（三角点・八甲田山）

(2) 概要

八甲田山は、青森県中央部に位置し、少なくとも17以上の成層火山や溶岩ドームからなり、南北2群に区分される。北群は北八甲田火山群、南群は南八甲田火山群と呼ばれる。それぞれの活動時期は、前者が約40万年前～現在、後者が約110～30万年前である（工藤・他, 2004；宝田・村岡, 2004）。北八甲田火山群の最高峰である大岳南西山麓の酸ヶ湯～地獄沼付近には噴気孔が点在する。北八甲田火山群の直下～北東には、約100～40万年前に発生した複数回の大規模火砕流噴火によって形成された直径約9kmの八甲田カルデラが存在する（工藤・他, 2006）。

(3) 噴火活動史

① 過去1万年間の噴火活動

最近6000年間に北八甲田火山群で少なくとも8回の噴火活動があり、水蒸気噴火やブルカノ式噴火が発生した。8回の活動のうち、4回が大岳山頂部、1回がおそらく大岳からの噴火、最新の3回は大岳南西山麓の地獄沼での噴火である（工藤・他, 2000, 2003）。地獄沼では、西暦915年の十和田火山灰の堆積以降の13～14世紀に1回、15～17世紀に2回の水蒸気噴火が発生している（工藤・他, 2000）。

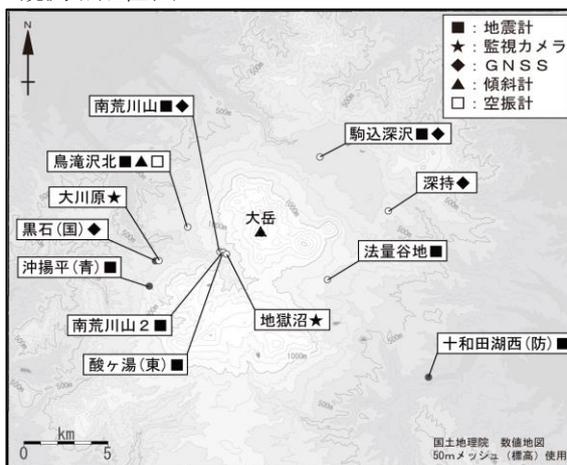
噴火年代	噴火場所	噴火様式	主な現象・マグマ噴出量
4.8ka	大岳山頂	マグマ噴火→水蒸気噴火 →マグマ噴火	Hk-5: 火砕物降下。 マグマ噴出量: 0.002 DRE km ³
4.2ka	大岳山頂	水蒸気噴火→マグマ噴火	Hk-4: 火砕物降下。 マグマ噴出量: 0.003 DRE km ³
3.1ka	大岳山頂	マグマ噴火	Hk-3: 火砕物降下。 マグマ噴出量: 0.0001 DRE km ³
2ka	大岳山頂	水蒸気噴火	Hk-2: 火砕物降下。
1.5ka	大岳山頂	水蒸気噴火	Hk-1: 火砕物降下。
0.7←→0.6ka	地獄沼	水蒸気噴火	Hk-J3: 火砕物降下。
0.6←→0.4ka	地獄沼	水蒸気噴火	Hk-J2: 火砕物降下。
0.6←→0.4ka	地獄沼	水蒸気噴火	Hk-J1: 火砕物降下。

② 有史以降の火山活動

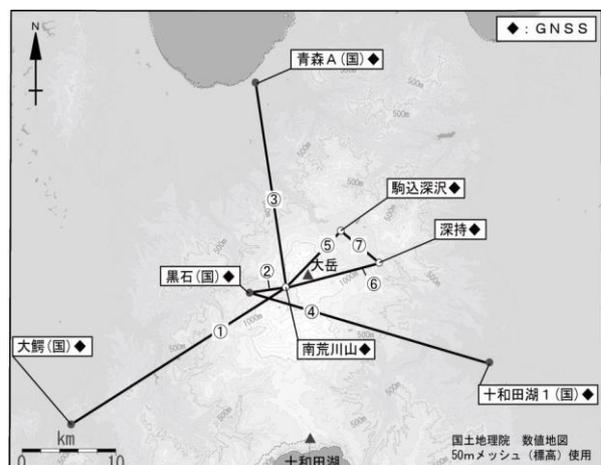
現在は、火山活動に特段の変化はなく、静穏に経過しており、噴火の兆候は認められていないものの、東日本大震災以降、八甲田山山頂付近を震源とする火山性地震の増加や小さな膨張性の地殻変動が観測され、平成25年4月から7月にかけて大岳山頂直下付近を震源とする火山性地震が増加していた。また、過去には火山ガスによる死亡事故が発生している。（平成9年及び平成22年）

年代	現象	活動経過・被害状況等
1986(昭和61)年	地震	北西山麓で地震多発。8月10日～12日。最大は10日17:50、M4.8、八甲田温泉、酸ヶ湯(すかゆ)等で有感、萱野茶屋等で軽微な被害。
1997(平成9)年	火山ガス	7月12日。北東山麓の田代平で、窪地内に滞留していた炭酸ガスにより、レンジャー訓練中の陸上自衛隊員3名が死亡。
2010(平成22)年	火山ガス	6月20日。酸ヶ湯付近で、火山性ガス(硫化水素)によって、山菜採りの女子中学生が死亡。
2011(平成23)年	地震	3月～東北地方太平洋沖地震(3月11日)以降、八甲田山周辺で地震が増加した状態で経過。
2013(平成25)年	地震・地殻変動	2月以降、大岳山頂直下付近等で微小な火山性地震が増加。2月頃～10月頃山体の膨張を示す地殻変動。

(4) 観測点配置図



八甲田山観測点配置図



八甲田山GNSS観測点配置図

【凡例】 小さな白丸(○)は気象庁、小さな黒丸(●)は気象庁以外の機関の観測点位置
 (国): 国土地理院 (東): 東北大学 (防): 防災科学技術研究所 (青): 青森県

2 十和田（常時観測火山）

(1) 位置

北緯40° 27' 34" 東経140° 54' 36" 標高 690m (御倉山) (三角点・小倉山)
 北緯40° 30' 37" 東経140° 52' 48" 標高1,011m (御鼻部山) (三角点・膳棚)

(2) 概要

先カルデラ成層火山群、十和田カルデラ、後カルデラ成層火山・溶岩ドームからなる。約20万年前から活動を開始し、玄武岩質安山岩～デイサイト質の度重なる溶岩の流出と爆発的噴火によって先カルデラ成層火山群が形成された。その後、約5万5千年前頃からカルデラ形成期に入り、それまでより規模の大きなプリニー式・マグマ水蒸気噴火を繰り返すようになった。比較的規模の大きな火砕流噴火は少なくとも3回発生した。約5万5千年前には安山岩～デイサイト質の奥瀬火砕流、約3万6千年前には流紋岩質の大不動火砕流、約1万5千年前にはデイサイト～流紋岩質の八戸火砕流が発生し、これらの噴火の結果、直径約11kmの十和田カルデラが形成された。後カルデラ期では、約1万5千年～1万2千年前の間に、カルデラ内南部において断続的な溶岩の流出と爆発的噴火が発生し、小型の玄武岩質安山岩～安山岩質成層火山(五色岩火山)が形成された。その後、主にデイサイト～流紋岩マグマの活動へと移行し、西暦915年までの間に少なくとも8回の爆発的噴火を行い、五色岩火山の山頂部に直径3kmの中湖火口(現在2つの半島に囲まれている中湖(なかのうみ))が形成された(Hayakawa, 1985; 松山・大池, 1986; 中川・他, 1986; 工藤・佐々木, 2007; 工藤, 2008, 2010a)。また、後カルデラ期においては、御倉山(おぐらやま)溶岩ドームと御門石(みかどいし)溶岩ドームが形成された。御倉山溶岩ドームは、約7600年前に五色岩火山北東山腹で発生したマグマ水蒸気噴火に引き続いて形成された(工藤, 2010a)。御門石溶岩ドームは、大部分が湖中に没しているため、その形成時期については未詳であるが、後カルデラ期を通じたマグマ組成の時間変化傾向から、12000年前～2800年前の間のいずれかの時期に形成されたと推定されている(工藤, 2010b)。構成岩石のSiO₂量は51～74wt.%である(Hunter and Blake, 1995; 工藤, 2010a)。

(3) 噴火活動史

①過去1万年間の噴火活動

15000年前の大規模噴火によって、現在見られる十和田カルデラの原形が形成された。カルデラ形成後、玄武岩質安山岩～安山岩質マグマによる断続的な噴火活動が約4000年間にわたって継続し、五色岩火山が形成された。その後、約11000年前からはデイサイト～流紋岩マグマの活動が主体となり、現在までに少なくとも8回の爆発的噴火が発生した。そのうち約7600年前の噴火では、五色岩火山の北東山腹で噴火が発生し、マグマ水蒸気噴火に引き続いて御倉山溶岩ドームが形成された。最新の噴火は、約1000年前の平安時代(古文書によると西暦915年)に発生し、プリニー式噴火・マグマ水蒸気噴火による降下火砕物・火砕サージの後、火砕流(毛馬内(けまない)火砕流)が発生した(Hayakawa, 1985; 早川・小山, 1998; 松浦・他, 2004; 工藤・佐々木, 2007; 工藤, 2008, 2010a; 広井・宮本, 2010)。

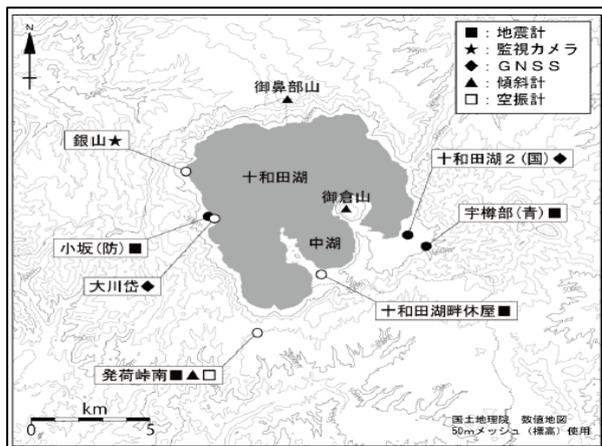
噴火年代	噴火場所	噴火様式	主な現象・マグマ噴出量
10.3ka	五色岩火山	マグマ噴火→マグマ水蒸気噴火?	夏坂スコリア、椀山火山灰:火砕物降下。 マグマ噴出量:0.37 DRE km ³ 。
9.3ka	五色岩火山	マグマ噴火→マグマ水蒸気噴火	南部軽石:火砕物降下→貝守火山灰:火砕物降下・火砕サージ。マグマ噴出量:0.54 DRE km ³ 。
8.3ka	五色岩火山	マグマ噴火→マグマ水蒸気噴火	小国軽石、中ノ沢火山灰:火砕物降下。 マグマ噴出量:0.16 DRE km ³ 。
7.6ka	御倉山	マグマ水蒸気噴火→マグマ噴火	戸来火山灰:火砕物降下→御倉山溶岩ドーム。 マグマ噴出量:0.29 DRE km ³ 。
6.2ka	中湖	マグマ噴火→マグマ水蒸気噴火	中撤軽石、金ヶ沢軽石:火砕物降下→宇樽部火山灰:火砕物降下・火砕サージ。 マグマ噴出量:2.5 DRE km ³ 。
2.8ka	中湖	マグマ噴火→マグマ水蒸気噴火	迷ヶ平軽石、惣辺火山灰:火砕物降下。 マグマ噴出量:0.35 DRE km ³ 。

※ 噴火イベントの年代、噴火場所、噴火様式等については、(国研)産業技術総合研究所の活火山データベース(工藤・星住, 2006-)を参考に、文献の追記を行った。なお、年代は暦年代で示す。表中の「ka」は「1000年前」を意味し、西暦2000年を0 kaとして示した。
 出典:十和田の概要及び噴火活動史は「日本活火山総覧(第4版)」

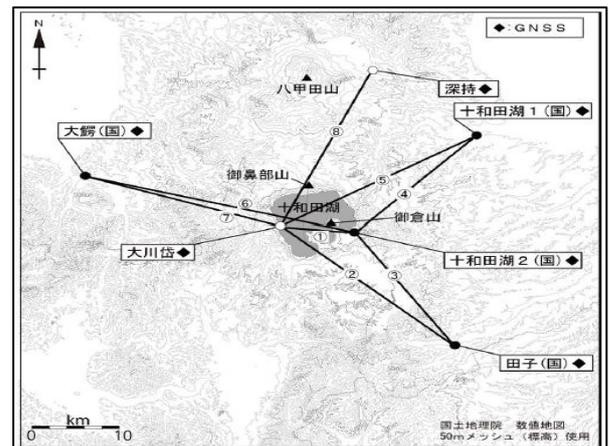
②有史以降の火山活動(▲は噴火年を示す)

年代	現象	活動経過・被害状況等
▲915(延喜14)年	マグマ噴火・マグマ水蒸気噴火(泥流発生)	大湯軽石・火山灰:火砕物降下・火砕サージ→毛馬内火砕流:火砕流、泥流。噴火場所は中湖1。噴火のクライマックスは8月17日と推定される。マグマ噴出量は2.1 DRE km ³ 。(VEI5)

(4) 観測点配置図



十和田観測点配置図



十和田GNSS観測点配置図

【凡例】小さな白丸(○)は気象庁、小さな黒丸(●)は気象庁以外の機関の観測点位置
 (国):国土地理院 (防):防災科学技術研究所 (青):青森県

3 火山活動に伴い生じる火山現象は多岐に渡り、火山災害の要因となる主な火山現象及び特徴については下表のとおりである。

想定される主な現象	火山現象等の特徴
大きな噴石	爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされる直径約 20～30 cm以上の大きな岩石等は、風の影響を受けずに火口から弾道を描いて飛散して短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。被害は火口周辺の概ね 2～4 km以内に限られるが、過去、大きな噴石の飛散で登山者等の死傷や建造物が破壊される災害が発生しており、噴火警報等を活用した事前の入山規制や避難が必要。
小さな噴石・火山灰 (降灰)	噴火により噴出した小さな固形物のうち直径2mm以上のものを小さな噴石（火山れき）、直径2mm以下のものを火山灰といい、粒径が小さいほど火口から遠くまで風に流されて降下する。 小さな噴石は、火口から10 km以上遠方まで風に流されて降下する場合もあるが、噴出してから地面に降下するまでに数分～十数分かかることから、火山の風下側で爆発的噴火に気付いたら屋内等に退避することで小さな噴石から身を守ることができる。 火山灰は、時には数十 kmから数百 km以上運ばれて広域に降下・堆積し、農作物の被害、交通麻痺、家屋倒壊、航空機のエンジントラブルなど広く社会生活に深刻な影響を及ぼす。
溶岩流(溶岩ドーム)	マグマが火口から噴出して高温の液体のまま地表を流れ下る現象のこと。通過域の建物、道路、農耕地、森林、集落を焼失、埋没させて完全に不毛の地と化す。地形や溶岩の温度・組成にもよるが、流下速度は比較的ゆっくり流れるので歩行による避難が可能な場合もある。また、粘性の高いマグマが噴出したため、溶岩が遠くに流れずドーム状の丘となったものが溶岩ドームである。
火砕流	火砕流は岩片、火山灰、火山ガス及び空気が混ざった熱い流れで、地表に沿って高速で流れ下る現象のこと。場合によってはその速度が 100 km/h を超えることもあるため、発生を確認してから避難を開始しても間に合わない可能性が高い。数百℃と高温なため、巻き込まれた場合に生命の危険が生じる。また、火災の恐れもある。
火砕サージ	火砕サージは火砕流の一種で、火山ガスを主体とする希薄な流れのこと。流動性が高く高速で流れ下るとい点では変わらない。水蒸気噴火で発生する火砕サージはマグマ噴火で発生する火砕流と比べて温度が低い、100℃近くになることもありうる。
融雪型火山泥流	噴火に伴い火口周辺の積雪が大量に溶けて土砂や流木を巻き込んで流れ下る現象。家や橋を破壊する力が大きく、大規模な災害を引き起こしやすい。火口周辺に積雪がある時期は、小規模な噴火でも融雪型火山泥流が発生し、下流の居住地域に流下する可能性があるため警戒が必要である。
火口湖決壊型泥流	噴火に伴い湖や沼（八甲田山では地獄沼をいう）の水があふれ出て土砂や泥を巻き込んで流れ下る現象。
降灰後の降雨による土石流	火山噴火により噴出された岩石や火山灰と多量の雨水が混合して流れ下る現象のこと。火山噴出物が堆積しているところに大雨が降ると土石流や泥流が発生しやすくなる。火山灰が積もったところでは、数ミリ程度の雨でも発生することがあり、これらの土石流や泥流は、高速で斜面を流れ下り、下流に大きな被害をもたらす。
火山ガス	火山活動により地表に噴出する高温のガスのこと。火山地域ではマグマに溶けている水蒸気や二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素などの様々な成分が、気体となって放出される。ガスの成分によっては人体に悪影響を及ぼし、過去に死亡事故も発生している（八甲田山では平成9年及び平成22年に死亡事故発生）。
空振	噴火などによって周囲の空気が振動して衝撃波となって大気中に伝播する現象のこと。爆発的な噴火では、衝撃波が発生して空気中を伝わり、窓ガラスが割れたりすることがある。

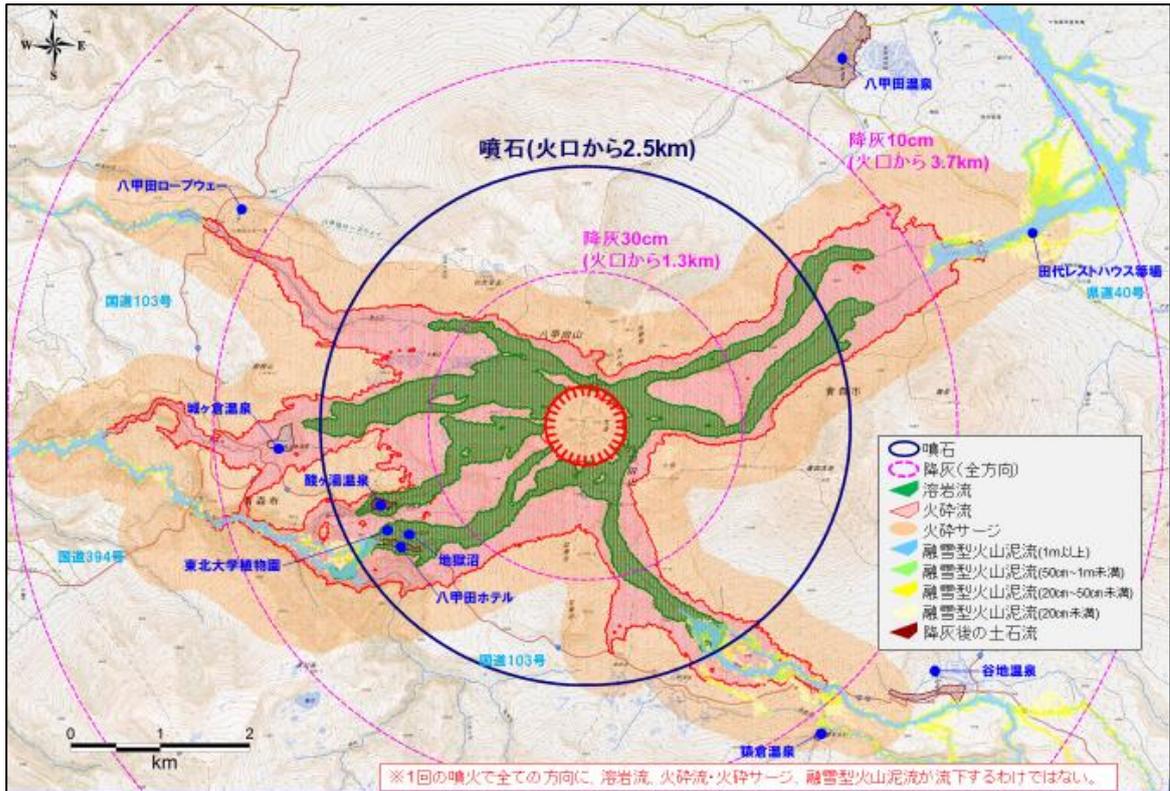
出典：気象庁HP 主な火山災害

4 対象となる火山現象の影響範囲

(1) 八甲田山 (出典:八甲田山火山防災協議会)

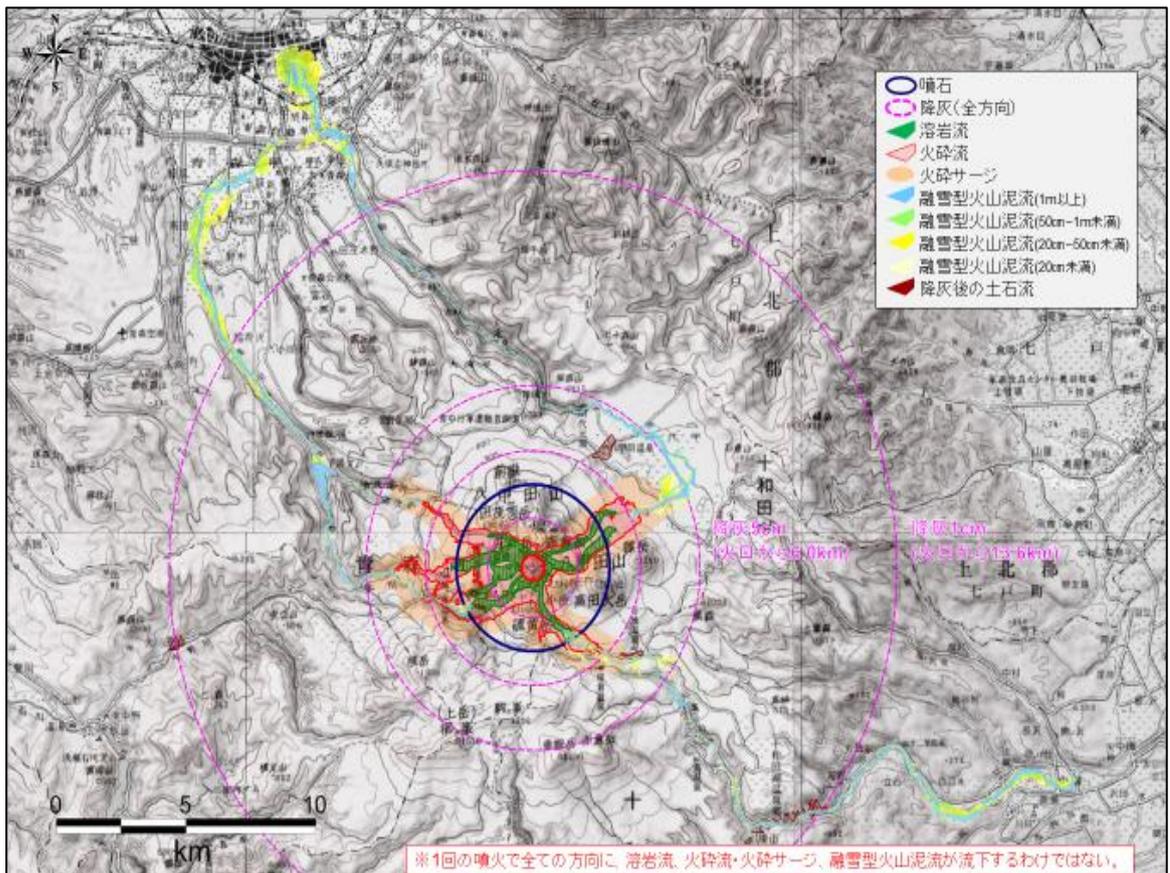
① 大岳火口 マグマ噴火の場合の想定影響範囲 (火口周辺拡大図)

- ・警戒が必要な範囲 大岳火口から概ね2 km以内の範囲 (レベル2)
- ・警戒が必要な範囲 大岳火口から概ね6 km以内の範囲 (レベル3、4、5)

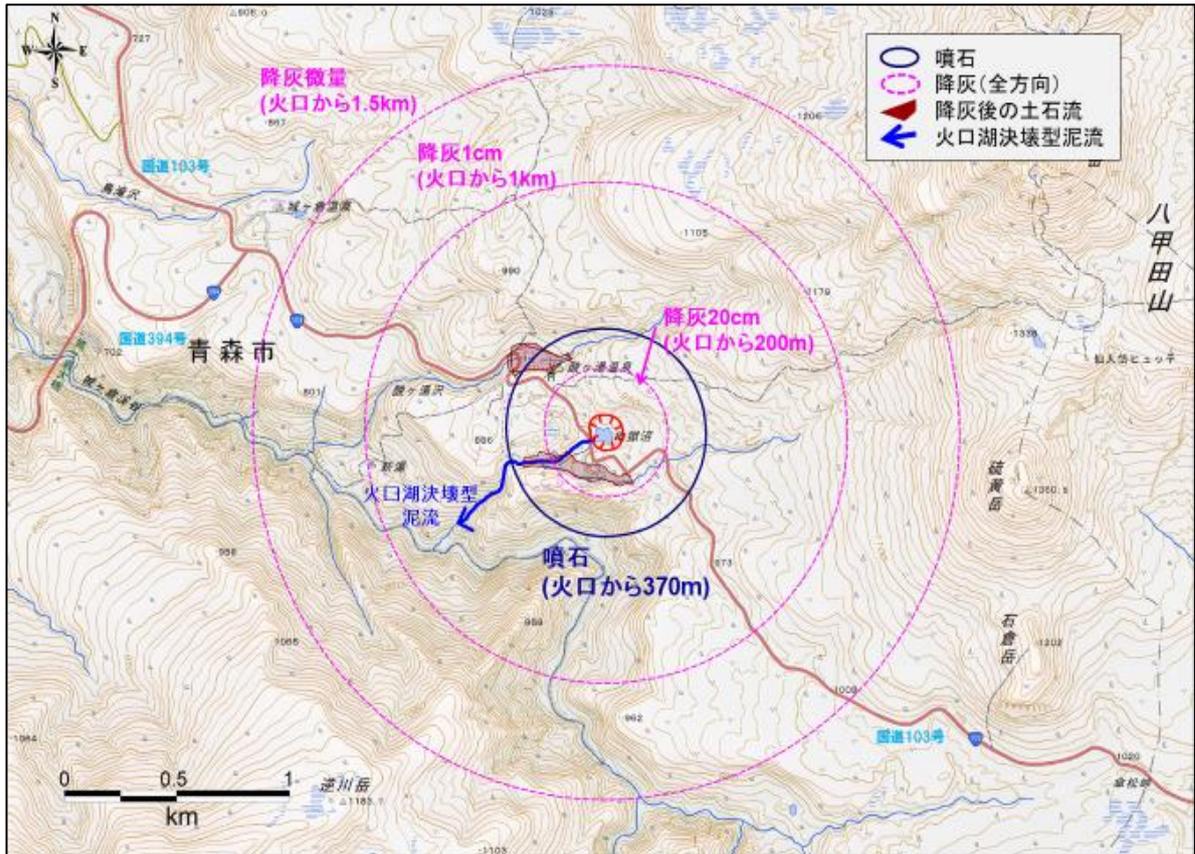


② 大岳火口 マグマ噴火の場合の想定影響範囲

警戒が必要な範囲 融雪型火山泥流の影響が及ぶとされる範囲 (レベル4、5)



- ③ 地獄沼火口 水蒸気噴火の場合の想定影響範囲
警戒が必要な範囲 地獄沼火口から概ね1 km以内の範囲（レベル2）



- ④ 噴火シナリオ（八甲田山） 次図：【八甲田山噴火シナリオ】
八甲田山の噴火履歴などから、想定される噴火様式や火山活動の推移とそれに伴う現象を整理

ア 噴火様式

過去の活動実績に基づき、最新の噴火である水蒸気噴火と、過去1万年間で実績のあるマグマ噴火を想定する。

イ 想定される火山現象

- ・水蒸気噴火 噴石、降灰、火口湖噴出型泥流、降灰後の降雨による土石流
- ・マグマ噴火 噴石、降灰、溶岩流（溶岩ドーム）、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流、降灰後の降雨による土石流

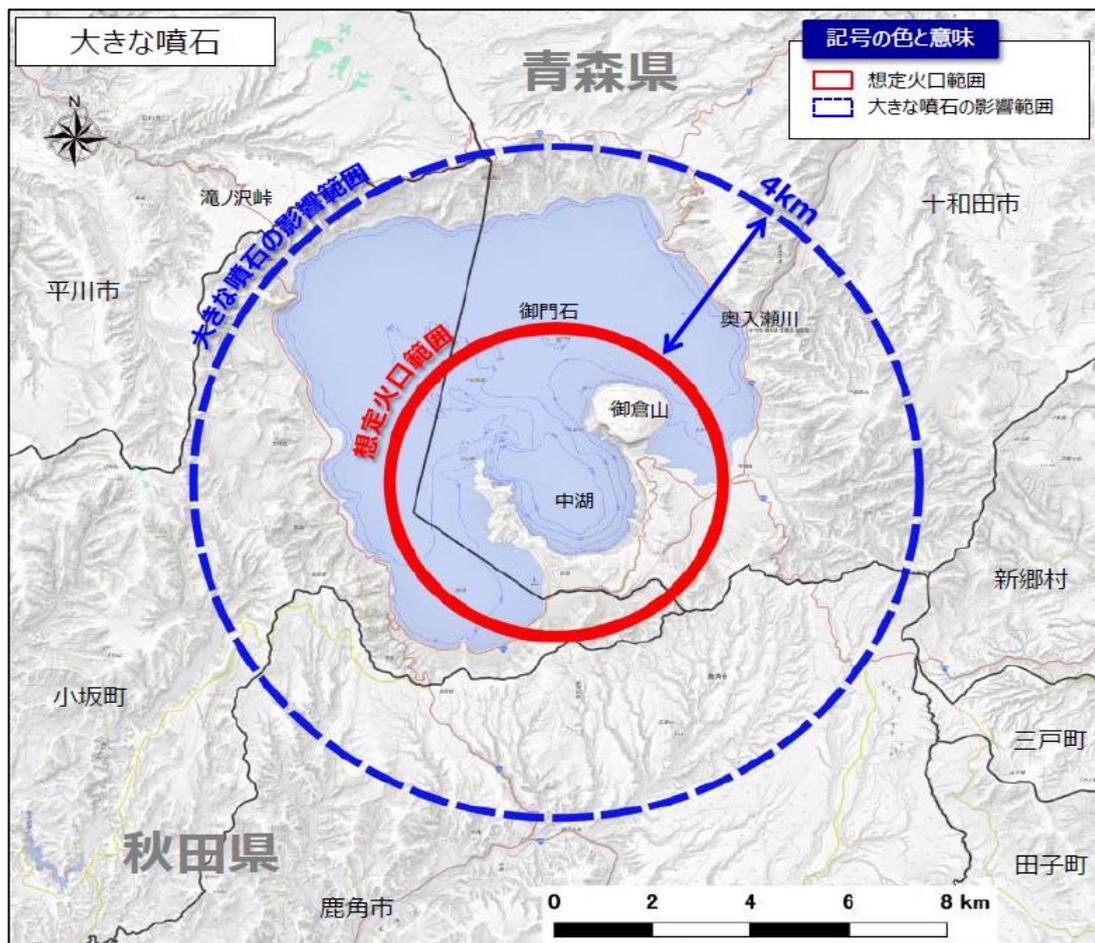
ウ 想定火口

過去1万年間での噴火が集中していること及び最新の溶岩を流出した大岳を想定火口とし、大岳周辺の火口地形を包含する範囲（半径450mの円）を想定火口とした。

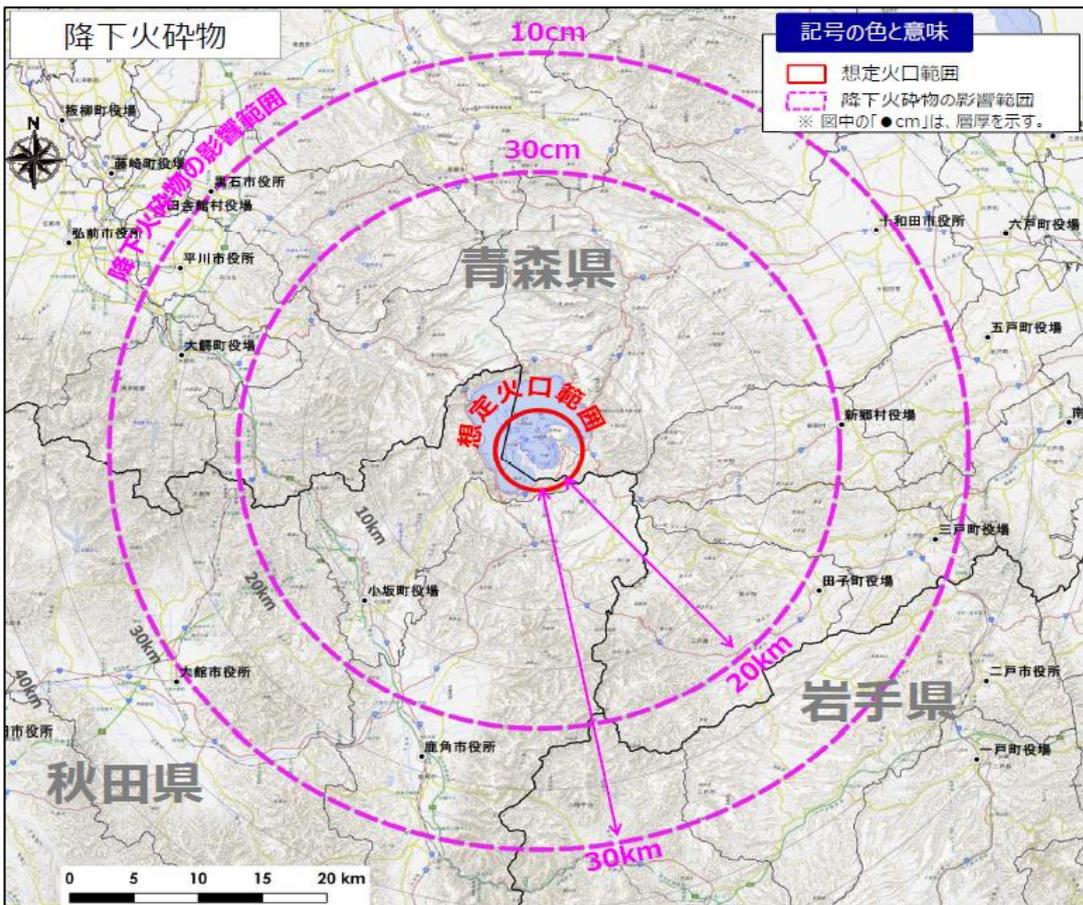
また、最も噴気・温泉活動が盛んな地域で、かつ最新の水蒸気噴火の実績がある地獄沼を想定火口とし、地獄沼周辺の凹地形を想定火口とした。

(2) 十和田 (出典:十和田火山防災協議会)

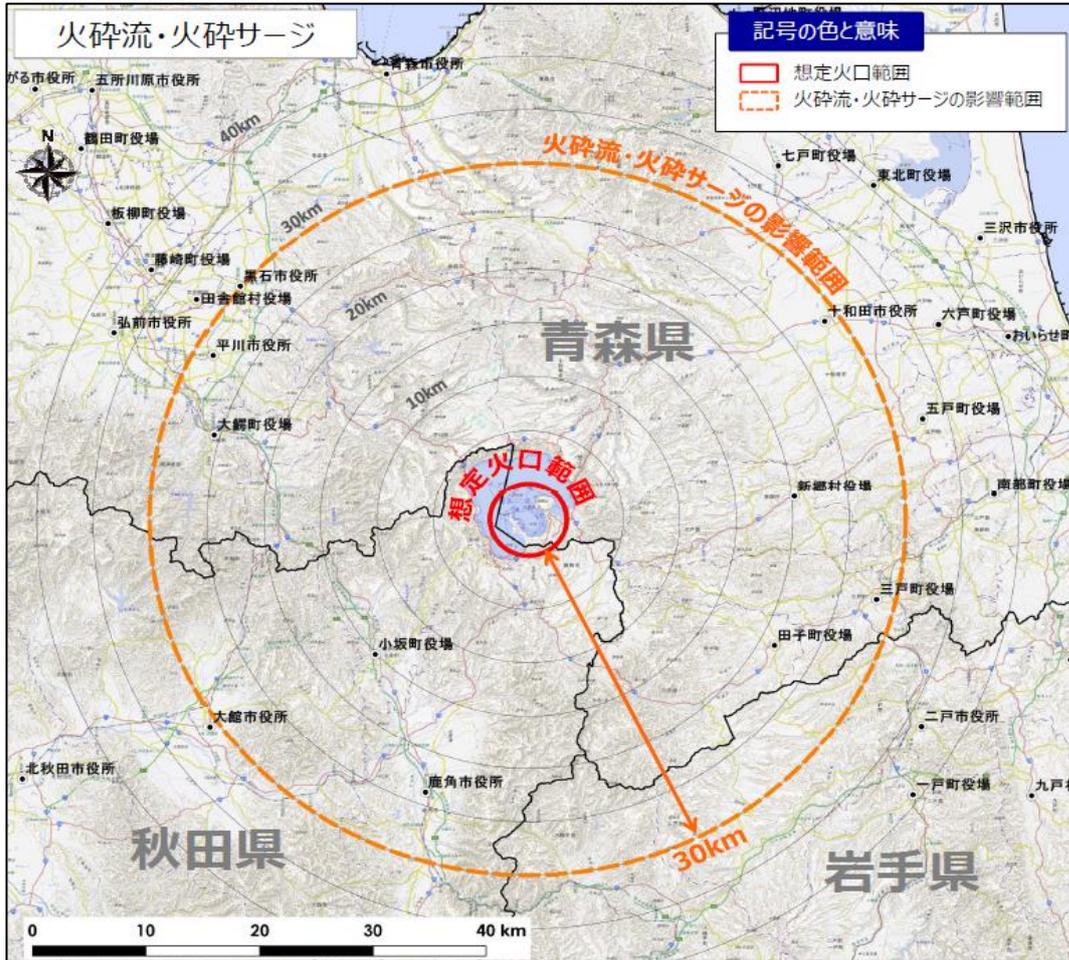
- ① 小規模噴火 (数百万 m^3 の水蒸気噴火) ※十和田は噴火警戒レベルの設定なし
 - ・大きな噴石及び降下火砕物

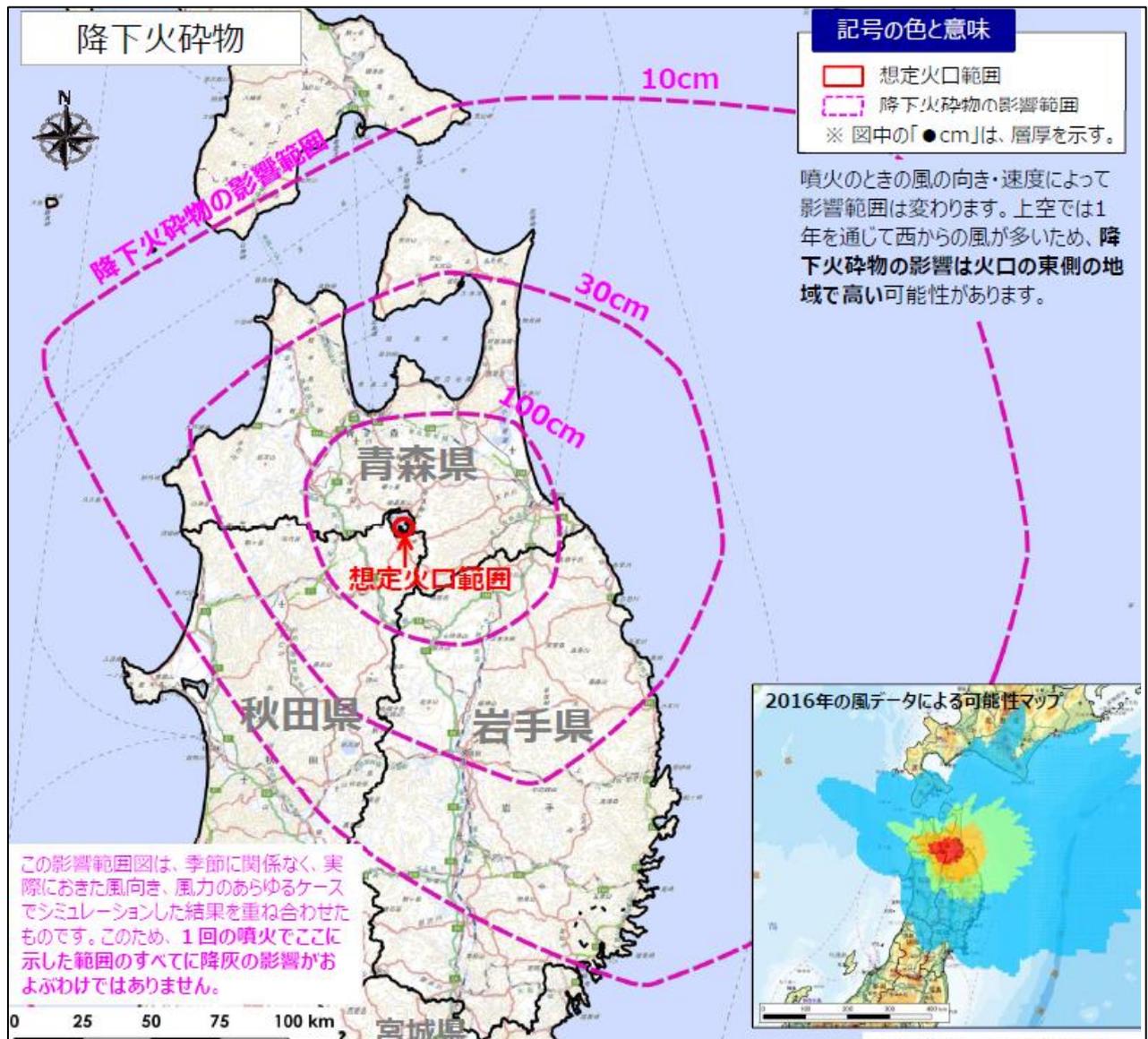


- ② 中規模噴火（数億 m^3 規模のマグマ噴火）
 ・火砕流・火砕サージ



- ③ 大規模噴火（数億十m³規模のマグマ噴火）
 ・火砕流・火砕サージ





5 噴火警戒レベル

八甲田山 噴火警戒レベル表

種別	名称	対象範囲	(キーワード) レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。 ※谷地温泉入口に立入禁止の規制看板を設置	●融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 大岳火口 約4800年前の噴火、約4200年前の噴火、約3100年前の噴火
			4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。要配慮者及び特定地域の避難等が必要。 ※谷地温泉入口に立入禁止の規制看板を設置	●融雪型火山泥流が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】 なし
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制など危険な地域への立入規制等。 ※谷地温泉入口に立入禁止の規制看板を設置 状況に応じて特定地域の避難、要配慮者の避難準備等が必要。 市民は通常の生活。	●大岳火口から、大きな噴石と溶岩流が概ね3km、火砕流・火砕サージが概ね6kmの範囲内に影響を及ぼす噴火の発生、またはその可能性 ●大岳火口から、大きな噴石が概ね3km、溶岩流が概ね2km、火砕流・火砕サージが概ね5kmの範囲内に影響を及ぼす噴火の発生、またはその可能性 ●積雪期は、大岳火口から概ね6kmの範囲内に融雪型火山泥流が到達、またはその可能性 【過去事例】 1世紀頃の噴火
			2（火口周辺規制）	火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。 ※谷地温泉入口に立入禁止の規制看板を設置 状況に応じて特定地域の避難等が必要。 市民は通常の生活。
予報	噴火警報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入り規制、特定地域の避難準備等が必要。	●火山活動は静穏 ●状況により火口内に影響する程度の火山灰や火山ガス等が噴出する可能性

※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

※特定地域とは八甲田山の想定火口に近い所に位置する温泉等の施設が含まれる地域を指す。早期の避難等の対応が必要になることがある。

※火口が特定できない場合は、大岳火口及び地獄沼火口の両方の火口からの噴火を想定して噴火警報を発表する。

八甲田山 噴火警戒レベル毎の警戒が必要な範囲

種別	名称	対象範囲	(キーワード) レベル	警戒が必要な範囲		
特別警報	噴火警報（居住地域） 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	大岳火口 大きな隕石：火口から概ね 3km 以内の範囲 溶岩流：火口から概ね 3km 以内の範囲 火砕流：火砕サージ：火口から概ね 6km 以内の範囲 融雪型火砕泥流：堤川、駒込川、蔦川、奥入瀬川の河川流域（居住地域を含む）		
			4（避難準備）	大岳火口 大きな隕石：火口から概ね 3km 以内の範囲 溶岩流：火口から概ね 3km 以内の範囲 火砕流：火砕サージ：火口から概ね 6km 以内の範囲 融雪型火砕泥流：堤川、駒込川、蔦川、奥入瀬川の河川流域（居住地域を含む）		
警報	噴火警報（火口周辺） 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	大岳火口 大きな隕石：火口から概ね 3km 以内の範囲 溶岩流：火口から概ね 3km 以内の範囲 火砕流：火砕サージ：火口から概ね 6km 以内の範囲 ※大規模噴火に伴う融雪型火砕泥流の発生が予想される場合は、噴火警戒レベル 4 に引き上げる。		
			2（火口周辺規制）	大岳火口 大きな隕石：火口から概ね 2km 以内の範囲		
			2（火口周辺規制）	大岳火口 大きな隕石：火口から概ね 1km 以内の範囲		
予報	噴火警報	火口内等	1（活火山であることに留意）			

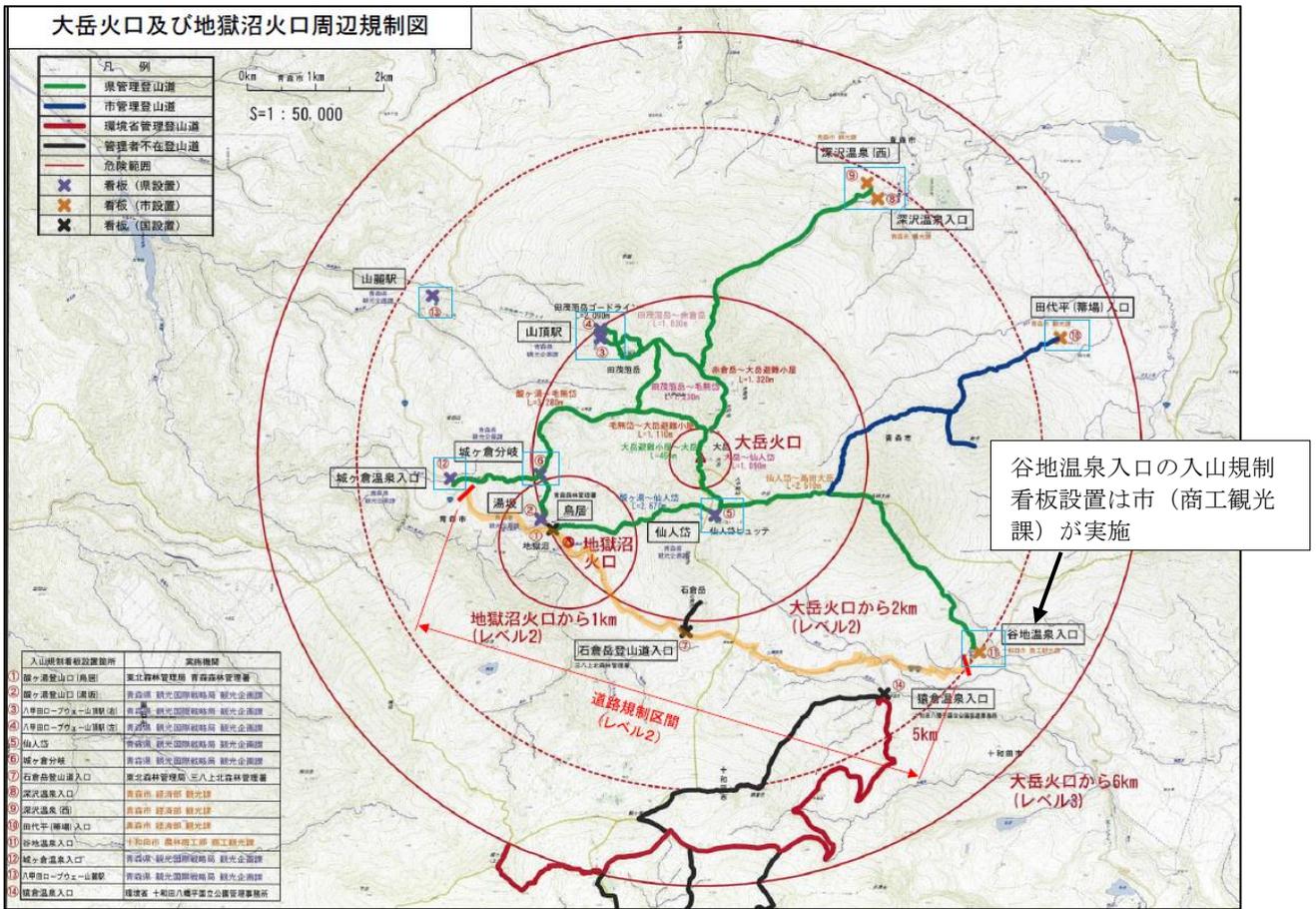
※融雪型火山泥流は積雪期のみ。

※各レベルを維持したまま、火山活動状況に応じて警戒範囲を縮小することがある。

※火口が特定できない場合は、大岳火口及び地獄沼火口の両方に対して噴火警報を発表する。

6 火口周辺規制及び入山規制の範囲（八甲田山のみ）

本計画で想定する火口周辺規制、入山規制の範囲は以下のとおりである。



7 特定地域（八甲田山）

特定地域とは八甲田山の想定火口に近いところに位置する温泉等の施設を指す。これらの地域は、噴火警戒レベル2または3の発表時に避難勧告等の発令を行い、避難等の対応を行うなど、早期の対応が必要になることがある。

八甲田山大岳の想定火口から6km以内の温泉等については、観光客や観光施設従業員がいる地域を「特定地域」として対応する。

八甲田山における特定地域

自治体	特定地域名称	特定地域に含まれる施設等の名称	避難対象となる噴火警戒レベル	備考
青森市	地獄沼周辺温泉施設等	酸ヶ湯温泉	レベル2（地獄沼火口）	冬季閉鎖
		東北大学植物園	レベル2（大岳火口）	
		八甲田ホテル	レベル2（大岳火口）	
	八甲田山西側温泉施設	酸ヶ湯キャンプ場	レベル3（大岳火口）	冬季閉鎖
		ホテル城ヶ倉	レベル2（大岳火口）	
	八甲田ロープウェー周辺施設	八甲田ロープウェー山頂公園駅	レベル3（大岳火口）	
		八甲田ロープウェー山麓駅	レベル3（大岳火口）	
		八甲田山荘	レベル3（大岳火口）	
		八甲田パーク	レベル3（大岳火口）	
	駒込深沢周辺地区	八甲田リゾートホテル	レベル3（大岳火口）	
駒込字深沢地区		レベル3（大岳火口）	冬季閉鎖 冬季閉鎖	
荒川字寒水沢地区	みちのく深沢温泉	レベル3（大岳火口）		
	八甲田温泉	レベル3（大岳火口）		
田代平キャンプ場周辺施設	荒川字寒水沢地区	レベル3（大岳火口）		
	田代レストハウス箒場	レベル3（大岳火口）	冬季閉鎖	
	銅像茶屋	レベル3（大岳火口）	冬季閉鎖	
十和田市	蕨川周辺温泉施設	又兵衛の茶屋	レベル3（大岳火口）	冬季閉鎖
		猿倉温泉	レベル3（大岳火口）	冬季閉鎖
		谷地温泉	レベル3（大岳火口）	冬季閉鎖

8 噴火警戒レベルに応じた避難対象地区（八甲田山）

(1) 非積雪期（火口周辺に積雪がない場合）の影響範囲と避難単位

自治体	噴火警報・予報	居住地域の避難単位	現象
青森市	噴火警戒レベル3	駒込字深沢（特定地域） 荒川字寒水沢（特定地域）	大きな噴石 火砕流・火砕サージ
十和田市	該当なし		

(2) 積雪期（火口周辺に積雪がある場合）の影響範囲と避難単位

自治体	噴火警報・予報	居住地域の避難単位	現象
青森市	噴火警戒レベル3	駒込字深沢（特定地域） 荒川字寒水沢（特定地域）	大きな噴石 火砕流・火砕サージ
	噴火警戒レベル4 又は5	花園1丁目 花園2丁目 松原1丁目 松原2丁目 松原3丁目 松森1丁目 松森2丁目 松森3丁目 佃1丁目 佃2丁目 桜川1丁目 桜川2丁目 桜川3丁目 桜川4丁目 桜川5丁目 桜川6丁目 桜川7丁目 桜川8丁目 桜川9丁目 中佃1丁目 中佃2丁目 奥野2丁目 奥野3丁目 南佃1丁目 筒井3丁目 筒井4丁目 筒井字桜川 古館1丁目 駒込字見吉 駒込字桐ノ沢 幸畑字唐崎 幸畑字谷脇 幸畑字阿倍野 田茂木野字阿倍野 田茂木野字田茂木野 問屋町1丁目 第2問屋町1丁目 第2問屋町4丁目 妙見1丁目 卸町 八ツ役字芦谷 牛館字松枝 上野字有原 上野字山辺 荒川字筒井 金浜字船岡 金浜字伊吹 高田字日野 高田字川瀬 大別内字西田 野沢字沢部 野沢字横手 野沢字稻荷沢 野沢字川部	融雪型火山泥流
十和田市	噴火警戒レベル4 又は5	焼山地区 十和田湖温泉郷地区 湧沢地区 片貝沢地区 百目木地区 両泉寺地区 法量地区 川口地区 枋久保地区 大畑野地区 立石地区 冷水道交地区 中川原地区 新川原地区 下川目地区 小沢口地区 葛温泉地区	融雪型火山泥流

9 噴火警戒レベルが運用されていない火山（十和田）

名称	対象範囲	火山活動の状況	警戒事項等
噴火警報 （居住地域） 又は 噴火警報	居住地域及びそれより 火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される	居住地域 嚴重警戒
噴火警報 （火口周辺） 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近く までの広い範囲の火口 周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入 った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは 発生すると予想される	入山危険
	火口から少し離れた所 までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生 命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想 される	火口周辺 危険
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見 られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）	活火山である ことに留意

第2章 防 災 組 織

第1節 十和田市防災会議

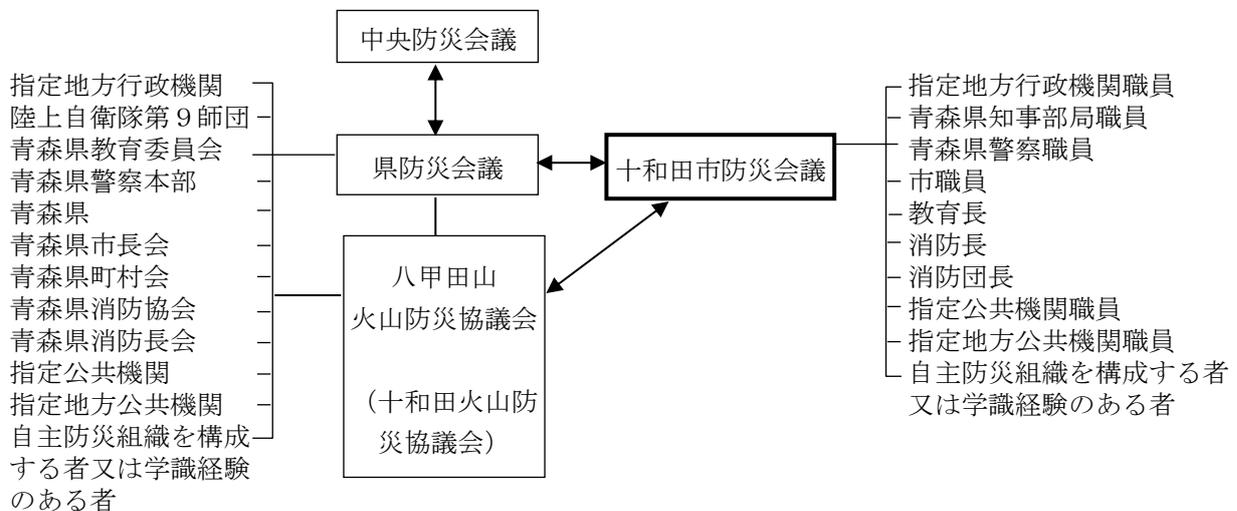
市の地域内に係る防災に関し、市の業務及び市区域内の防災関係機関、公共的団体、その他防災上必要な施設の管理者等を通ずる総合的かつ計画的な実施を図るため、市長の附属機関として防災会議を設置するものとする。なお、防災会議の組織及び所掌事務は、条例で定めるものとする。

1 組織

防災会議条例に基づく組織は、会長である市長と次に掲げる者（委員）をもって組織する。
（防災会議条例第3条第5項）

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 青森県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 青森県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 十和田市教育委員会教育長
- (6) 十和田地域広域事務組合消防本部消防長及び十和田市消防団団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

〔十和田市防災会議組織図〕



2 事務局

防災会議の事務局を総務部総務課に置く。

3 所掌事務

十和田市防災会議条例に基づく所掌事務は、次のとおりである。

- (1) 十和田市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

※十和田市防災会議に係る条例、運営要綱及び委員名簿については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】	2-1-1	十和田市防災会議条例
	2-1-2	十和田市防災会議運営要綱
	2-1-3	十和田市防災会議委員名簿

第2節 配備態勢

1 配備態勢 ※十和田火山は八甲田山火山を準用

市は、噴火時等において、八甲田山の火山の活動状況に応じた防災体制をとり、避難誘導等の防災対応にあたる。八甲田山の噴火及び火山災害の発生のおそれがある場合に、八甲田山の活動に関する情報等の収集、避難誘導等に関する調整及び応急対策の連絡調整、相互応援態勢の確立等を推進するため、噴火警戒レベルに応じ、災害対策本部等を設置する。

●噴火警戒レベルに応じた配備態勢

噴火警戒レベル	配備態勢
1 活火山であることに留意	なし
2 火口周辺規制	情報連絡体制
3 入山規制	情報連絡体制
4 避難準備	災害警戒対策本部
5 避難	災害対策本部

※ 状況によっては、噴火警戒レベルに関わらず災害対策本部等を設置する場合がある。

2 職員の動員

災害対策本部が設置された場合は、全職員が登庁して対処する。

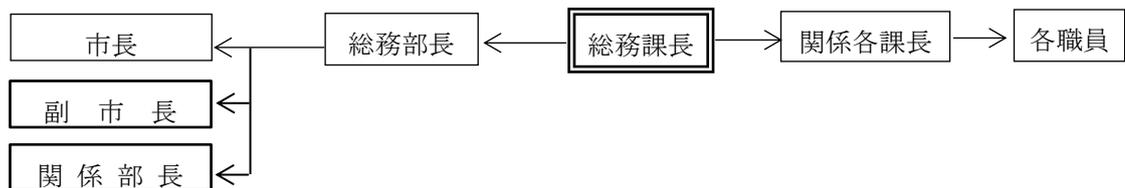
ただし、災害状況により、本部長の指示により動員の規模を縮小できる。

なお、それぞれの部内の職員の動員の方法等については、職員初動体制マニュアルによる。

(1) 動員の方法

ア 職員の動員は、原則として、連絡を待たずに直ちに参集するいわゆる自主参集による。なお連絡を要する場合は、次の連絡系統により行う。

(ア) 本部設置前



(イ) 本部設置時



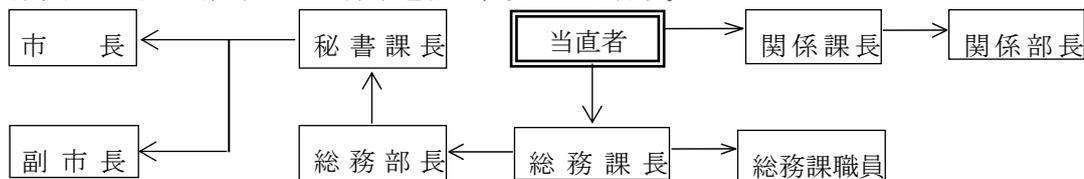
イ 自主参集した職員及び動員の指示を受けた職員は、直ちに所定の配備につく。

ウ 各部長は、部内各課（班）の応急対策に必要な職員が部内各課（班）における調整を行ってもなおおかつ不足し、活動に支障があると判断したときは、総務課長（総務班長）に応援職員の配置を求めることができる。

エ 総務課長（総務班長）は、応急対策活動の状況に応じ、職員の確保に努めなければならない。

(2) 当直者からの通報による非常連絡

勤務時間外における当直者からの非常連絡は、次により行う。



(3) 勤務時間外における職員の心得

ア 職員は、勤務時間外において、火山噴火又は火山災害が発生したときは、職員初動体制マニュアルに基づき、応急対策活動及び警戒対策活動に従事することに努めなければならない。

イ 職員は、出勤途上知り得た被害状況又は災害情報を所属課長（班長）（又は参集場所の指揮者）に報告する。

第3節 十和田市災害対策本部

市の地域内に火山噴火又は火山災害が発生し、応急措置を円滑かつ的確に講じる必要があると認めるときは、市長は災害対策本部を設置し、市防災会議と緊密な連絡のもとに災害予防及び災害応急対策（以下「災害対策」という。）を実施するものとする。

なお、市災害対策本部を設置したときは、県に報告するものとする。

1 設置・廃止及び伝達（通知）

災害対策本部は、次の基準により設置又は廃止する。

(1) 設置基準

災害対策本部は、次の基準に該当し、かつ、市長が全庁的対応の必要があると認めるときに設置する。

ア 火山災害が市内に広域にわたり発生し、又は発生するおそれがあるとき。

イ 市内に相当規模の火山災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

ウ 噴火警戒レベル5（避難）の避難誘導等の対応・措置があるとき。

(2) 廃止基準

火山災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき。

(3) 設置及び廃止時の通知等

ア 災害対策本部を設置したときは、速やかに次の区分により通知及び公表するとともに、災害対策本部の表示を庁舎正面玄関及び災害対策本部設置場所に掲示する。

通知及び公表先	伝達方法	担当班
防災会議委員	電話	総括司令班
本部員及び各班等	庁内放送、電話	〃
県（危機管理局）	青森県総合災害情報システム、電話（NTT、青森県防災情報ネットワーク等）、NTT-FAX・青森県防災情報ネットワークによるデータ伝送	〃
警察・消防	電話、無線	〃
指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関	電話	〃
報道機関等	電話、プレスリリース	総務班
市民	報道機関、防災広報車、無線、ホームページ等	〃

イ 災害対策本部を廃止したときの通知、公表については、設置の場合に準じる。

2 組織・編成及び業務分担

(1) 災害対策本部の組織・編成は、次のとおりである。

ア 災害対策本部は、本部の事務を統括する本部長、本部長を補佐あるいは本部長に事故があった場合にその職務を代理する副本部長と本部員等をもって組織する（後述の組織機構図参照）。

イ 本部長の事務を分掌させるため、行政組織上、本部員を長とする部等に班を置き事務を処理する。

ウ 災害対策本部に、災害応急対策に関する基本的事項を協議、決定するため本部会議、本部の事務を整理する事務局を置く。

本部会議は、災害対策の総合的基本方針の決定等を行う。

エ 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が必要とした都度開催する。

オ 必要に応じて現地災害対策本部を設置し、副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する者を現地災害対策本部長として充てる。

※十和田市災害対策本部条例等については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 2-3-1 十和田市災害対策本部条例

(2) 災害対策本部班別業務及び十和田地域広域事務組合警防本部班別業務は、次のとおりである。

ア 十和田市災害対策本部班別業務分担については、資料編に記載のとおりである。

【資料編】 2-3-2 十和田市災害対策本部運営規則

イ 十和田地域広域事務組合警防本部班別業務分担については、資料編に記載のとおりである。

【資料編】 2-3-3 十和田地域広域事務組合警防本部班別業務分担

第4節 災害対策本部に準じた組織

災害対策本部が設置される前及び災害対策本部を設置するに至らないと判断されるが、火山活動の状況に応じて、火山災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合等は、市長は、災害警戒対策本部等を設置し、災害対策本部設置時に準じて対処する。

なお、災害警戒対策本部の組織及び運営は、災害対策本部の組織及び運営に準じる。

1 設置基準

- (1) 火山活動の状況に応じて、市の地域内に重大な被害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき。
- (2) その他市の地域内に重大な被害が発生するおそれがある場合で市長が必要と認めるとき。
- (3) 噴火警戒レベル4（避難準備）の避難誘導等の対応・措置があるとき。

2 廃止基準

火山災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき。

3 設置及び廃止時の通知等

災害対策本部の場合に準じる。

4 その他の対策本部等の設置

被害対策等を迅速かつ強力に推進する必要がある場合は、被害対策本部等を設置する。

第5節 防災関係機関等の災害対策組織

防災関係機関は、火山活動及び被害の状況等によって、災害対策組織を設置して対処するものとする。

1 災害対策組織

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関における災害応急対策のための組織、事務分掌等については、防災業務計画等に基づき、それぞれの定めるところによる。

2 職員の配備基準及び動員

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の職員の配備基準及び動員については、防災業務計画等に基づき、それぞれの定めるところによる。

第6節 火山防災協議会

市は、県及び関係機関の連携を確立し、平常時から火山噴火時の総合的な避難対策等に関する検討を共同で行うことにより、火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、市民等の防災意識の向上に資することを目的として、火山防災協議会が設置されている。

1 火山防災協議会の設置

国(内閣府)は、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を火山災害警戒地域(以下「警戒地域」という。)として指定するものとする。

県及び市は、警戒地域の指定があったときは、火山防災協議会を組織するものとする。火山防災協議会は、知事及び市長、気象台、地方整備局等、自衛隊、警察、消防機関、火山専門家の他、観光関係団体等検討に必要な様々な者を加えるものとする。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会(コアグループ等)を設置するなど、円滑な検討に資する体制を整備するものとする。

(1) 八甲田山火山防災協議会

八甲田山火山防災協議会は、県、関係市町村及び気象台、警察、消防などの関係機関の連携を確立し、平常時から八甲田山の噴火時の総合的な避難対策等に関する検討を共同で行うことにより、火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上に資することを目的として、平成25年9月に設置された。その後、平成27年12月の活動火山対策特別措置法の改正を踏まえ、平成28年4月に同法第4条第1項の規定に基づく法定協議会へ移行した。八甲田山火山防災協議会の構成員は下記表のとおりである。

ア 八甲田山火山防災協議会の構成員

区分 (法第4条第2項中該当する号)	所属	職名 (氏名)	備考
都道府県 (第1号)	青森県	知事	会長
市町村 (第1号)	青森市、十和田市	各市長	
地方気象台等 (第2号)	仙台管区気象台、青森地方気象台	各台長	
地方整備局 (第3号)	東北地方整備局	局長	
陸上自衛隊 (第4号)	陸上自衛隊第9師団	師団長	
警察 (第5号)	青森県警察本部	本部長	
消防 (第6号)	青森地域広域・弘前地区消防・十和田地域広域事務組合消防本部	各消防長	
火山専門家 (第7号)	東北大学大学院理学研究科、弘前大学理工学部、秋田大学国際資源学部 弘前大学理工学部	各教授	
その他 (第8号)	東北森林管理局青森森林管理署	署長	
	東北森林管理局三八上北森林管理署	署長	
	国土地理院東北地方測量部	部長	
	環境省十和田八幡平国立公園管理事務所	所長	
	青森県危機管理局	局長	副会長
	青森県農林水産部、青森県県土整備部	各部長	
	青森県観光国際戦略局	局長	
	黒石市、平川市	各市長	

イ 八甲田山の噴火に係る関係機関の主な役割と体制

主体		噴火時の主な役割と体制
国	気象庁 (仙台管区気象台、青森地方気象台)	<ul style="list-style-type: none"> 噴火活動の監視、観測、噴火警報・予報の発表及び伝達 関係機関に対する随時の情報提供、火山活動の解説 現地調査
	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> 道路規制情報の提供 緊急調査 (降灰量調査等) 及び土砂災害緊急情報の通知および周知等 避難のための立退きの指示等の解除に関する助言
	林野庁	<ul style="list-style-type: none"> 入林者への規制情報の提供、林道への立入規制実施 降灰量調査、森林 (国有林) 等への影響調査の実施 標識等の設置
	環境省	<ul style="list-style-type: none"> 火山情報、防災情報の発信 登山道規制、看板設置
	自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集・連絡、避難者の救助、搬送等
県	青森県	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報連絡室 (レベル2)、災害警戒本部 (レベル3)、災害対策本部 (レベル4, 5) ※状況に応じて変更の場合あり 火山情報の収集、発信・土石流対策・登山道規制及び道路規制 看板の設置・林野火災の消火 観光客等に対する情報提供・風評被害対策・自衛隊災害派遣要請
市	十和田市	<p>(平時)</p> <ul style="list-style-type: none"> 警戒避難体制の強化・拡充・避難道路の整備 市民等の防災活動の促進、環境整備・観光客等の安全確保対策 研究及び観測等の促進 <p>(噴火時)</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報連絡体制 (レベル2, 3)、災害警戒対策本部 (レベル4)、災害対策本部 (レベル5) ※状況に応じて変更の場合あり 火山情報、被害状況の収集、通報、伝達・自衛隊災害派遣要請の要求 登山道規制及び道路規制・警戒区域の設定 避難勧告等の発令及び各種規制・避難の指示、誘導
	青森市	<p>(平時)</p> <ul style="list-style-type: none"> 警戒避難体制の強化・拡充・避難道路の整備 市民等の防災活動の促進、環境整備・観光客等の安全確保対策 研究及び観測等の促進 <p>(噴火時)</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報連絡体制 (レベル2)、警戒対策本部 (レベル34)、災害対策本部 (レベル5) ※状況に応じて変更の場合あり 火山情報、被害状況の収集、通報、伝達・自衛隊災害派遣要請の要求 登山道規制及び道路規制・警戒区域の設定 避難勧告等の発令及び各種規制・避難の指示、誘導 ※異常現象の報告・臨時の解説情報によっては、特定地域の一部に避難勧告等の発令等の防災対応を行う。
	黒石市 平川市	<p>(平時)</p> <ul style="list-style-type: none"> 警戒避難体制の強化・拡充・避難道路の整備 住民等の防災活動の促進、環境整備・観光客の安全確保対策 研究及び観測等の促進 <p>(噴火時)</p> <ul style="list-style-type: none"> 火山情報、被害状況の収集、通報、伝達 避難の指示、誘導 周辺市町村の支援
消防本部		<ul style="list-style-type: none"> 火山情報、被害状況の収集、通報、伝達 救助活動、避難誘導
青森県警察本部		<ul style="list-style-type: none"> 火山情報、被害状況の収集、通報、伝達 救助活動、避難誘導、道路規制
その他の八甲田山火山防災協議会構成機関		<ul style="list-style-type: none"> 警戒区域、立入規制範囲の協議・検討 規制範囲の拡大、縮小に関する協議等

(2) 十和田火山防災協議会

十和田火山防災協議会（以下「協議会」という。）は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、十和田において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため、青森県、岩手県及び秋田県（以下「三県」という。）並びに青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、つがる市、平川市、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、七戸町、六戸町、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、新郷村、二戸市、八幡平市、能代市、大館市、鹿角市、北秋田市、小坂町及び藤里町（以下「関係市町村」という。）が共同で設置した。十和田火山防災協議会の構成員は下記表のとおりである。

ア 十和田火山防災協議会の構成員

区分 (法第4条第2項中該当する号)	所属	職名(氏名)	備考
都道府県及び市町村(第1号)	青森県	知事	会長
	秋田県	知事	副会長
	岩手県	知事	副会長
	十和田市、青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、二戸市、八幡平市、能代市、大館市、鹿角市、北秋田市	各市長	
	藤崎町、大鰐町、板柳町、鶴田町、中泊町、七戸町、六戸町、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、小坂町、藤里町	町長	
	田舎館村、新郷村	村長	
地方气象台等(第2号)	仙台管区气象台、青森地方气象台、盛岡地方气象台、秋田地方气象台	各台長	
地方整備局(第3号)	東北地方整備局	局長	
陸上自衛隊(第4号)	陸上自衛隊第9師団	師団長	
警察(第5号)	青森県警察本部	各本部長	
	岩手県警察本部		
	秋田県警察本部		
消防(第6号)	青森地域広域事務組合消防本部	各消防長	
	弘前地区消防事務組合消防本部		
	八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部		
	五所川原地区消防事務組合消防本部		
	十和田地域広域事務組合消防本部		
	つがる市消防本部		
	中部上北広域事業組合消防本部		
	二戸地区広域行政事務組合消防本部		
	盛岡地区広域消防組合消防本部		
	能代山本広域市町村圏組合消防本部		
	大館市消防本部		
	鹿角広域行政組合消防本部		
北秋田市消防本部			
火山専門家(第7号)	東北大学大学院理学研究科、弘前大学農学生命科学部、弘前大学理工学部、秋田大学大学院教育学研究科、秋田大学国際資源学部	各教授等	
	東北大学東北アジア研究センター	助教	
	弘前大学理工学部	講師	
	産業技術総合研究所	主任研究員	
その他(第8号)	内閣府政策統括官(防災担当)	参事官	
	東北森林管理局三八上北森林管理署、東北森林管理局岩手北部森林管理署、米代東部森林管理署	各署長	
	国土地理院東北地方測量部	部長	
	環境省十和田八幡平国立公園管理事務所	所長	

イ 十和田火山防災協議会の所掌事務

- (ア) 十和田に係る噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項
- (イ) 青森県及び秋田県の県防災会議が法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (ウ) 十和田市、鹿角市及び小坂町の市町防災会議が法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (エ) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要な事項

2 火山防災協議会における協議事項等

- (1) 噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定といった一連の警戒避難体制や、現地の関係機関の防災対応の流れなど様々な関係者と連携した警戒避難体制の整備に関する取組について、地域の実情に応じて必要な事項を協議するものとする。

- (2) 災害時の登山者の早期把握、安否確認等に資する登山届の必要性について検討するものとする。
- (3) 市及び県は、火山防災協議会の場を活用する等により、退避壕・退避舎等の必要性について検討するものとする。

3 警戒地域の指定に基づき市地域防災計画に定めるべき事項等

- (1) 市は、本計画において、当該警戒地域ごとに、火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発令・伝達に関する事項、噴火警戒レベルの運用による入山規制や避難指示（緊急）等避難のための措置について市長が行う通報及び警告に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、火山現象に係る避難訓練に関する事項、救助に関する事項その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。また、警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地を定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設について、市は、火山現象発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、本計画において、火山現象の発生及び推移に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。
- (2) 市が警戒避難体制の整備について本計画に定める際は、火山防災協議会での検討により、噴火シナリオや複数の噴火規模を想定した火山ハザードマップを用いて避難開始時期や避難対象地域をあらかじめ段階的に設定することにより噴火警戒レベルを設定し、これに対応した避難開始時期、避難対象地域、指定緊急避難場所等の避難先、避難経路・手段を定めるなど具体的で実践的な避難計画を本計画に位置付けるようにする。

4 合同会議

噴火警戒レベル4以上に相当する噴火警報が発表された場合など、噴火等に関する各種情報その他火山活動に関する情報を交換し、それぞれが実施する応急対策について相互に協力するため、必要に応じて、国、関係地方公共団体、火山専門家等の関係者で構成される火山災害警戒合同会議又は火山災害対策合同会議が開催される。

合同会議等が開催された場合、それに参加し、国と火山の活動状況や被害情報等について、情報共有を行うとともに、防災対応について協議を行う。

合同会議の開催会場は、以下のとおりとする。

<合同会議開催会場>

○青森県庁 災害対策本部室

住 所：青森市長島1-1-1

第3章 災害予防計画

火山災害が発生した場合の被害の軽減を図るため、防災施設の整備、防災に関する教育訓練等その他災害予防について定め、その実施を図るとともに第4章災害応急対策計画に定める各種応急対策等を実施する上で、必要の組織体制を整備しておくものとする。

特に、災害時に、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視した防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった取組である「防災公共」を推進する。

第1節 調査研究及び監視観測の推進 [総務課、国、県等]

1 方針

火山災害は、①噴火に伴い発生する現象が多岐にわたること。②長期化する恐れがあること。③被害が複数の市町村に及ぶこと。④被害や影響が多方面にわたること。等の特徴を持っており、国、県、市その他の防災関係機関及び学識者等は共通認識のもと、役割分担を明確にした上で、互いに連携し、一体となって防災対策を推進する必要がある。

したがって、火山災害対策を総合的かつ計画的に推進するに当たり、被害を最小限とする有効な具体策を樹立するため、各種災害の要因、態様、被害想定及びその対策等について、科学的な調査研究の推進を図る。

2 実施内容

(1) 火山活動に関する研究

- | | |
|------------------|----------------|
| ア 災害想定に関する調査研究 | イ 火山活動に関する調査研究 |
| ウ 火山噴火予知に関する調査研究 | エ その他必要な調査研究 |

(2) 火山防災対策に関する調査研究

- | | |
|----------------|---------------------------|
| ア 避難に関する調査研究 | イ 火山活動の長期化に起因する災害に関する調査研究 |
| ウ 二次災害に関する調査研究 | エ その他必要な調査研究 |

(3) 防災公共推進計画の推進

大規模災害時の想定危険箇所を把握し、現状の避難路や指定避難場所等についての総合的な課題の洗い出しを実施したうえで、県及び市が一体となって最適な避難路・指定避難場所を地域ごとに検証し、現状に即した最も効果的な避難路・指定避難場所を確保するため、必要な対策や優先度について定めた防災公共推進計画に基づき、その対策を実施する。

(4) 火山観測体制の推進

八甲田山及び十和田については、気象庁等により常時観測がなされている。各火山の観測体制については、第1章第7節「火山現象と影響範囲に関する想定等」参照する。

火山噴火による災害を軽減するためには、平常時から火山の監視観測に努め、いち早く噴火の前兆現象を把握することが重要であることから、火山監視観測・調査研究機関と連携して、観測体制の充実に努める。

ア 市は、常時、遠望観測等を実施する。

イ 気象庁は、噴火の前兆を捉えて噴火警報等を的確に発表するため、地震計、傾斜計、空振計、GNSS観測装置、監視カメラ等による観測を実施し、関係機関（大学等研究機関や自治体・防災機関等）の協力も得ながら、仙台管区気象台地域火山監視・警報センターにおいて、火山活動を24時間体制で常時観測・監視する。

また、平常時に計画的に機動観測を実施するとともに、火山活動の活発化等により活動状況をより詳細に把握する必要がある場合等に、臨時的機動観測を実施する。その他、機動観測を実施するために必要な機器等の整備・充実に努める。

第2節 業務の継続性の確保

1 方針

市は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

2 実施内容

市は、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、業務継続性の確保を図る。

特に、市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながる通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ、非常時優先業務の整理並びに役割・分担について定めるものとする。

また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第3節 防災業務施設、設備等の整備

火山災害被害の軽減を図るための防災業務施設、設備等の整備は、国、県、市、協議会の構成機関等が連携をとりつつ、それぞれの分野において実施するものとする。

1 火山観測施設・設備等 [総務課、国、県、消防本部]

- (1) 市及び協議会の構成機関は、観測に必要な施設、設備の整備、点検に協力または実施し、観測体制の維持・強化を図る。
- (2) 観測所及び観測点については、「第1章第7節火山現象と影響範囲に関する想定等」に掲載のとおりである。
- (3) 市は、噴火警報等の受信に必要な設備の設置、維持管理に努める。

2 消防施設・設備等 [総務課、消防本部]

消防ポンプ自動車等、消火栓、防火水槽等の消防水利、火災通報設備等の整備、改善並びに性能調査の実施により有事の際の即応体制の確立を図る。

特に、火山災害に起因する林野火災等に対処するための資機材の整備を図る。

(1) 整備状況

消防施設等の現況については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 3-3-2 消防施設等の現況

(2) 消防ポンプ自動車等の整備

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、消防施設整備5か年計画により増強、更新を図るなど整備していく。

なお、消防力強化の基礎となる消防庁舎、消防車格納庫等さらには消火栓、防火水槽等の消防水利の設置整備に際しては、耐震性を十分考慮し、災害時における消防活動体制の確保に努める。

ア 消防ポンプ自動車等整備計画

イ 消防水利整備計画

ウ 屯所整備計画（消防団）

消防ポンプ自動車等の整備については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 3-3-3 消防ポンプ自動車等の整備

3 通信施設・設備等 [総務課]

- (1) 市及び協議会の構成機関は、防災に関する情報の収集・伝達を迅速に行うため、衛星通信、県防災情報ネットワーク（IP電話、文書データ伝送）、固定電話・ファクシミリ、携帯電話、衛星携帯電話、インターネット、電子メール等情報連絡網の整備を図るとともに、民間企業、報道機関、市民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

市は、市民への情報伝達を迅速かつ的確に行うため、市防災行政無線等情報伝達網、全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び災害情報共有システム（L-ALERT）を整備する。

また、それぞれの通信施設等を防災構造化するなどの整備改善に努めるとともに、これらの施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め通信連絡機能の維持を図る。さらに、無線設備や非常用電源の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

なお、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

(2) 整備状況

ア 防災行政無線

(ア) 市有無線設備は、次のとおりである。

a 移動系

b 同報系

(イ) 通信系統図については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 3-3-4 通信施設・設備等

イ 県防災情報ネットワーク

県防災情報ネットワークは、県（災害対策本部）と各市町村を接続している。

連絡系統図については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 3-3-5 青森県防災情報ネットワーク

ウ 消防救急無線

消防救急無線については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 3-3-6 消防救急無線

4 水防施設・設備等 [土木課]

市及び防災関係機関は、融雪型火山泥流等に備え、水防活動組織を確立し、重要水防区域、危険箇所等における具体的な水防工法を検討するとともに、水防活動に必要な水防資機材及びそれらを備蓄する水防倉庫を整備、点検する。

(1) 整備状況

水防倉庫の資機材の備蓄状況については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 3-3-7 水防施設・設備等

(2) 整備計画

市及び防災関係機関は、水防活動に必要な水防資機材を常に点検し、当該年度の「青森県水防計画書」に定める「水防倉庫の資機材備蓄基準」により必要な資機材を備えておく。

5 救助資機材等 [消防本部]

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材、救命胴衣等の救助資機材を整備、点検する。

また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

(1) 整備状況

救助施設・設備等については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 3-3-8 救助施設・設備等

(2) 整備計画

人命救助に必要な施設・設備については、年次計画により一層の整備充実に努める。

6 広域防災拠点等 [総務課]

大規模災害時に警察・消防・自衛隊等から派遣される要員や応援（救援）物資搬送施設（二次物資拠点）等のための活動拠点を確保する。

※ 一次物資拠点は県が設置する広域物資輸送拠点

※ 二次物資拠点は市が設置する地域内輸送拠点（十和田市総合体育センター、十和田市志道館）

広域防災拠点等については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 3-3-9 広域防災拠点等

7 その他施設・設備等

市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努めるとともに、関係機関や民間事業者との連携に努める。

さらに、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難場所を定期的に点検する。

また、関係機関は、災害のため被災した道路、河川等の損壊の復旧等に必要な重機類については、年次計画により一層の整備充実に努める。

第4節 防災情報ネットワーク [総務課]

災害時における一般通信の輻輳に影響されない本県独自の通信網を確保することにより、予防対策に役立てるとともに、災害時における迅速かつ的確な応急対策を実施するため、県、市町村（消防本部を含む。以下、この節において同じ。）、防災関係機関を接続した防災情報ネットワーク及び総合防災情報システムの活用を推進するものとする。

1 防災情報ネットワークの活用

県独自の防災専用回線として、光イーサ回線により県、市町村、防災関係機関を接続し、次の機器により情報伝達を行う。

(1) 専用電話

- ア 端末局間のIP電話
- イ 自治体衛星通信ネットワークによる衛星電話

(2) 文書データ伝送用端末

- ア 端末局間の文書データ伝送
- イ 総合防災情報システムによる防災情報の伝送

2 総合防災情報システムの活用

県は、市町村、防災関係機関と一体となって、「防災情報の統合化」、「防災情報の高度化」、「防災情報の共有化」を基本方針とする総合防災情報システムを活用するとともに、防災対策について有効に機能するよう充実を図る。

市は、総合防災情報システムの活用を推進するため、操作担当者を2名以上定め、県が主催する研修会、訓練に参加し、操作能力の習得・向上に努めるとともに、総合防災情報システムと一体となって機能するため、組織体制等を整備するとともに、情報システムなどの災害対策機能の充実を図る。

また、県と協力しながら維持管理が万全となるよう努める。

(1) 防災情報の統合化

気象情報、河川情報、道路情報、環境放射線モニタリング情報等の各種個別システムによる防災情報を統合する。

(2) 防災情報の高度化

被害情報、措置情報等を視覚的に把握しやすいものとするため、被害情報等と地図データを連携させたGISを活用する。防災GISで管理する情報は、次のとおりである。

- ア 被害情報、措置情報
- イ 指定避難所情報
- ウ 県防災ヘリコプター運航要請情報

(3) 防災情報の共有化

防災情報ネットワークにより各機関を接続し、統合化・高度化された防災情報を県、市町村、防災関係機関で共有する。

ア 総合防災情報システム端末の設置

県防災危機管理課、関係課及び災害対策本部等、市町村、防災関係機関に設置した総合防災情報システム端末（防災情報ネットワークの文書データ伝送用端末にて操作するものを含む。）により、防災情報を収集・伝達する。また、システムに登録された防災情報は、各機関において情報共有する。

イ 市民への情報提供

インターネットを活用し、危険箇所や指定避難所の所在、防災啓発に関する情報等をホームページにより市民に提供する。

第5節 自主防災組織等の確立 [総務課、消防本部]

大規模な火山災害が発生し、防災関係機関の活動が遅れたり、阻害されるような事態において被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止するには、市民が自主的に自主防災組織を結成し、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等を組織的に行う必要がある。

このため、市は、市民による自主防災組織等の結成を促進し、育成・強化を図るとともに、関係機関との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

1 自主防災組織の現況

自主防災組織は、現在各地区で組織され、防災活動を実施しているところである。

今後は、地域の実情に応じた防災計画に基づき平常時、災害時において効果的に防災活動を行うよう指導する。

自主防災組織一覧については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 3-6-1 自主防災組織一覧表

2 自主防災組織の育成強化

自主防災組織の結成、組織化は市民が自ら自主的に行うことを本旨としつつ、既存の町内会、自治会等の自治組織を自主防災組織として育成するとともに、その要となる優れたリーダー育成に努める。その際、女性の参画の促進に努める。

- (1) 地域（町内会等の単位）の指導者及び市民に対し、自主防災組織の必要性の認識を高めるため、啓発活動（必要な資料の提供、研修会等）を積極的に実施する。
- (2) 自主防災組織が実施する防災訓練に対し、積極的に指導するとともに、市民が一致団結して、初期消火活動の実施及び災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要するいわゆる避難行動要支援者の安全を確保するための防災活動が効果的に行われるような協力体制の確立を図る。
- (3) 自主防災活動を活発にするため、リーダー講習会の実施、モデル地域の紹介などを通じ、地域社会のリーダーに対する防災知識の啓発を行うとともに、自主防災組織のかなめとなる優れたリーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの訓練の日常化、訓練の実施を促すものとする。
- (4) 災害時には避難・備蓄等の機能を有する活動の拠点となり、平常時は防災知識の普及及び防災訓練の活動の拠点となる施設並びに消火、救助、救護のための資機材の整備を図る。

3 事業所における自衛消防組織の設置の促進

法令により消防計画等の作成及び自衛消防組織の設置が義務付けられている事業所については、自主防災体制をより充実・強化するとともに、法令により義務付けられていない事業所についても強力に設置を促進する。

なお、消防法第8条の2の5に基づく自衛消防組織又は消防法第14条の4に基づく自衛消防組織の設置が義務付けられている事業所は、次のとおりである。

- (1) 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、複合用途防火対象物その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物
- (2) 第4類の危険物の製造所、一般取扱所及び移送取扱所の一部

4 自主防災組織の防災活動の推進

自主防災組織は、地域の実情に応じた自発的な防災活動に関する計画（「以下地区防災計画」という。）を策定するとともに、これに基づき、平常時及び災害時において効果的で要配慮者に配慮した防災活動を次により行う。

(1) 平常時の活動

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| ア 情報の収集伝達体制の確立 | イ 防災思想・防災知識の普及及び防災訓練の実施 |
| ウ 活動地域内の防災巡視の実施 | エ 火気使用設備器具等の点検 |
| オ 防災用資機材の備蓄及び管理 | カ 要配慮者の把握 |
| キ 地区防災計画の策定 | |

(2) 災害時の活動

- | | |
|--------------------------------------|---------------|
| ア 初期消火の活動 | イ 指定避難所の開設・運営 |
| ウ 地域内の被害状況等の情報の収集、市民に対する避難指示（緊急）等の伝達 | |
| エ 救出救護の実施及び協力 | オ 集団避難の実施 |
| カ 炊き出しや救援物資の配分に対する協力 | |

5 事業所の防災活動の推進

事業所は、災害時において果たす役割（従業員、顧客の安全、経済活動の維持、市民への貢献）の十分な認識の下で、自衛消防組織を設置し、次により自主防災体制の確立を図る。

(1) 平常時の活動

- | | |
|----------------|-------------------------|
| ア 情報の収集伝達体制の確立 | イ 防災思想・防災知識の普及及び防災訓練の実施 |
|----------------|-------------------------|

- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材の備蓄及び管理
- (2) 災害時の活動
- ア 初期消火の活動
- イ 救出救護の実施及び協力
- ウ その他

6 防災士の育成

防災について十分な意識と一定の知識・技能を持ち、地域の防災リーダーとして中心となって活動する防災士の育成に努め、自主防災組織等の防災力の向上に努めるとともに、防災組織等が未設立の地区においては、自主防災組織等の地域防災コミュニティの構築に寄与する。

7 地区防災計画の提案

地区居住者等は、十和田市防災会議に対し、策定した地区防災計画を本計画に定めることを求めることができる。十和田市防災会議は、地区居住者等の主体性を尊重した上で、本計画に定める必要があるかの判断を行う。必要を認めた場合には、当該地区防災計画を本計画に定めるものとする。

第6節 防災教育及び防災思想の普及 [総務課]

火山災害による被害を最小限に食い止めるには、防災に携わる職員の資質の向上と市民一人ひとりが日頃から火山災害に対する認識を深め、災害から自己を守るとともに、お互いに助け合うという意識行動が必要である。

このため防災業務担当職員に対する防災教育の徹底及び市民に対する防災知識の普及を図るものとする。その際、障害者、傷病者、高齢者、乳幼児、外国人、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するように努めるものとする。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図るものとする。

1 防災業務担当職員に対する防災教育

市は、防災業務担当職員の災害時における適正な判断力を養成し、また職場内における防災体制を確立するため、研修会、検討会及び現地調査等を通じ防災教育の徹底を図る。

なお、防災教育はおおむね次のとおりである。

- (1) 火山噴火及び各種災害についての一般的知識の習得
- (2) 災害対策基本法及び活動火山対策措置法を中心とした法令等の知識の習得
- (3) 災害を体験した者との懇談会
- (4) 災害記録の文献紹介とその検討会

2 市民・登山者等への防災啓発・普及

市は、市民・登山者等への啓発方法について協議会で協議する。火山防災マップや火山防災パンフレットの作成・配布や、気象庁等と協力し、マップ等の説明会や防災講演会などを開催し、市民・登山者等の防災意識の向上を図る。

避難促進施設は、市が作成した火山防災マップや火山防災パンフレットなどを活用し、登山者等への防災啓発を行う。

- (1) 市は、人的被害を軽減する方策は、市民の避難行動が基本となることを踏まえ、噴火警戒レベル及び避難指示（緊急）等の意味と内容の説明など、啓発活動を市民に対して行う。

なお、普及啓発方法及び内容は次のとおりである。

ア 普及啓発方法

- (ア) 防災の日、防災週間、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間、水防月間、土砂災害防止月間、雪崩防災週間、山地災害防止キャンペーン、火災予防運動期間など関係行事を通じて講習会、展覧会等を実施し、防災思想の普及を図る。
- (イ) 放送局、新聞社等の協力を得て、ラジオ、テレビ、新聞等で行う。
- (ウ) 防災に関するホームページ・パンフレット・ハンドブック・ポスター等を活用した普及啓発を行う。また、ホームページが活用されるよう促す。
- (エ) 市が行う青少年教育、女性教育等の学級・講座や、青少年団体、女性団体等の社会教育関係団体を実施する研修会、講演会、展覧会等の開催など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する内容を組み入れ、市民に対する防災思想の普及推進を図る。

イ 普及内容

- (ア) 火山に関する知識及び火山災害の特性
 - ・火山現象は、前兆現象が把握されずに突発的に発生することがあること
 - ・噴火に伴い発生する現象が多岐にわたること
 - ・長期化する可能性があること
 - ・被害が複数の市町村に及ぶこと
 - ・被害や影響が多方面にわたること
- (イ) 噴火警報、噴火警戒レベル、避難指示等に関すること
- (ウ) 災害危険箇所に関すること
- (エ) 火山に係る異常現象を発見した場合の市又は警察官への通報
- (オ) 登山時における必要な装備等の用意、登山届、登山者カード（登山計画書）の積極な提出
- (カ) 火山活動異常時における速やかな下山
- (キ) 避難に際し市民のとるべき行動
 - ・市民及び地域の町会長等は避難を円滑に行うため、避難手段、避難経路、避難場所等を事前に把握しておくとともに、ハザードマップ等により火山災害についても把握しておくこと。
 - ・避難の際の携行品はあらかじめ準備しておき、持病の治療薬等重要な医薬品は避難が長期にわたる可能性も考え十分な量を携行すること。
 - ・避難の前には必ず暖房器具は消火を確認し、ガスは元栓を閉め、電気はブレーカーを切るなど出火を防止すること。被災による漏水等も考えられる場合は水道の元栓等も閉めること。
 - ・避難する際の基本的な服装は、ヘルメット等の頭部を保護するもの、動きやすい靴、防塵眼鏡、マスク着用とすること。
 - ・近隣に声をかけ、互いに協力して全員が安全に避難できるようにすること。
 - ・親戚、知人等の元に避難する場合は、避難対象区域の避難誘導責任者に避難先及び連絡先を報告すること。
 - ・行動は沈着に行い、不確実な情報に惑わされないよう注意すること。
- (2) 市は、噴火警報等を迅速かつ確実に関係機関、市民等に伝達する体制を整備するとともに、火山活動に関する異常現象が、発見者から市、警察官へ迅速かつ確実に通報されるよう、あらかじめ市民等に周知徹底する。
- (3) 市は、火山活動に伴う異常現象、噴火の前兆現象、噴火災害時の対応等について、各火山の特性を考慮した火山ハザードマップ等の作成により地域住民等に周知徹底する。
 - ア 融雪型火山泥流等の被害想定区域、指定避難所、避難路などの火山災害に関する総合的な資料の図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ等の作成を行い、市民等に配付する。
 - イ 要配慮者が利用する施設及び特定地域の観光施設等における火山噴火時に円滑かつ迅速な避難を確保するため、作成したハザードマップを施設等の管理者へ提供する。
 - エ ハザードマップの作成に当たっては、市民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する市民等の理解促進を図るよう努める。
 - オ 市の地域の実情に応じ、災害体験館等防災知識の普及に資する施設の設置に努める。
- (4) 市は、火山性ガスの発生している箇所等の危険個所の把握に努め、平時から地域住民等への周知徹底に努める。
- (5) 市は、本計画に基づき、警戒地域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民、登山者等に周知させるため、火山防災協議会における検討を踏まえ、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップに避難対象地域、避難場所や避難経路、避難手段といった避難計画の内容、噴火警戒レベルの解説や情報伝達に関する事項など、市民や登山者等に防災上必要な情報を付加した火山防災マップの配布その他の必要な措置を講じるものとする。
- (6) 市は、国、県、防災関係機関等の協力を得つつ、地域住民の適切な避難や防災知識・活動に資するよう次の施策を講じる。
- (7) 登山者等の安全確保
 - ア 市は、登山者への伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、観光施設等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図る。
 - イ 市は、観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者や旅行者に対して防災知識の普及啓発を図るものとする。また、パンフレットの配布等を通じて、火山災害履歴についての知識の普及を図る。
 - ウ 登山者等は、自らの安全を確保するため、噴火のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保、登山届、登山計画書、登山カード等の積極的な提出等の手段を講じるよう努めるものとする。

3 学校での防災教育

市は、協議会の構成機関と連携し、出前講座の実施、副読本や火山防災マップ・ハンドブックの作成等で、学校における防災教育や啓発用の教材作成を支援する。教育委員会とも連携し、教職員に対する火山防災の研修を行う。また、授業の一環として、児童・生徒を対象とした火山防災等をテーマにした防災教育プログラムを導入する場合の支援を実施する。

4 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう努め、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第7節 企業防災の促進 [商工観光課]

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を踏まえ、施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的な活用などにより、企業防災に向けた取組に努める。

1 事業継続計画（BCP）等の作成

企業は、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上必要な取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めることが望ましい。

市は、事業継続計画作成の取組に資する情報提供を行うなど、管内企業の作成への取組を支援する。

2 防災意識の高揚

市及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識を高揚して、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。また、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

3 防災訓練等への参加

市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

第8節 防災訓練 [関係各課、消防本部]

火山災害時等における応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災関係機関と市民等の間における連絡協力体制を確立するとともに、防災体制の強化と市民の防災意識の高揚を図ることを目的として、計画的かつ継続的な防災訓練を実施するものとする。

訓練の実施にあたっては、災害時において処理すべき事務又は業務を迅速かつ円滑に行うため、ブライント方式の図上訓練も含め、個別又は総合防災訓練を段階的、定期的を実施する。

1 防災訓練の実施

市は、防災関係機関と密接な連携のもとに火山ハザードマップや噴火シナリオ等を活用した実践的な防災訓練を行うよう努める。なお、訓練終了後は評価を実施して、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行うものとする。

訓練には避難に関わる市民、登山者、自主防災組織、避難促進施設、関係事業者等にも参加を呼びかける。広域避難の場合を想定して、避難先の市町村にも参加の協力を求める。

協議会の構成機関による合同防災訓練については、協議会等において、訓練方法等を協議し実施する。気象庁からは、特に訓練の想定条件となる噴火規模や噴火シナリオ等について助言を受ける。

2 訓練内容

- (1) 本計画に基づいて実施する。
- (2) 実施時期は、出水期又は台風シーズンを外した時期に実施するよう努める。
- (3) 実施場所は、融雪型火山泥流地域及び観光施設の特定地域を想定して実施する。
- (4) 訓練内容

ア 情報収集・伝達・広報訓練	イ 通信訓練
ウ 災害対策本部設置・運営訓練	エ 交通規制訓練
オ 避難・避難誘導訓練	カ 救助・救出訓練
キ 救急・救護訓練	ク 応急復旧訓練
ケ 隣接市町村等との連携訓練	コ 指定避難所開設・運営訓練
サ 避難行動要支援者の安全確保訓練	シ ボランティアの受入れ・活動訓練

3 防災訓練に関する普及啓発

個別防災訓練や総合防災訓練の参加者となる市民に対して、市の広報など各種の媒体を通じた普及啓発を行い、防災訓練への参加意識を高揚する。

また、市は地域の防災力を高めるため、市民自らが実施し、幅広い層が参加する防災訓練の普及に努めるとともに、市民と一体的に取り組む訓練の実施を推進する。

第9節 避難対策 [総務課、生活福祉課、こども支援課、市民課]

火山災害発生時において市民、登山者、観光客等が迅速かつ円滑に避難できるよう、火山避難計画を作成し、当該計画に基づき指定避難所等及び避難路の選定、避難訓練及び避難に関する広報の実施、避難計画の策定等避難体制の整備を図るものとする。

また、火山災害時の想定危険箇所を把握し、現状の避難路や指定避難所等についての総合的な課題の洗い出しを実施した上で、県及び市は一体となって最適な避難路や指定避難所等を地域ごとに検証し、現状に即した最も効果的な避難路や指定避難所等を確保する。

1 噴火警戒レベルと避難勧告等の発令基準

※十和田火山は発令基準が示されていないため、当面は八甲田山火山を参考にする。

噴火警戒レベル毎の警戒範囲と避難勧告等の発令基準は概ね以下のとおりである。

●噴火警戒レベル毎の警戒範囲と避難勧告等の発令

噴火警報の種類	警戒範囲	避難勧告等
噴火警報（火口周辺） または火口周辺警報（噴火警戒レベル2）	●大岳火口 ・火口から概ね2 km以内の範囲 ●地獄沼火口 ・火口から概ね1 km以内の範囲	・警戒範囲へ避難指示（緊急）を発令 ・警戒範囲周辺の特定地域へ避難準備 ・高齢者等避難開始を発令
噴火警報（火口周辺） または火口周辺警報（噴火警戒レベル3）	●大岳火口 ・火口から概ね5 km以内の範囲 ・火口から概ね6 km以内の河川流域（葛川、奥入瀬川、涸沢）	・火口から概ね5 km以内の警戒範囲（特定地域含む）へ避難指示（緊急）を発令 ・警戒範囲周辺の特定地域へ避難準備 ・高齢者等避難開始を発令
	●大岳火口 ・火口から概ね6 km以内の範囲 ※大規模噴火に伴う融雪型火山泥流の発生が予想される場合は、噴火警戒レベル4に引き上げる。	・警戒範囲（特定地域含む）へ避難指示（緊急）を発令
噴火警報（居住地域） または噴火警報（噴火警戒レベル4）	●大岳火口 ・火口から概ね6 km以内の範囲 ・葛川、奥入瀬川の河川流域（居住地域を含む）	・火口から概ね6 km以内の警戒範囲（特定地域含む）へ避難指示（緊急）を発令 ・河川流域の警戒範囲へ避難準備・高齢者等避難開始を発令
噴火警報（居住地域） または噴火警報（噴火警戒レベル5）	●大岳火口 ・火口から概ね6 km以内の範囲 ・葛川、奥入瀬川の河川流域（居住地域を含む）	・警戒範囲へ避難指示（緊急）を発令

※ 上表のほか、市民等の安全確保のため必要と判断した場合にも発令する。

2 指定緊急避難場所等の指定

一時的な待機場所は、焼山、奥入瀬溪流温泉地区は八戸市民保養所「洗心荘」とし、休屋地区は十和田湖観光交流センター「ぷらっと」、宇樽部地区は「十和田湖小中学校」をそれぞれ一時的な待機場所として使用を想定している。また、一時待機場所からバス等の輸送手段により危険の及ばない指定避難所等へ移送する。

3 指定避難所の指定

施設の指定にあたっては、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることなどが可能な構造又は設備を有する施設であって、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

なお、指定にあたっては、次の事項についても留意する必要がある。

- (1) 要避難地区のすべての市民（昼間人口も考慮する。）が避難できるような場所を選定する。
- (2) 火山現象に伴う危険の及ばないところとする。
- (3) 地区分けをする場合においては、町会単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を横断して避難することはできるだけ避ける
- (4) 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるとともに、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。
- (5) 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

【資料編】 3-10-1 避難場所一覧

4 避難促進施設の指定

市における避難促進施設は現在のところ指定がない。本計画を基に、今後協議会にて指定が必要な集客施設・要配慮者利用施設等について協議する。

また、指定については、各火山の警戒範囲内の施設について、施設の位置、規模、所有者等の常駐の有無、その他地域の実情を考慮した上で、必要な施設を避難促進施設として指定する。市は、当該施設の所有者等

に対し、「避難確保計画」を作成し、利用者に対する情報伝達や避難誘導等の体制を整備することを求めるものとする。今後、指定当該施設の所有者等に対し、「避難確保計画」を作成し、利用者に対する情報伝達や避難誘導等の体制を整備することを求めるものとする。

参考に、現在把握している八甲田山の警戒範囲内に位置する施設を以下の表に示す。

(※ 融雪型火山泥流の警戒範囲は除く。)

●警戒範囲内に位置する施設

施設名	施設種別	連絡先	備考
猿倉温泉	その他の集客施設	080-5227-1296	冬季閉鎖
谷地温泉	その他の集客施設	0176-74-1181	
鳶温泉	その他の集客施設	0176-74-2311	

5 居住地域・特定地域の指定

(1) 居住地域（八甲田山）

ア 第1章第8節「火山現象と影響範囲に関する想定等」による。

イ 避難対象地区に対する指定避難所の割当・避難経路（八甲田山のみ）

噴火警戒レベル4または5（避難準備または避難）

避難対象地区	避難世帯数	避難人口	誘導を行う者	指定避難所	主な避難経路
焼山地区	46	61	自主防災組織	第一中学校	国道102号
奥入瀬溪流温泉地区	37	70	自主防災組織	第一中学校	国道102号
湧沢地区	24	64	町内会、消防団	第一中学校	国道102号
片貝沢地区	19	53	自主防災組織	第一中学校	国道102号
百目木地区	42	108	自主防災組織	第一中学校	国道102号
両泉寺地区	23	64	自主防災組織	法奥小学校	国道102号
法量地区	54	129	自主防災組織	法奥小学校	国道102号
川口地区	27	79	町内会	沢田悠学館	国道102号
朽久保地区	16	33	町内会	法奥小学校	国道102号
大畑野地区	20	50	自主防災組織	法奥小学校	国道102号
立石地区	19	45	自主防災組織	法奥小学校	国道102号
冷水道交地区	16	54	町内会	法奥小学校	国道102号
中川原地区	30	85	自主防災組織	法奥小学校	国道102号
新川原地区	193	367	自主防災組織	法奥小学校 西コミュニティセンター	国道102号
下川目地区	33	89	自主防災組織	西コミュニティセンター 旧包括支援センター	国道102号
小沢口地区	107	269	自主防災組織	沢田悠学館	国道102号
鳶温泉地区	2	2	事業者、消防団	第一中学校	国道103号 ～ 国道102号
計	708	1,622			

(2) 特定地域（八甲田山）

第1章第8節「火山現象と影響範囲に関する想定等」による。

6 避難に際し市民のとりべき行動

市民は、自己の責任において行動すべき内容について理解しておかなければならない。また、市からの避難情報伝達、避難呼びかけに従い、避難を円滑に行う。

- (1) 市民及び地域の町内会長等は避難を円滑に行うため、避難手段、避難経路、避難場所等を事前に把握しておくとともに、ハザードマップ等により火山災害についても把握しておく。
- (2) 避難の際の携行品はあらかじめ準備しておき、持病の治療薬等重要な医薬品は避難が長期にわたる可能性も考え十分な量を携行する。
- (3) 避難の前には必ず暖房器具は消火を確認し、ガスは元栓を閉め、電気はブレーカーを切るなど出火を防止する。被災による漏水等も考えられる場合は水道の元栓等も閉める。
- (4) 避難する際の基本的な服装は、ヘルメット等の頭部を保護するもの、動きやすい靴、防塵眼鏡、マスク着用とする。
- (5) 近隣に声をかけ、互いに協力して全員が安全に避難できるようにする。
- (6) 親戚、知人等の元に避難する場合は、避難対象区域の避難誘導責任者に避難先、連絡先を報告する。
- (7) 行動は沈着に行い、不確実な情報に惑わされないよう注意する。
- (8) 融雪型火山泥流の場合は、流下方向に対して直交方向に避難することを基本とし、安全が確保されていない場合は、川を渡らないように注意するとともに、努めて高台等への避難を検討する。

7 観光客等の避難対策（商工観光課等の関係課と連携して対応する。）

(1) 避難に関する情報の伝達

- ・噴火警戒レベルが引き上げられた際に、市は火口周辺に位置する施設に対し、電話により当該情報と避難に関する情報を伝達する。（施設については下記表を参照）
- ・市から観光案内所等にも規制に関する情報等を伝達する。

●八甲田山の警戒範囲内に位置する施設

施設名	施設種別	連絡先	備考
猿倉温泉	その他の集客施設	080-5227-1296	冬季閉鎖
谷地温泉	その他の集客施設	0176-74-1181	
葛温泉	その他の集客施設	0176-74-2311	

【資料編】 4-20-3 観光入込客数

(2) 噴火警報又は火口周辺警報等発令時の対策（商工観光課担任）

八甲田山火山（大岳火口）に噴火警戒レベル2（火口周辺規制）発令の場合は、谷地温泉入口を立入禁止とする。また、噴火警戒レベル3（入山規制）発令以降も同様とする。なお、大岳火口及び地獄火口周辺規制は、「第1章第7節 火山現象と影響範囲に関する想定等」を参照

【資料編】 4-20-4 入山規制看板図

(3) 指定避難所

帰宅困難になった登山者、観光客等を対象として、以下の避難所を開設する。

ア 対象：帰宅困難になった登山者、観光客等

イ 避難所

避難所名	所在地	連絡先	面積（㎡）	収容人数
西コミュニティセンター	十和田市大字奥瀬字中平70-3	0176-72-2311	462	231

8 臨時ヘリポートの確保

指定避難所等が孤立するおそれが想定され、かつ救援物資等を空輸以外で輸送ができない場合は、その周囲にヘリコプターが臨時で離着陸できる場所の確保に努める。

9 指定避難所の整備

指定避難所において、貯水槽、井戸、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等のほか、男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備、備蓄場所の確保に努める。

また、避難生活に必要な食料、飲料水、生活必需品等の物資を備蓄するよう努める。

さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器や、良好な生活環境を確保するために換気・照明等の設備の整備を図る。

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

10 標識の設置等

指定避難所等を指定したときは、指定避難所等及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置することにより、地域住民に周知し、速やかな避難に資するよう努める。また、誘導標識は、日本工業規格に基づく災害種別一般記号を使用し、どの災害の種別に対応した指定避難所であることを明示するよう努める。

11 避難路・避難経路の選定

避難路の選定は、次のとおりである。

- (1) 火山現象の影響の及ぶ危険区域、危険箇所を通過しない道路とする。
- (2) 避難のため必要な広さを有する道路とする。

12 避難訓練の実施

市民の意識の高揚を図るため、定期的に避難訓練を実施する。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による市民の意識啓発に努める。

13 避難に関する広報

市民が的確な避難行動ができるようにするため、平素から次により広報活動を実施する。

なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。また、特定の災害においては当該場所に避難することが不相当である場合があることを日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

(1) 避難場所等の広報

市民に対して、避難場所等に関する次の事項について、周知徹底を図る。

- ア 指定避難所等の名称
- イ 指定避難所等の所在位置
- ウ 避難地区分け
- エ その他必要な事項

- (2) 避難のための心得の周知徹底

市民に対して、次の避難に関する心得の周知徹底を図る。特に避難時の心得については、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて日頃から周知徹底する。

 - ア 避難準備の知識
 - イ 避難時の心得
 - ウ 避難後の心得
- (3) 指定避難所の運営管理に必要な知識の普及

市は、避難所運営マニュアルに基づいた訓練等を通じて、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

14 避難計画の策定

市は、次の事項に留意して避難計画を策定しておく。

- (1) 避難勧告等を発令する基準及び伝達方法
- (2) 避難勧告等を発令する対象区域（町内会又は自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位）、指定避難所の名称、所在地、対象人口及び避難行動要支援者の状況
- (3) 指定避難所への経路及び誘導方法
- (4) 要配慮者の適切な避難誘導體制
- (5) 指定避難所における要配慮者のための施設・設備の整備
- (6) 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - ア 給水措置
 - イ 給食措置
 - ウ 毛布、寝具等の支給措置
 - エ 被服、生活必需品の支給措置
 - オ 負傷者に対する応急救護措置
 - カ その他避難所開設に伴う通信機器、仮設トイレ、テレビ、ラジオ、マット、非常電源等の設備等の整備
- (7) 指定避難所の管理に関する事項
 - ア 避難受入れ中の秩序保持
 - イ 避難者に対する災害情報の伝達
 - ウ 避難者に対する応急対策実施状況の周知
 - エ 避難者に対する各種相談業務の実施
 - オ その他必要な事項
- (8) 災害時における広報
- (9) 自主防災組織等との連携

市民の円滑な避難のため、必要に応じて指定避難所の開錠・開放について、自主防災組織等の地域コミュニティを活用して行う。

15 広域一時滞在の体制構築

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、他市町村への受入について、県に対し協議を要求するものとする。また、災害発生時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を策定しておく。

第10節 登山者・観光客等の安全確保対策 [総務課、商工観光課]

1 方針

登山者、観光客等を火山災害から保護するため、情報伝達手段の整備や登山届の提出の促進等の措置を講じ、安全確保対策を行うものとする。詳細は第3章第9節「避難対策」7項参照

2 実施内容

- ア 県及び市は、退避壕・退避舎等の整備を推進するものとする。また、予想される噴火、降灰（礫）、溶岩、有毒ガス、泥（土石）流、火砕流及び地殻変動等火山現象による災害を想定し、実態に即した避難場所を設定するよう努める。
- イ 県及び市は、観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者や旅行者に対して防災知識の普及啓発を図るものとする。また、パンフレットの配布等を通じて、火山災害履歴についての知識の普及を図る。

- ウ 県及び市は、登山者への伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図る。
- エ 県及び市は、登山者など火山に立ち入る者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山届の導入、携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスの導入、火口周辺施設との連携等により、登山者等の情報の把握に努めるものとする。また、ITを用いた登山届の仕組み等も活用し、火山地域全体での一体的な運用を図るよう努めるものとする。
- オ 市は、帰宅困難となった登山者、観光客等を対象に使用する指定避難所等を、火山避難計画に基づき想定しておくものとする。
- カ 登山者等は、自らの安全を確保するため、噴火のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保、登山届、登山計画書、登山カード等の積極的な提出等の手段を講じるよう努めるものとする。

第11節 災害備蓄対策

1 方針

災害時に必要な物資の備蓄は、自助・共助によることを基本とし、公助による備蓄は自助・共助による備蓄を補完する目的で行うものとする。

公助による備蓄に限界があることから、防災関係機関と連携し、市民に対して自助・共助による備蓄の重要性及びその実践について啓発を行い、市民の災害への備えを向上させるよう努める。

2 実施内容

(1) 自助・共助による備蓄

市民、自主防災組織、事業所等は、災害時に必要となる物資を備蓄する。

備蓄物資は、停電や断水でも使用可能な食料、飲料水、生活必需品等を備蓄する。特に冬期間を考慮し、停電時でも使用可能な暖房器具、毛布を準備することや、備蓄食品は米等だけではなく調理不要な非常食及び調理器具等を準備する。

ア 家庭における備蓄

市民は、災害時に必要な物資を「最低3日分、推奨1週間分」備蓄する。

イ 自主防災組織における備蓄

自主防災組織は、災害時に必要な物資を「最低3日分、推奨1週間分」備蓄する。

ウ 事業所等における備蓄

事業者等は、災害時に必要な物資を「最低3日分、推奨1週間分」備蓄する。

また、従業員以外の施設利用者等に対する物資の備蓄についても配慮する。

(2) 公助による備蓄

ア 最大規模の被害想定を算定の基礎とし、被災者の避難生活に必要な食料・飲料水・生活必需品等の物資や避難所運営に必要な資機材を中心として備蓄する。

イ 市における備蓄

市民の備蓄物資が被災し、使用できないことを想定し、被災者の避難生活に必要な物資を幅広く備蓄する。また、避難所運営に必要な資機材を備蓄する。

(3) 備蓄物資の整備

市は、青森県災害備蓄指針等を踏まえ、備蓄の整備方法を定めた十和田市備蓄計画により、計画的に備蓄を推進する。

第12節 要配慮者安全確保対策 [生活福祉課、こども支援課、高齢介護課、健康増進課]

火山災害に備えて、市民の中でも特に、障害者、傷病者、高齢者、乳幼児、外国人、妊産婦等のいわゆる要配慮者を保護するため、要配慮者利用施設の安全性の確保、避難行動要支援者（要配慮者のうち、火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者）の支援体制の整備、避難誘導體制等の整備、応急仮設住宅供給における配慮等を行うものとする。

その際、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1 要配慮者利用施設の安全性の確保

- (1) 要配慮者利用施設の管理者は、施設の防災性強化、防災設備の点検等施設の安全性の確保を図る。
- (2) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

2 要配慮者の支援体制の整備等

- (1) 市は、災害対策基本法に基づき、地域に居住する避難行動要支援者（火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者）の把握に努めるものとする。

また、市は、市地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成しなければならない。

- (2) (1)の名簿に記載する事項は次のとおりとする。

ア 氏名 イ 生年月日 ウ 性別 エ 住所又は居所 オ 電話番号その他の連絡先
カ 避難支援等を必要とする理由 キ その他避難支援等の実施に関して市長が必要と認める事項

- (3) (1)の名簿を作成するための方法・手順は次のとおりとする。

ア 名簿に登載する者の範囲は、別に定める。

イ 名簿作成に関する関係課の役割は次のとおりである。

生活福祉課：障害者等の情報収集

高齢介護課：高齢者、要介護者の情報収集

市民課：住民基本台帳の情報提供

ウ 名簿作成に必要な情報の入手方法は次のとおりである。

氏名、生年月日は戸籍によるとともに、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする理由は市職員による訪問調査によるものとする。

- (4) (1)の名簿を作成するにあたっては、市長は、知事その他の関係機関に対して情報の提供を求めることができる。また、災害の発生に備え、同意が得られた又は条例で定めた避難行動要支援者に係る(1)の名簿を消防機関、十和田警察署、民生委員児童委員、町内会、自主防災組織等避難支援等の実施に携わる関係者に提供する。この際、市長は、名簿を提供する関係者に対して、名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じるよう求める。
- (5) 市は、地域に居住する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者一人ひとりに対応した支援計画を策定しておく。
- (6) 市等防災関係機関は、防災知識の普及、訓練等の機会に市民に対して要配慮者の安全確保に関する普及啓発活動を積極的に行う。また、外国人に配慮し、多言語による防災知識の普及に努めるとともに、障害者に配慮し、障害の内容や程度に応じた防災知識の普及に努める。
- (7) 市等の防災関係機関は、災害時の要配慮者に係る避難支援等の災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施するものとする。

3 要配慮者の情報伝達体制及び避難誘導體制等の整備等

- (1) 市は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
- (2) 市は、避難行動要支援者名簿について、居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。
- (3) 市等防災関係機関は、被災した者が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

- (4) 要配慮者利用施設における支援体制等の整備
- ア 要配慮者利用施設の管理者は、避難等を円滑に行うため、施設における防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。
 - イ 要配慮者利用施設の管理者は、平時から市町村、防災関係機関、福祉関係者及び近隣住民等との連携を密にし、災害時における要配慮者の避難生活環境や避難誘導體制の整備を進める。
 - ウ 県及び市（町村）は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。
- (5) 応急仮設住宅供給における配慮
- 市は、応急仮設住宅の供給に当たっては、特に高齢者、障害者の優先的入居及び高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等要配慮者に配慮した計画を定めておく。
- (6) 指定避難所における連絡体制等の整備
- 要配慮者利用施設管理者は、避難等を円滑に行うため、施設における防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。
- また、指定避難所における要配慮者に対する各種情報の連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送及び文字放送の積極的な活用を図るとともに、指定避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等に努める。
- (7) 防災訓練における要配慮者への配慮
- 防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

第13節 防災ボランティア活動対策 [生活福祉課、こども支援課、教育総務課]

火山災害時における応急対策に必要な人員を確保するとともに、被災者の多様なニーズへ対応し、円滑な被災者救援活動を支援するため、平常時から防災ボランティア活動の支援体制の整備を図るものとする。

- 1 関係機関の連携・協力

市は、県及び社会福祉協議会等関係機関と平常時から地域団体、NPO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア団体と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討する。
- 2 防災ボランティアの育成

市及び市教育委員会は県及び県教育委員会と協力して、日本赤十字社青森県支部十和田市地区、社会福祉協議会等関係機関との連携を図り、ボランティア団体に対し防災に関する研修、訓練等への参加を働きかけるなど防災ボランティアの育成を図る。
- 3 防災ボランティアコーディネーターの養成

防災ボランティアコーディネーターは、防災ボランティアを円滑に受け入れ、効果的な活動へ導くための重要な役目を担っており、そのため県、市、社会福祉協議会等関係機関は連携して、防災ボランティアコーディネーターの養成に努める。
- 4 防災訓練等への参加

県及び市は、県教育委員会及び市教育委員会と協力して、社会福祉協議会、日本赤十字社青森県支部十和田市地区へ防災訓練等への参加を呼びかけるとともに、防災ボランティア受入等の訓練を行うことにより、災害時の手順の確認を行う。

また、市、市社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部十和田市地区は、その他の地元で活動するボランティア団体等にも参加を働きかけるなど防災意識の啓発を図る。
- 5 ボランティア団体間のネットワークの推進

市社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部十和田市地区は、平常時から県、県教育委員会、市及び市教育委員会と連携し、登録ボランティア団体又はボランティア活動団体が、地域において相互に交流・協力を深め、交流会や研究会等を通じて、それぞれの主体的活動を生かしたネットワークを築いていくよう支援する。
- 6 防災ボランティア活動の環境整備

市等防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社青森県支部、市社会福祉協議会やボランティア団体との連携を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。その際、平時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

第14節 文教対策 [土木課、教育総務課、スポーツ・生涯学習課]

幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命、身体の安全を確保し、学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地・建物、その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を火山災害から防護するため、防災組織体制の整備、防災教育、文教施設の不燃堅ろう構造化の促進等を図るものとする。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図るものとする。

1 防災組織体制の整備及び防災に関する計画の策定

学校等は、災害予防、災害応急対策及び復旧等の防災活動に迅速かつ適切に対応するため、平素から災害に備えて職員の役割分担の明確化等を図ることにより、防災組織体制の整備を推進する。

また、施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校等における安全に関する事項をとりまとめた防災に関する計画（学校安全計画等）を策定し、その周知徹底を図る。

2 防災教育の実施

学校等における防災教育は、安全教育の一環として様々な災害時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動をとれるよう、各教科・道徳（小・中学校）での安全に関する学習、特別活動の学級（ホームルーム）活動及び学校行事等の学校等の教育活動全体を通じて、児童生徒等の発達段階等を考慮しながら適切に行う。

(1) 教科等における防災教育

社会、理科、保健、家庭科等の教科を通じて、自然災害の発生の仕組み、防災対策や災害時の正しい行動及び災害時の危険等についての教育を行う。また、総合的な学習の時間等における自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等を通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

(2) 学校等の行事としての防災教育

児童生徒等及び職員一人一人の防災意識の高揚のため、防災専門家や災害体験者の講演会の開催、災害時のボランティア経験者の講話、避難訓練の実施及び県、市が行う防災訓練への参加等、体験を通じた防災教育を実施する。

(3) 職員に対する防災研修

職員の防災意識の高揚及び防災教育に関する指導力の向上のため、施設の立地条件等を踏まえた災害予防、避難行動や避難所開設等の災害応急対策、防災教育の指導内容等の安全管理・防災教育に関する研修を行い、災害時の職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。

3 学校防災マニュアルの作成及び訓練の実施

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に迅速かつ的確な行動をとれるよう、学校防災マニュアルを作成するとともに、訓練を実施する。

(1) 災害の種別に応じ、学校等の規模、施設・設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮の上、避難の場所、避難経路、時期及び誘導、その指示、伝達の方法並びに保護者との連絡・引渡しの方法等を示したマニュアルを作成しその周知徹底を図る。マニュアルの作成に当たっては、関係機関との連携を密にして専門的立場から指導・助言を受ける。

(2) 訓練は、実践的な想定に基づき行う。学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

(3) 訓練実施後は、評価を実施し、必要に応じマニュアルを修正する。

4 登下校の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ。）時の安全を確保するため、あらかじめ登下校時の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒等及び保護者への周知徹底を図る。

(1) 通学路の安全確保

ア 通学路については、警察署、消防機関等と連携をとり、学区内の危険箇所を把握して点検を行う。

イ 平時の通学路に異常が生じる場合に備え、あらかじめ緊急時の通学路を設定する。

ウ 異常気象及び災害時における通学路の状況を把握するための計画をあらかじめ定める。

エ 児童生徒等の個々の通学路及び誘導方法等について、常に保護者と連携をとり、確認する。

(2) 登下校等の安全指導

ア 異常気象及び災害時の児童生徒等の登下校について、指導計画を綿密に確認する。

イ 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。

ウ 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項を指導する。

5 文教施設の不燃堅ろう構造化の促進

文教施設・設備等を災害から防護し、児童生徒等の安全を確保するため、これらの建物の建築に当たっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅ろう構造化を促進する。また、校地等の選定、造成に当たっては、防災上必要な措置を講じる。

- 6 文教施設・設備等の点検及び整備
文教施設・設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所及び要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに、定期的に点検を行い整備する。
- 7 危険物の災害予防
化学薬品その他の危険物を取り扱う学校等にあつては、これらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講じる。
- 8 文化財の災害予防
市内には歴史的に価値の高い文化財が数多く残されており、これらの文化財を保存し、後世に伝えるためには万全の配慮が必要であり、現況を正確に把握し予想される災害に対して予防対策を計画し、文化財保護のための施設・設備の整備等の災害対策に努めるとともに文化財保護思想の普及・徹底及び現地指導の強化を推進するよう努める。
文化財の所有者又は管理者は、良好な状況の下で文化財の維持管理に当たるものとし、国指定のものにあつては、文化庁長官若しくは法の定めるところにより指定又は委託を受けた県教育委員会及び市教育委員会、県指定のものにあつては、県教育委員会の指示に従い管理するよう努める。

第15節 警備対策 [総務課]

十和田警察署長は、災害時における市民の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序を維持するため、災害警備体制を確立し、災害警備用資機材の整備等を図るものとする。

○ 措置内容

十和田警察署長は、災害の発生に備えて、市及び関係機関の協力を得ながら次の措置を行う。

- 1 危険箇所等の把握
災害の発生が予想される危険箇所、危険物貯蔵所、指定避難所、避難誘導経路及び指定避難所の受入れ能力等を把握する。
- 2 災害警備訓練
災害警備に関して警察職員に計画的な教養と災害警備訓練を実施するとともに、必要に応じて防災関係機関及び市民と協力して総合的な訓練を行う。
- 3 災害警備活動体制の確立
火山災害時を想定し、防災関係機関、防犯組織、ボランティア組織等との協力体制を図り、地域の実情を踏まえた最も効果的な災害警備体制を確立する。
- 4 災害警備用装備資機材等の整備
災害警備に必要な災害警備用装備資機材、交通対策用装備資機材及び通信用資機材等の整備充実に努めるとともに、定期的な点検を実施する。
- 5 災害警備用物資の備蓄
関係機関との連携を緊密にして、医薬品及び食料品等の警備に必要な物資を計画的に備蓄するとともに、点検整備をする。
- 6 防犯組織に対する協力
地域安全活動の中核となる防犯組織に対して、訓練の実施、資機材の整備等に協力する。
- 7 防災意識の高揚
日頃から市民に対して、地震災害時における避難措置、危険物等の保安、犯罪予防、交通規制及びその他公共の安全と秩序の維持に関する広報活動を実施し、市民の防災意識の高揚を図り、地震災害時の混乱を未然に防止する。

第16節 交通施設対策 [土木課]

火山災害時における交通の確保と安全を図るため、各交通施設の整備と防災構造化を推進するものとする。

1 道路・橋梁防災対策

道路管理者は、市道等の交通機能を拡充するとともに、融雪型火山泥流等の場合に交通の隘路となるおそれが大きい橋梁等の施設の整備と防災構造化を推進する。また、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の締結に努める。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の推進に関する法律に基づく、道路事業等に合わせた電柱等の新設抑制及び既設撤去の推進等により、無電柱化の推進を図る。

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するとともに、より実効性の高い計画へと深化を図るものとする。

2 関連調整事項

陸上における交通施設について、路線計画、構造等に防災的見地から十分な対策を講じるよう考慮する。

第17節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

火山災害による電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設の被害を未然に防止するため、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など、必要な措置を講じるものとする。

1 電力施設 [政策財政課]

電力供給事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

(1) 電力設備の災害予防措置

ア 水力発電設備

過去に発生した災害等を考慮し、必要に応じて防水壁、護岸の整備、排水ポンプの設置機器のかさ上げ等を実施する。

イ 送電設備

架空電線路については、土砂崩れ、洗掘などの起こるおそれのある箇所について擁壁等を実施するとともに、これらの地域への設備設置は極力避ける。また、地中電線路については、ケーブルヘッド位置の適正化等を実施する。

ウ 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所については、床面のかさ上げ、ケーブルダクトの密閉化等の対策を講ずる。

エ 配電設備

山崩れ、地すべり、沈下等災害発生危険地域については、基礎の補強等を行うとともに、これらの地域への設備設置は極力避ける。

(2) 防災業務施設及び設備の整備

次の施設及び設備を整備する。

ア 観測、予報施設及び設備

イ 通信連絡施設及び設備

ウ 水防、消防に関する施設及び設備

エ その他災害復旧用施設及び設備

(3) 災害対策用資機材等の確保及び整備

ア 資機材等の確保

災害に備え、平常時から復旧用資機材、工具、消耗品等を確保する。

イ 資機材等の輸送

資機材等の輸送計画を策定しておくとともに、車両、船艇等の輸送力を確保する。

ウ 資機材等の整備、点検

資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

エ 資機材等の仮置場

市は、管理する公共用地等の提供など、電力供給事業者による非常事態下での用地確保に協力する。

- (4) 電気工作物の巡視、点検、調査等
 電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するよう維持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的な電気工作物の巡視点検（災害発生につながるおそれがあるものは特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物等の調査を行い、感電事故を防止するほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。
- (5) 広報活動
 ア 公衆感電事故防止PR
 災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故を未然に防止するため、市民に対し広報活動を行う。
 イ PRの方法
 公衆感電事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成・配付する。
 ウ 停電関連
 病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を防止するため、自家発電設備の設置を要請する。

2 ガス施設 [政策財政課]

ガス供給事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

- (1) ガス施設の災害予防措置
 火山災害時におけるガス供給の確保とガスによる二次災害の防止のため、次の対策を講じる。
 ア 定期点検
 ガス施設の定期点検を行い、技術基準に適合するよう維持する。
 イ 緊急操作設備の強化
 製造設備及びガスホルダーには、発災時にガス送出・LPG流出の緊急遮断が行えるよう設備を整備する。
 中圧導管には、ガスの遮断・放散を可能とする設備を整備する。
 ウ LPG容器の転倒防止措置
 LPG容器の転倒防止措置を徹底する。
- (2) 応急復旧体制の整備
 ア ガス漏えい通報に対する受付体制の整備
 イ 消防機関、警察署等との専用通信設備の整備及び協力体制の整備
 ウ 応急復旧動員体制の整備
 エ 応急復旧用資機材の整備
 オ 応急復旧を迅速に行うための低圧導管の地区別ブロック化の推進
 カ 保安無線通信設備の整備・拡充
- (3) 広報活動
 ア ガス栓の閉止等、火山災害が発生した場合等にガス器具に関してとるべき措置の周知
 イ ガス漏れ等の異常に気づいた場合の措置の周知

3 上水道施設 [水道課]

水道事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

- (1) 施設の防災対策の強化
 施設の新設、拡張、改良等に際し、施設の防災対策を強化する。
- (2) 防災用施設・資機材の整備充実
 水道施設の被害等による応急給水活動に備え、連絡管の整備や緊急時給水拠点となる浄水場、貯水槽等の施設及び応急給水のための給水車、給水タンク、簡易水栓、ポリタンク、消毒剤、浄水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の資機材の整備増強を図る。
 また、仮配管等の設置に備え、配管、バルブ等の水道資材の備蓄と民間資材の備蓄量及び備蓄場所の把握をしておく。
- (3) 非常時における協力体制の確立
 被災時には、独自に対処することが困難な場合も想定されるので、他市町村、県、工事施工者等、関係機関との連絡協力体制を確立しておく。

4 下水道施設 [下水道課]

下水道事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

- (1) 施設、設備の整備充実
 雨水の汚水管渠への侵入対策を講じるとともに、被災時に備えて予備機器の整備、受電設備の多回線化、非常用自家発電装置等の設置に努める。
- (2) 防災体制の確立
 下水道施設の機能維持を図るため、点検計画を定め、これに基づいて施設、機器の保守点検に努めるとともに、応急復旧用資機材、車両等について体制を確立しておく。また、災害時に対応できるよう日

- 常の訓練に努める。
- (3) 非常時における協力体制の確立
民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努める。
- 5 電気通信設備 [政策財政課]
電気通信事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。
- (1) 長期防災対策の推進
平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築するために、次の防災設計を実施する。
ア 豪雨、洪水のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐水構造化を行う。
イ 豪雨又は豪雪のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行う。
- (2) 通信網の整備
電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性を図る。
ア 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。
イ 主要な中継交換機を分散設置する。
ウ 通信ケーブルの地中化を推進する。
エ 主要な電気通信設備等について、必要な予備電源を設置する。
オ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。
- (3) 防災資機材の整備
災害応急対策及び災害復旧を実施するために必要な防災資機材の整備を図るとともに、緊急に必要と認められる資材及び物資については、事前に保管場所を指定し、備蓄する。
- (4) 大規模災害時の通信確保対策
ア 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。
イ 常時、そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。
ウ 災害時には、設備の状況を監視しつつ、トラヒックコントロールを行い、重要通信を確保する。
- 6 放送施設 [政策財政課]
放送事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。
- (1) 放送施設の防災対策及び二重化
災害による被害の防止と災害時における放送機能の維持を図るため、アンテナ等の設置については、機械的に堅固な資材を使用するとともに、電氣的性能を監視する施設の整備を推進する。
また、放送機器は、現用機、予備機の2台方式を採用し、電波確保に万全を期する。
- (2) 非常緊急放送体制の整備
緊急時に備え、送信系統の変更等を含め、非常緊急放送体制を整備しておく。
- (3) 防災資機材の整備
災害応急、復旧対策に必要な資機材の整備・備蓄を図る。

第18節 複合災害対策

1 方針

火山災害、地震、風水害、原子力災害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、災害応急対策が困難となる事象をいう。）の発生の可能性を認識し、備えを充実するものとする。

2 実施責任者

県、市、防災関係機関等は、連携して災害対策を行う。

3 実施内容

- (1) 県、市（町村）及び防災関係機関等は、災害応急対策に当たる要員、資機材等の投入判断について、あらかじめ複合災害を想定しておくとともに、外部からの支援を早期に要請するようマニュアル等の整備に努める。
- (2) 様々な複合災害を想定した図上訓練の実施結果を踏まえてマニュアル等を見直すものとする。

第4章 災害応急対策計画

火山噴火が発生し、又は火山災害が発生するおそれのある場合において、災害が発生した場合の被害の軽減を図るために実施すべき応急的措置等は次のとおりである。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

第1節 噴火警報等の発表及び伝達

火山災害に対し、防災活動に万全を期するため、以下のとおり噴火警報等の発表及び伝達を迅速かつ適切に実施するものとする。

1 実施責任者

- (1) 噴火警報等の発表
青森地方気象台
- (2) 噴火警報等の伝達
市

2 実施内容

(1) 噴火警報等の発表及び伝達

ア 噴火警報等の発表

仙台湾管区気象台及び気象庁本庁は、火山現象に関する観測成果等に基づき、火山現象の状況を一般及び関係機関に周知し、防災に資するため、次により噴火警報等を発表する。

(イ) 噴火警報等の種類

- | | |
|-----------------|---------------|
| a 噴火警報 | b 噴火予報 |
| c 噴火警戒レベル | d 噴火速報 |
| e 火山の状況に関する解説情報 | f 降灰予報 |
| g 火山ガス予報 | h 火山現象に関する情報等 |

(ロ) 対象火山

八甲田山、十和田

(ハ) 噴火警報等の概要

a 噴火警報

仙台湾管区気象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。

噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

b 噴火予報

仙台湾管区気象台が、予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合で、火山の状態の変化等を周知する必要があると認める場合に発表する。

c 噴火警戒レベル（八甲田山）

仙台湾管区気象台が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や市民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し噴火予報・警報に付して発表する。

活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、県は、火山防災協議会を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討を実施する。

噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定して運用される。

詳細：第1章第8節4項「噴火警戒レベル」、9項「噴火警戒レベルが運用されていない火山」参照

区分	火山名
噴火警戒レベルが運用されている火山	八甲田山
噴火警戒レベルが運用されていない火山	十和田

d 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の市民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。

なお、次のような場合には発表しない。

- ・普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合
- ・噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合

e 火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表する。臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時的発表であることを明示する。

f 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

(a) 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供

(b) 降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山※1に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表
- ・噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供
- ※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表
降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表

(c) 降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山※2に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供
- ※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表
降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表
降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず降灰予報（詳細）も発表

●降灰量階級と取るべき行動等

名称	表現例		影響ととるべき行動		その他の影響	
	厚さキーワード	イメージ		人		道路
		路面	視界			
多量	1mm以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm≦厚さ<1mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業開始）	稲等の農作物が収穫できなくなったり※1、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm未満	うっすら積もる	降っているのがよくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可※1

※1 富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による設定

g 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報で、気象庁（及び仙台管区气象台）が発表する。

h 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁（及び仙台管区气象台）が発表する。

- ・火山活動解説資料

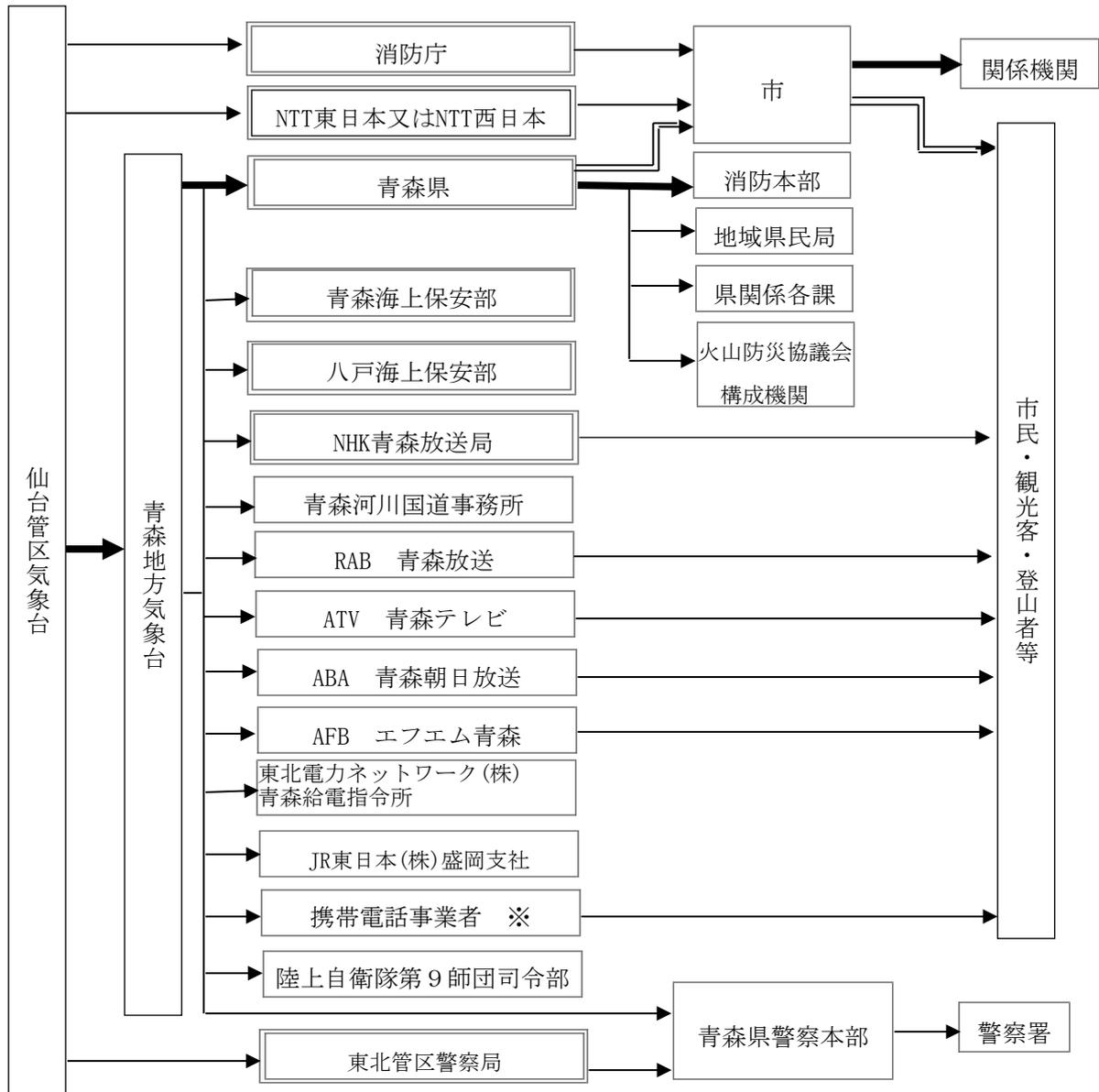
地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。

- ・月間火山概況
前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。
- ・噴火に関する火山観測報
主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。

イ 噴火警報等の通報

市は、県から噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の通報を受けたときは、本計画の定めるところにより、直ちに関係機関及び市民、登山者等に対し伝達する。この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通知又は警告をする。なお、特別警報に位置づけられている噴火警報（居住地域）の通報を受けたときは、直ちに市民、登山者等へ伝達する。

●伝達系統図



「※ 緊急速報メールは、噴火に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される」

注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限る。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報または要請等が義務付けられている伝達経路

(2) 火山災害が発生するおそれのある異常現象発見時の通報

活火山においては、噴火の前兆現象が観測される可能性がある。また、噴火開始後も時系列的に噴火警戒レベルや災害形態が移行していくと予想される。これらのことから、登山者、住民等の生命の安全を確保するため、火山災害が発生する前の火山情報、異常現象に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する。

●通報すべき噴火の前兆現象については、下表のとおりである。

○顕著な地形の変化	山、崖等の崩壊
	地割れ
	土地の隆起・沈降等
○噴気、噴煙の異常	噴気口・火口の拡大、位置の移動・新たな発生等
	噴気・噴煙の量の増減、山麓での降灰・噴石現象の有無
○湧泉の異常	噴気・噴煙の色・臭気・温度・昇華物等の異常
	新しい湧泉の発見
	既存湧泉の枯渇
○顕著な地温の上昇	湧泉の量・成分・臭気・濁度の異常等
	新しい地熱地帯の発見
	地熱による草木の立ち枯れ等
○湖沼・河川の異常	動物の挙動異常
	水量・濁度・臭い・色・温度の異常
	軽石・死魚の浮上
○有感地震の発生及び群発	気泡の発生
	短周期での微動の発生
○鳴動の発生	山鳴り、火山雷の頻発

(3) 通報及び措置

ア 発見者の通報

異常現象を発見した者は、市長又は警察官に通報する。なお、住民、登山者及び観光客等からの通報は、異常現象の内容が不明確となる場合があるため、通報を受けた期間は、発生場所(発見場所)を正確に把握するよう努める。

イ 警察官の通報

通報を受けた警察官は、直ちに市長に通報するとともに、警察署に通報する。

ウ 市の通報

通報を受けた市長は、その旨を遅滞なく次の機関に通報する。

なお、危険が切迫している場合は、危険区域の市民等に周知し、予想される災害が隣接する市町村に關連すると認められる場合は、その旨を隣接市町村に通報する。

(ア) 青森地方気象台

(イ) 県(防災危機管理課)

エ 速報の内容

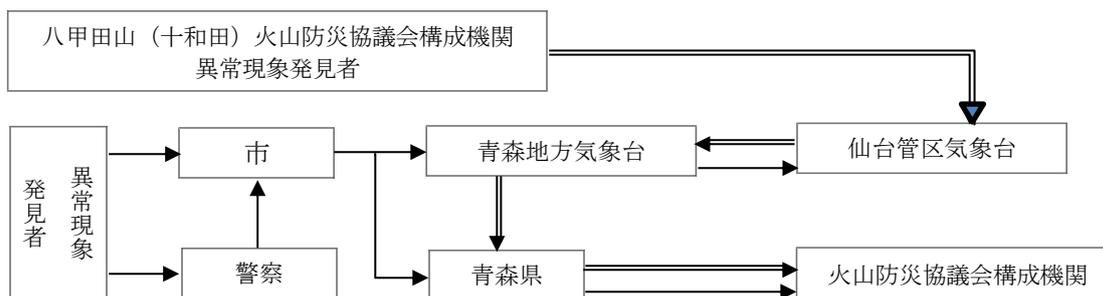
- ・発生的事实(発生又は確認時刻、異常現象の状況、通報者等)
- ・発生場所(どの火口で確認されたか)
- ・発生による影響(市民、動植物、施設への影響)

※仙台管区気象台は、必要に応じ火山機動観測班を派遣し、現地調査を行う。

オ 災害情報の収集項目

- ・人的被害及び住家被害の状況
- ・市民・登山者・観光客等の避難状況
- ・被害の範囲
- ・その他必要と認める事項
- ・要救助者の確認
- ・噴火規模及び火山活動の状況
- ・避難路及び交通の確保の状況

●異常現象等通報系統図



※ 一重線矢印は災害対策基本法第54条による情報の通報系統

※ 二重線矢印は、火山防災協議会構成機関からの噴火の事実及び噴火規模特定に必要な情報(噴火に結びつく可能性が高い現象を含む)の通報系統

第2節 情報収集及び被害等報告

速かつ適切な応急対策を実施するため、以下のとおり火山活動等に係る情報収集を行うものとする。

1 実施責任者

市長は、火山情報及び異常現象等を協議会構成機関、消防、警察、市民、登山者、観光施設等の協力を得て、迅速かつ的確に調査収集し、災害応急対策を実施するために必要な情報及び被害状況を収集するとともに、通報・報告体系にしたがって速報する。

2 火山情報の収集体制の構築

(1) 火山に関する予報・警報・情報

種類	内容	発信元
噴火警報	噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。 噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。	気象庁
噴火予報	予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合で、火山の状態の変化等を周知する必要があると認める場合に発表する。	
噴火速報	噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。噴火速報は以下のような場合に発表する。 ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合 ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※） ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合 ※ 噴火の規模が確認できない場合は発表する。 なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。	
火山の状況に関する解説情報	現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性がある場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。	
降灰予報	以下の3種類の降灰予報を提供する。 ○ 降灰予報（定時） ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。 ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。 ○ 降灰予報（速報） ・噴火が発生した火山 ^{※1} に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。 ・噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。 ※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。 ○ 降灰予報（詳細） ・噴火が発生した火山 ^{※2} に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。 ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。 ※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず降灰予報（詳細）も発表。	
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。	
火山現象に関する情報等	噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。 ○ 火山活動解説資料 地図や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。 ○ 月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。 ○ 噴火に関する火山観測報 噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。	
土砂災害緊急情報	緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報。	国土交通省

(2) 消防本部における情報収集先

署・分団名	職名	住所	連絡方法
十和田地域広域事務組合消防本部	警防課長	十和田市西二番町7番10号	25-4112
十和田消防署	署長	十和田市西二番町7番10号	25-4115
十和田湖消防署	署長	十和田市大字奥瀬字小沢口70番地1	72-2241
湖畔出張所	所長	十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋486番地	75-1011
十和田市消防団	団長（消防本部）	十和田市西二番町7番10号	58-0130

3 登山者、市民等への情報伝達と手段

(1) 登山者等への情報伝達と手段

市は、火山活動が活発化した際に、防災行政無線やラジオ、登録制メール、緊急速報メールのほか火山の周辺施設のスピーカー等により、登山道規制の実施や早期下山を呼びかける。また、事前に登山道等における周知看板の設置やホームページによる情報提供を実施することにより、八甲田山及び十和田が火山であることや噴火した際の対応等を周知する。

(2) 市民等への情報伝達と手段

市は、市民等の避難をはじめとする防災対応を円滑に実施するため、ホームページ、防災行政無線、広報車、登録制メール、緊急速報メール、テレビ、ラジオ等により火山活動の状況に応じた市民等への速やかな情報伝達や広報を行う。

4 被害状況の収集

(1) 各課の調査等

各課は、業務分担に基づき所管に係る施設等の被害状況を調査する。

災害が発生した場合において、一回の調査では正確な被害の実態が把握できないときには、再度の調査により順次精度を高め、速やかに調査を完了させる。

調査に当たって正確を期するため、町内会長その他関係者の協力を得て行う。

人的被害及び住家被害は、災害救助の基礎となるものであるから毎戸調査を原則として、迅速かつ正確を期す。

(2) 被害状況の報告等

ア 十和田地域広域事務組合消防本部は、119番通報が殺到する状況等の情報を県（防災危機管理）及び国（消防庁応急対策室）に報告する。また、併せて総務課に通報するものとする。

組織名	回線種別	電 話		ファックス	
県 防災危機管理局	NTT回線	017-734-9088 017-734-9087		017-722-4867 017-734-8017	
	防災情報 ネットワーク	8-810-1-6020		文書データ伝送機能	
消防庁 応急対策室		平日(9:30-17:45)	左記以外(宿直室)	平日(9:30-17:45)	左記以外(宿直室)
	NTT回線	03-5253-7527	03-5253-7777	03-5253-7537	03-5253-7553
	地域衛星通信 ネットワーク	(8-)048-500 -90-43422	(8-)048-500 -90-49012	(8-)048-500 -90-49033	(8-)048-500 -90-49036

イ 各課は、収集した被害状況を、総務課及び県関係出先機関等（県に連絡できない場合は、国（消防庁応急対策室））に逐次報告する。

総務課は、その被害状況のとりまとめ結果及び次の状況を県（防災危機管理）に総合防災情報システム等により報告する。

- (ア) 人命危険の有無及び人的被害（行方不明者の数を含む。）の発生状況
- (イ) 火災等の二次災害の発生状況、危険性
- (ウ) 避難の必要の有無又は避難の状況
- (エ) 市民の動向
- (オ) その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

ウ 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、十和田警察署等関係機関の協力に基づき正確な情報収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は、県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

なお、次に該当する火災・災害等については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。（『火災・災害等即報要領』）

5 災害即報

(1) 火山災害等が発生し、死者又は行方不明者が生じたもの

(2) 災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階

総務課は、災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階で様式1～4により、災害状況を逐次県

(防災危機管理課)に報告するとともに、県の各部局には被害調査報告分担区分により被害内容等について報告する。また、必要に応じ次の状況を関係機関に報告する。

- ア 被害の状況
- イ 避難の勧告・指示又は警戒区域の設定状況
- ウ 指定避難所の設置状況
- エ 避難生活の状況
- オ 救護所の設置及び活動状況
- カ 傷病者の受入れ状況
- キ 観光客、登山者等の状況
- ク 応急給食・給水の状況
- ケ その他

- (ア) 当市以外の医療機関への移送を要する負傷者の状況
- (イ) 当市以外の医療機関又は介護老人保健施設等への移送を要する入院者、入所者の状況
- (ウ) その他

(3) 被害報告区分

被害報告区分等については、資料編に掲載のとおりとする。

- 【資料編】 4-2-1 被害調査報告分担区分
- 4-2-2 被害認定基準

6 災害確定報告

各課は、応急対策が終了した後速やかに被害の確定報告を県関係出先機関等に報告する。総務課は、その確定状況を取りまとめて、県(防災危機管理課)に報告する。

7 報告の方法及び要領

(1) 方法

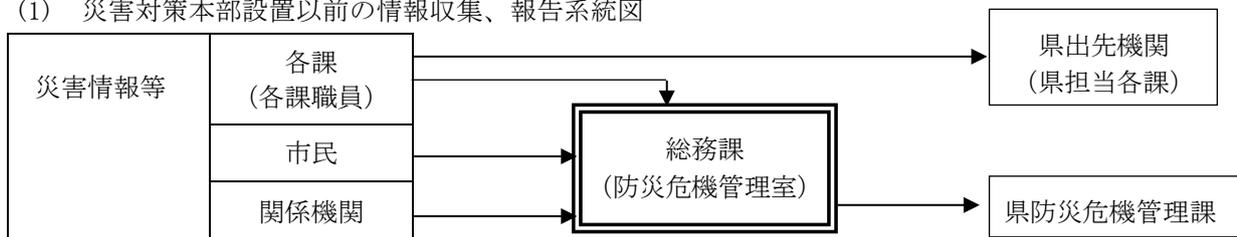
- ア 被害状況等の報告は、青森県総合防災情報システム、青森県防災情報ネットワーク、固定電話、ファックス、衛星携帯電話等、最も迅速確実な方法により行う。報告を的確に行うため、総合防災情報システムの地理情報システム等を有効に活用するとともに、災害現場映像情報を収集伝達する。
- イ 固定電話が途絶した場合は、青森県防災情報ネットワーク又は警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。
- ウ すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして報告するよう努める。

(2) 要領

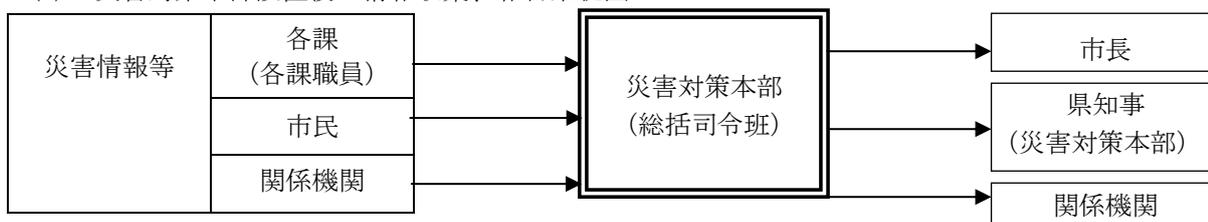
- ア 被害報告については、速やかな応急対策を実施するため、災害が発生後、直ちに災害の概要・災害対策本部の設置状況等を報告する。
- イ 被害程度の事項別報告は、緊急を要するもの又は特に指示があった場合を除き、一日一回以上行う。
- ウ 被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住家被害を優先させる。
- エ 県への報告に当たっては、総合防災情報システムに被害や避難の状況を入力するとともに、地図上に被害箇所を入力して行う。また、防災ヘリ緊急運航要請及び資機材の応援要請等についても総合防災情報システムに入力して行う。

8 情報の収集、報告の系統図

(1) 災害対策本部設置以前の情報収集、報告系統図



(2) 災害対策本部設置後の情報収集、報告系統図



※災害救助法の適用等については、資料編に掲載のとおりである。

- 【資料編】 4-2-3 災害救助法の適用基準
- 4-2-4 災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱

第3節 通信連絡

火山災害時において各機関相互の通信連絡を迅速かつ円滑に行うため情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の整備を図るものとする。また、夜間・休日においても、対応できる体制の整備を図るものとする。

1 実施責任者

災害時における通信連絡は、関係機関の協力を得て、市長が行う。

2 通信連絡手段

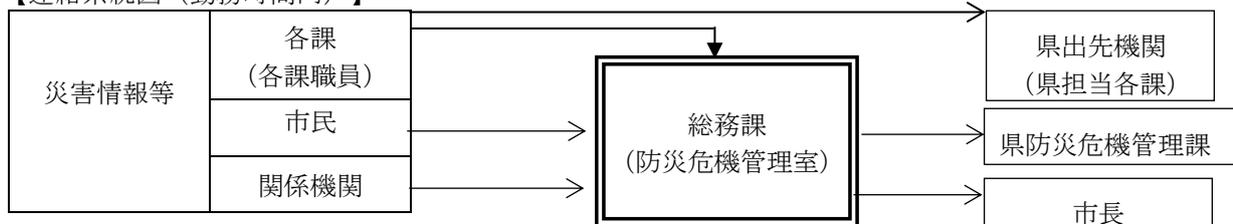
市は、災害時における通信連絡を的確に伝達するため、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール等必要な通信手段を確保するとともに、情報の質・内容に応じてそれらの通信手段の機能を生かした適切な利用方法で情報連絡を行う。

- (1) 防災情報ネットワークを活用し、県と直接情報連絡を行う。
- (2) 保有する防災行政無線（戸別受信機を含む。）又は有線放送を基幹として、その他の手段の活用により、当該地域の各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、公共的団体及びその他重要な施設の管理者等との間に通信連絡システムを整備し情報連絡を行う。
- (3) 災害に関する情報の収集伝達を円滑に処理するため、管内の警察署・消防署等の協力を得て情報連絡を行う。
- (4) 災害に関する緊急通信が必要な場合は、一次的には、公衆電気通信設備により確保するが、その利用ができない場合、非常通話等による電気通信設備の優先利用、防災機関等の無線による非常通信の利用、専用通信施設の利用など、各種通信手段の活用により通信連絡を行う。

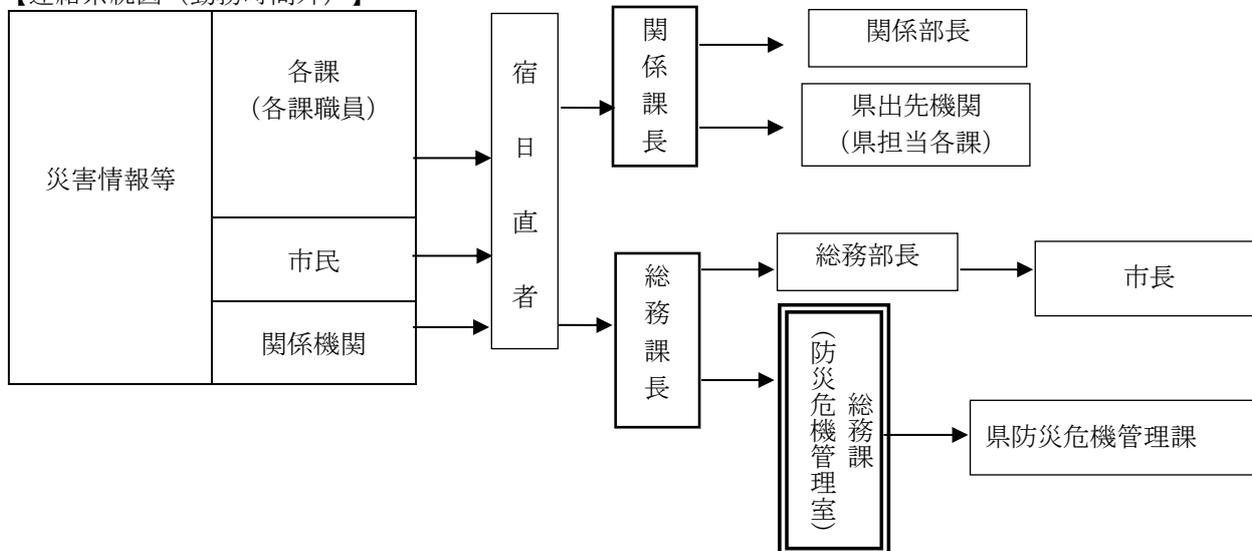
3 連絡方法

- (1) 市は、いつでも通信連絡ができるよう通信連絡体制を確立する。特に、夜間、休日における通信連絡体制を確立しておく。
- (2) 上記連絡の責任者を選任し、情報の収集、伝達に当たらせる。
なお、通信連絡責任者の氏名等は、あらかじめ県（防災危機管理課）に報告しておく。

【連絡系統図（勤務時間内）】



【連絡系統図（勤務時間外）】



4 通信連絡

(1) 防災情報ネットワーク

光イーサ回線や衛星携帯電話回線等により、県と市町村、消防本部、県合同庁舎、県出先機関及び防災関係機関を有機的に結び災害時の情報収集、伝達を行う。

(2) 電気通信設備（電話・電報）の優先利用

ア 災害時優先電話

- (ア) 災害時において電話が輻輳した場合、防災機関が防災活動や救護活動を行うときに支障をきたさないよう、災害時優先電話（管財課設置）を利用して通信連絡を行う。
- (イ) 各機関は、東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ等の通信事業者から災害時優先電話の指定を受けておき、その電話番号、設置場所、利用方法を組織内に周知しておく。

イ 非常・緊急電報

災害時において、通信設備が壊れるか又は輻輳してかかりにくい場合、災害の予防若しくは救援、交通、電話等の確保又は社会秩序の維持のため必要な事項及びその他災害に関し公共の利益のため緊急に通信することを要する電報については、「非常又は緊急電報」として取り扱い、他の電報に優先して配達することとなっており、これらの非常・緊急電報を活用して通信連絡を行う。

通信依頼先	依頼方法	指定電話	担当責任者	手 続
東日本電信電話株式会社 青森支店	非常電報 緊急電報		管財課長	<ul style="list-style-type: none"> 申し込み受付番号は115番 「非常電報」又は「緊急電報」である旨告げる。又は発信紙空白に「非常」又は「緊急」を朱書する。 必要理由、事情を告げる。

(3) 無線等施設の利用

災害時において、電気通信設備を利用することができないとき、又は利用することが著しく困難なときは、市の無線設備を利用するとともに、防災関係機関の無線施設及び専用電話施設を利用して通信を確保する。

ア 市有無線設備

市有無線設備は、別に定める無線局管理規程等に基づいて運用する。

なお、無線の種別は、第3章第3節「防災業務施設、設備等の整備」3. 通信施設・設備等のとおりである。

イ 非常通信の利用

災害時において、有線通信を利用できない場合又はこれを利用することが著しく困難な場合は、おおむね次に掲げる防災機関の無線通信施設を利用する。この利用に当たって必要な手続き等については、あらかじめ協議し、定めておく。

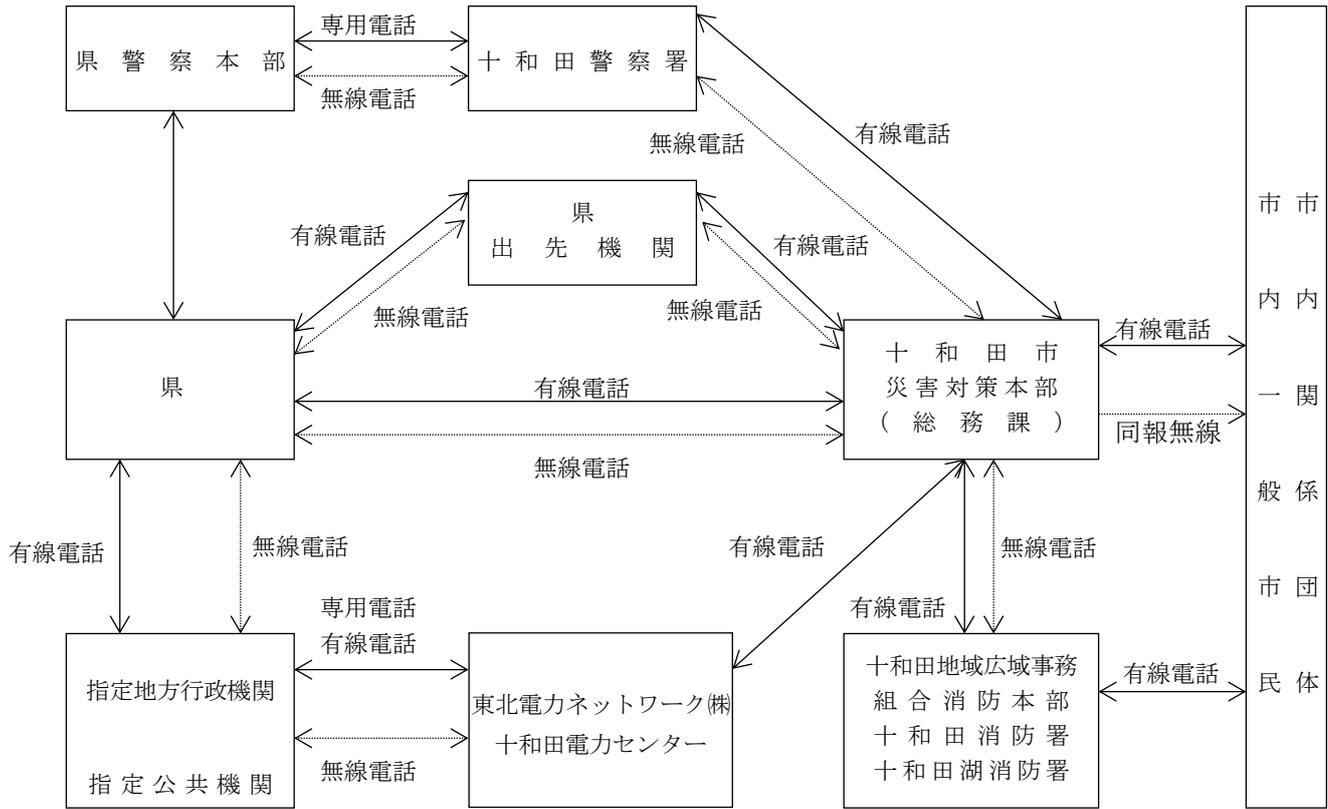
無線通信施設	通信依頼先	通信依頼先所在地	連絡責任者（市）	備考
消防救急無線	十和田地域広域事務組合 消防本部	西二番町7-10	総務課長	
警察無線	十和田警察署	西六番町1-41	総務課長	※東北地方非常通信協議会設定ルート
東北電力無線	東北電力ネットワーク株式会社 十和田電力センター	西三番町7-1	総務課長	※東北地方非常通信協議会設定ルート
国土交通省無線	青森河川国道事務所 十和田国道維持出張所	三本木字北平 147-475	総務課長	※東北地方非常通信協議会設定ルート
東日本電信電話株式会社無線	東日本電信電話株式会社青森支店	青森市橋本2丁目1-6	総務課長	

(4) 専用通信施設の利用

災害時において、電気通信設備の利用ができない場合又は緊急に通信の必要がある場合は、おおむね次に掲げる専用通信施設の利用を図る。この利用に当たって必要な手続き等については、あらかじめ協議し、定めておく。

専用通信施設	通信依頼先	通信依頼先所在地	連絡責任者（市）	備考
警察電話	十和田警察署	西六番町1-41 23-3195	総務課長	交番、駐在所の設備を含む。
気象通信	青森地方気象台	青森市花園1丁目17-19 017-741-7411	総務課長	
電気事業電話	東北電力ネットワーク株式会社 十和田電力センター	西三番町7-1 25-5001	総務課長	

5 災害通信利用系統図



※ 有線通信及び無線通信が利用不能又は困難な場合、使送により通信、連絡を行う。

第4節 災害広報・情報提供

火山災害時において、応急対策の実施状況その他の災害情報を住民、登山者、観光客等に対し迅速かつ的確に周知し、社会秩序の維持及び民心の安定を図るため、市外からの避難者や在日外国人、訪日外国人を含む観光客等にも配慮しながら、以下のとおり災害広報を行うものとする。

1 実施責任者

- (1) 市長は、市民及び報道機関等に対し、被害状況その他災害情報を迅速かつ的確に周知させるため、災害情報を総括する班を設けるとともに、災害の規模、態様に応じた広報を行い、災害が終息したときは、必要に応じて市民相談室を開設する。
- (2) 防災関係機関は、それぞれの所掌により、市民等に対し、災害情報等の周知に努める。

2 広報担当

市長が行う災害広報に関する担当は、次のとおりである。

区分	責任者	広報先	連絡方法
総務班	総務課長	市民、報道機関 防災関係機関 庁内	広報車、防災行政無線（同報無線）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（L-ALERT）、インターネット等 口頭、文書、有線電話、無線電話、庁内放送、庁内電話

3 災害広報の要領

- (1) 市長は、防災関係機関及び報道機関と緊密な連絡を行い、正確な情報の把握に努める。また、人的被害の数について広報を行う際には、県等と密接に連携しながら適切に行うものとする。
- (2) 市の実施する広報は、総務班長（総務課長）に連絡する。
- (3) 総務班長は、災害情報等の広報資料を収集するとともに、特に報告、記録等に供する写真の収集又は撮影に努める。
- (4) 災害広報において重点をおく事項は、次のとおりである。

ア 災害対策本部の設置に関する事項	イ 災害の概況
ウ 市及び各防災関係機関の応急措置に関する事項	エ 避難勧告等の発令状況
オ 電気、ガス、水道等供給の状況	カ 防疫に関する事項
キ 火災状況	ク 指定避難所、医療救護所の開設状況
ケ 給食、給水の実施状況	コ 道路、河川等の公共施設の被害状況
サ 道路交通等に関する事項	シ 二次災害を含む被害の防止に関する事項
ス 一般的な市民生活に関する情報	
セ 社会秩序の維持及び民心の安定のため必要な事項	ソ その他必要な事項
- (5) 報道機関への対応は、次のとおりである。
 - ア 報道機関への情報提供等にあたっては総務班長（総務課長）を窓口として情報を一元化する。また、協議会関係機関、観光関係団体・観光関係事業者等と情報を共有する。
 - イ 発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に連絡し、市民、登山者等の避難や避難所の状況等の火山防災の対応等を発表する。
 - ウ 特に避難情報については、災害情報共有システム（L-ALERT）を活用して迅速、かつ的確に情報発信を行う。
- (6) 市民への広報

市民に対する広報は、おおむね次の方法により、迅速、的確かつ分かりやすく行う。

ア 防災行政無線（同報無線）、有線放送等の施設による広報	イ 広報車による広報
ウ 報道機関による広報	エ 広報紙の掲示、配付
オ 指定避難所への職員の派遣	
カ その他インターネットのホームページや電子メール、アマチュア無線の活用等	

4 市民相談室の開設等

- (1) 災害が収束したときは、必要に応じ、まちづくり支援班長は被災地域に臨時市民相談室を開設し、市民の相談要望等を聴取して速やかに関係各課に連絡し、早期解決に努める。
- (2) 市長は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受けることのできる体制の整備に努める。
- (3) 市長は、災害種別ごとの安否情報について県等防災関係機関とあらかじめ協議し、定めた方法により広報するよう努める。
また、個人の安否情報伝達に有効な、災害伝言ダイヤル（171番）の活用を市民に周知するよう努める。
- (4) 市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者などが含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

5 避難市民への情報提供

避難市民への情報ルートを確立し、伝達手段（避難所巡回員等による伝達、掲示板、広報資料、広報紙、インターネット等）を確保して必要な情報を提供する。

第5節 自衛隊災害派遣要請

火山災害に際し、人命又は財産の保護のために特に必要と認められる場合には、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

- 1 実施責任者
知事に対する自衛隊災害派遣要請に係る事務手続については、市長が行う。
- 2 災害派遣の要件等
 - (1) 要件
天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため（公共性）、地方防災機関等では明らかに能力が不足すると判断され、かつ、自衛隊の人員、装備、機材によらなければ（非代替性）、その救援及び応急復旧が時機を失することとなる場合（緊急性）。
 - (2) 派遣活動の内容は、おおむね次のとおりである。

ア 被害状況の把握	イ 避難の援助
ウ 遭難者等の搜索救助	エ 水防活動
オ 消防活動	カ 道路又は水路の啓開、障害物の除去
キ 応急医療、救護及び防疫	ク 人員及び物資の緊急輸送
ケ 炊飯及び給水	コ 救援物資の無償貸付、譲与
サ 危険物の保安又は除去	シ その他必要に応じ、自衛隊の能力で対応可能な上記以外の措置

- 3 災害派遣の要請手続
 - (1) 要請連絡先
市長は、次の自衛隊災害派遣要請権者に対し、災害派遣の要請をするよう求める。

ア 災害全般	知事	
イ 航空災害	東京航空局三沢空港事務所長	

 なお、上記派遣の申し出をした場合は、災害の状況について最寄りの指定部隊（陸上自衛隊八戸駐屯地）の長等に通報する。
また、市長は、知事への要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を最寄りの指定部隊の長に通知する。

●派遣要請先	青森市 陸上自衛隊第9師団長	017-781-0161
	むつ市 海上自衛隊大湊地方総監	0175-24-1111
	三沢市 航空自衛隊北部航空方面隊司令官	0176-53-4121
	弘前市 陸上自衛隊弘前駐屯地司令	0172-87-2111
	八戸市 陸上自衛隊八戸駐屯地司令	0178-28-3111
	海上自衛隊第2航空群司令	0178-28-3011

- (2) 市長の知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求手続
 - ア 市長は、市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊災害派遣を要請するよう求めることができる。
 - イ 市長は、知事へ要求できない場合には、その旨及び市の地域に係る災害の状況を災害派遣命令者（指定部隊の長）に通知することができる。この場合、市長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。
 - ウ 派遣の要請は文書によるものとし、次の事項を明らかにする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等によるものとし、事後速やかに文書を提出する。

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由	(イ) 派遣を希望する期間
(ウ) 派遣を希望する人員、車両、航空機等の概数	(エ) 派遣を希望する区域及び活動内容
(オ) その他参考となるべき事項	

 自衛隊災害派遣に係る様式については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 様式76 自衛隊災害派遣要請書
様式77 自衛隊災害派遣部隊撤収要請書

- (3) 自主派遣
自衛隊は、災害の発生が突発的で人命救助が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自主的に部隊等を派遣する。

- 4 派遣部隊の受入体制の整備
市長は、知事等から災害派遣の通知を受けたときは、次のとおり、派遣部隊の受入体制を整備する。

- (1) 派遣部隊の人員数及び到着日時、場所その他の決定事項の確認
- (2) 派遣部隊との連絡責任者の決定
- (3) 宿舎又は宿营地及び宿営に関する物資の準備
- (4) 使用資機材等の準備
- (5) 駐車場所、ヘリコプター離着陸場所の選定

ア ヘリコプター離着陸場所は、次のとおりである。

施設名	所在地	管理者	位置・面積	
陸上競技場	西十三番町3	市長	N 40度36分35秒 E 141度12分21秒	155m× 70m
県立十和田工業高等学校野球場	大字三本木字一本木沢27-1	校長	N 40度38分16秒 E 141度14分14秒	110m×104m
十和田湖総合運動公園陸上競技場	大字奥瀬字生内101-28	市長	N 40度34分45秒 E 141度06分28秒	100m× 57m
十和田湖小学校グラウンド	大字奥瀬字十和田湖畔休屋16-1	市長	N 40度25分38秒 E 140度53分51秒	110m×120m

イ 車両駐車場所は、次のとおりである。

施設名	所在地	管理者	駐車可能台数	電話番号
中央公園（緑地公園）	西十三番町624	市長	200	23-5111
十和田湖総合運動公園	大字奥瀬字生内101	市長	220	23-5111

5 派遣部隊の撤収

市長は、他の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し、撤収について知事等に要請する。

6 経費の負担

市長が負担する経費は、原則、次を基準とする。

- (1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるために通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
- (3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊以外の資材、機材等の調達、借上げ及びそれらの運搬、修理費
- (4) 県が管理する有料道路の通行料

7 その他

災害発生時に、自衛隊の応援部隊等を迅速かつ円滑に受け入れることができるよう、市長は、知事及び自衛隊の協力を得て、あらかじめ活動拠点候補地（付帯施設を含む。）を整理し、平時から適切な情報共有体制を構築しておく。

第6節 広域応援

火山災害が発生した場合において応急対策活動を円滑に実施するため、地方公共団体相互の広域応援対策を講じるものとする。相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の締結も考慮するものとする。

1 実施責任者

締結した協定に基づく災害応急対策を実施するために必要な人員、資機材等の確保及び連絡調整等は、市長が行う。

2 応援の要請等

- (1) 市長は、市内において大規模災害が発生し、市独自では十分に被災者の救援等の応急措置を実施できない場合は、次により応援を要請する。
 - ア 消防並びに水道施設の早期復旧及び給水の確保を除く応急措置については、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、他の市町村への応援を県に要請する。
 - イ 消防については、「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等へ応援を要請する。
 - ウ 水道施設の早期復旧及び給水の確保については、「水道災害相互応援協定」に基づき、水道災害救援本部長（県健康福祉部長）へ応援を要請する。
- (2) 市長は、必要に応じ、広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都道府県の緊急消防援助隊による応援等について、知事から消防庁長官へ要請するよう求める。
- (3) 市長は、他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料を交換するほか、連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点等他の市町村等の応援の受入体制を確立しておく。
- (4) 市長は、知事、指定地方行政機関の長、指定公共機関の長又は指定地方公共機関の長から応急措置の実施を要請され、又は労務、施設、物資の確保等について応援を求められた場合は、特別な理由がない限り、直ちに必要な対策を講じる。
- (5) 協定の締結状況
応援協定の締結状況については、資料編に掲載のとおりである。
【資料編】 4-6-1 協定の締結状況
- (6) 受援体制の構築
市は、応援要請後、自衛隊、他市町村などからの応援部隊等が効率的に応援活動を実施できるよう、受入れ窓口や指揮連絡系統の明確化した受援マニュアルの整備を行うとともに、職員への周知徹底に努める。
また、平時から協定を締結した団体間で、訓練、情報交換等の実施に努めるとともに、迅速、円滑な支援を受けるため各応援団体の待機場所、物資・資機材の集積場所、車両の駐車スペース等の整備、確保に努める。

3 防災関係機関等との応援協力

市長は、災害時において応急活動、復旧活動等が円滑に行われるよう、防災関係機関、関連事業者等と協定を締結しているが、今後も体制強化のための協定締結の推進を図る。

第7節 航空機運用

火山災害時において、災害応急対策活動、火災防御活動、救助活動及び救急活動を迅速かつ的確に行うため、県防災ヘリコプターの運航を要請するものとする。

- 1 実施責任者
県防災ヘリコプターの運航要請は、市長又は消防長が行う。
- 2 運航要請の要件
 - (1) 公共性：災害等から市民の生命財産を保護し、被害軽減を図る目的である。
 - (2) 緊急性：差し迫った必要性がある。
 - (3) 非代替性：県防災ヘリコプター以外に適切な手段がない。
- 3 活動内容
 - (1) 災害応急対策活動
 - ア 被害状況の偵察、情報収集等
 - イ 救援物資、人員等の搬送
 - ウ 災害に関する情報、警報等の伝達及び災害広報等
 - (2) 火災防御活動
 - ア 林野火災における空中消火
 - イ 偵察、情報収集
 - ウ 消防隊員、資機材等の搬送等
 - (3) 救助活動
 - ア 中高層建築物等の火災における救助等の活動
 - イ 山岳遭難及び水難事故等における捜索・救助
 - ウ 自動車専用道路上の事故救助等
 - (4) 救急活動
 交通遠隔地からの傷病者搬送等
- 4 運航要請の方法
運航要請は、次の事項を電話等により通報した後、速やかに青森県総合防災情報システムにより行う。

(1) 転院搬送

No.	項目	内容
1	発生場所	病院名
2	緊急性の有無	傷病の状況
3	傷病者の情報	傷病者の人数、年齢、性別、氏名、傷病名、傷病程度、バイタル
4	処置状況・必要資器材	酸素、モニター等の機内持ち込みの有無
5	同乗者	医師、看護師、家族、同行者等
6	搬送先医療機関	調整済みの場合は連絡、未調整の場合は県で調整
7	飛行場外着陸場	搭乗に使用する飛行場外離着陸場
8	地上安全管理	飛行場外着陸場の安全管理責任者（消防等）
9	気象状況	天候、目視距離（視程）、風速
10	依頼責任者氏名・連絡手段	市、警察、消防担当者等依頼する者の氏名と連絡先
11	搬送先責任者氏名・連絡手段	搬送先がわかる場合は先方の担当者
12	無線コールサイン	呼び出し名（相互の呼び出しを通報）

(2) 救助事案

No.	項目	内容
1	発生場所	住所・目標（UTM、緯度経度）
2	緊急性の有無	孤立のみ・負傷・傷病の有無
3	孤立者情報	孤立者の人数・傷病者の人数
4	輸送先	孤立地域から輸送する場所
5	飛行場外着陸場	降機する飛行場外離着陸場
6	地上安全管理	飛行場外着陸場の安全管理責任者（消防等）
7	気象状況	天候、目視距離（視程）、風速
8	依頼責任者氏名・連絡手段	市、警察、消防担当者等依頼する者の氏名と連絡先
9	搬送先責任者氏名・連絡手段	搬送先がわかる場合は先方の担当者
10	無線コールサイン	呼び出し名（相互の呼び出しを通報）

(3) 火災事案

No.	項目	内容
1	発生場所	住所・目標（UTM、緯度経度）
2	概要及び延焼状況	火災の状況についての情報
3	給水ポイント	他給水・自給水（場所： ）
4	飛行場外着陸場	給水・燃料補給を行う飛行場外離着陸場
5	地上安全管理	飛行場外着陸場の安全管理責任者（消防等）
6	地上隊の状況	地上隊の活動状況・規模等
7	気象状況	天候、目視距離（視程）、風速
8	現場責任者（依頼責任者）との連絡手段及び連絡先	ヘリとの連絡担当者、連絡手段・連絡先
9	無線コールサイン	呼び出し名（相互の呼び出しを通報）

5 受入態勢

市長又は消防長は、県防災ヘリコプターの運航要請をしたときは、知事と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次に掲げる受入態勢を整える。

- (1) 離着陸場所の確保及び離着陸場所周辺の警備等の安全確保対策
- (2) 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への引継手配
- (3) 空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保
- (4) その他必要な事項

第8節 避難

火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害から市民を保護するため、警戒区域の設定等さらには危険区域内の市民を適切に安全地域に避難させ、必要に応じ指定避難所に受入れ、人命保護と避難者の援護を図るものとする。（警戒区域：本章第2節災害対策基本法に基づく警戒区域による。）

1 実施責任者

避難のための立退きの勧告、指示並びに指定避難所の開設及び受入れ保護は市長が行うが、市長と連絡がとれない場合は副市長が行う。なお、法律に定める特別の場合は、避難勧告等を市長以外の者が実施する。（避難勧告等の基準：第3章第9節避難対策「噴火警戒レベル毎の警戒範囲と避難勧告等の発令」）

実施責任者	内 容（要件）	根 拠 法
市 長	災害全般	災害対策基本法第60条
警 察 官	災害全般（ただし、市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき又は市長から要求があったとき）	・災害対策基本法第61条 ・警察官職務執行法第4条
知 事	災害全般（ただし、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき）	災害対策基本法第60条
自 衛 官	〃（警察官がその場にはいない場合に限る。）	自衛隊法第94条
知事又はその命を受けた職員 水防管理者（市長）	洪水からの避難の指示	水防法第29条
知事又はその命を受けた職員	地すべりからの避難の指示	地すべり等防止法第25条

2 避難勧告等及び報告・通知

(1) 避難勧告等

ア 噴火警報等の発表及び伝達、異常現象の通報がなされ、火山噴火等により地域住民等に被害が及ぶおそれがあると判断される場合には、人命の安全を第一義とし、直ちに避難の勧告、指示を行う。

イ 避難勧告等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるなど、避難勧告等判断基準等を明確化しておく。

ウ 市民を避難させるに当たっては、そのときの情勢を検討し、本計画に定める噴火警戒レベル毎の警戒範囲と避難勧告等の発令基準により行い、危険の切迫性に応じ伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、積極的な避難行動の喚起に努める。

特に、避難行動要支援者等の避難行動に時間を要する者に対して早めの段階で避難準備・高齢者等避難開始を伝達するなど、危険が切迫する前に十分な余裕をもって、避難勧告等を行うほか、一般市民に対しては、避難準備及び自主的な避難を呼びかける。

エ 避難勧告等が発令された場合の避難の単位は、指定する避難場所ごとになるべく一定地域又は町内（会）などの単位とする。

オ 避難勧告等を発令するいとまがない状況等で緊急避難を要する場合、又は周囲の状況等により避難所へ移動することに危険が伴うと判断される場合は、市民は自ら判断し近隣のより安全な建物への「緊急的な退避」や、「屋内安全確保」といった適切な行動をとるよう努める。

(2) 報告

ア 市長は、避難のため立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退き先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告する。また、警察官から避難のための立退きを指示した旨の通知を受けたとき及び避難の必要がなくなったときも同様とする。

イ 警察官

(ア) 警察官職務執行法による措置

災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受けるおそれのあるものを避難させ、又は必要な措置をとる。

(イ) 災害対策基本法による指示

市長により避難指示（緊急）ができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し避難のための立退きを指示する。

(ウ) 報告・通知

a 上記(ア)により警察官がとった措置については、順序を経て公安委員会に報告する。

b 上記(イ)により避難のため立退きを指示したとき及び避難の必要がなくなったときは、その旨を市長に通知する。

ウ 自衛官

(ア) 避難等の措置

自衛隊法により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはいない場合に限り、上記イの(ア)警察官職務執行法による措置による避難等の措置をとる。

(イ) 報告

上記(ア)により自衛官がとった措置については、順序を経て防衛大臣の指定する者に報告する。

3 避難勧告等の周知徹底

市民に対する避難のための準備情報の提供や避難勧告等を行うに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。

避難についての市民に対する周知徹底の方法、内容及び関係機関に対する伝達は、次のとおりとする。

なお、危険の切迫性に応じ伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、積極的な避難行動の喚起に努める。

特に、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して早めの段階で避難準備・高齢者等避難開始を伝達するなど、危険が切迫する前に十分な余裕をもって、避難勧告等を行う。

市は避難勧告等の対象地域及び判断時期、避難勧告等解除などに関して、国（気象庁）及び県に必要な助言を求めるものとする。

避難についての市民に対する周知徹底の方法、内容及び関係機関に対する伝達は、次のとおりである。

(1) 周知徹底の方法、内容

ア 避難勧告等の伝達は、最も迅速かつ的確に市民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法による。

- (ア) 信号（警鐘、サイレン）
- (イ) ラジオ、テレビ放送
- (ウ) 防災行政無線（同報無線）
- (エ) 広報車
- (オ) 情報連絡員（町内会長等）による戸別訪問等
- (カ) 電話
- (キ) 電子メール・ホームページ

イ 市長等の避難勧告等を発令する者は、次の内容を明示して実施する。

- (ア) 避難が必要である状況、避難勧告等の理由
- (イ) 危険区域
- (ウ) 避難対象者
- (エ) 避難経路
- (オ) 指定避難所
- (カ) 移動方法
- (キ) 避難時の留意事項

（参考）情報連絡員等は、避難に当たり次の事項を市民に周知徹底する。

- ・戸締り、火気の始末を完全にする。
- ・携帯品は、必要な最小限のものにする。
（食料、水筒、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布、携帯電話（充電器を含む。）等）
- ・服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行する。

(2) 関係機関相互の通知及び連絡

ア 避難勧告等を行ったときは、次の系統により関係機関に通知又は報告する。



(ア) 市長が避難勧告等を発令したとき、又は他の実施責任者が避難の指示をした旨通知を受けたときは、速やかにその旨を知事に報告する。

また、避難勧告等を解除した場合も同様とする。この場合の報告事項は、おおむね次のとおりである。

a 避難勧告等を発令した場合

- (a) 噴火警戒レベル等の規模及び状況
- (b) 勧告・指示の別
- (c) 避難勧告等を発令した日時
- (d) 勧告勧告等の対象地域
- (e) 対象世帯数及び対象人数
- (f) 指定避難所開設予定箇所数

b 避難勧告等を解除した場合

避難勧告等を解除した日時

(イ) 警察官が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を市長に通知する。

(ウ) 知事又はその命を受けた職員が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を十和田警察署長に通知する。

イ 避難勧告等を発令したときは、アのほか他の関係機関と相互に連絡をし協力する。

4 避難誘導及び移送

(1) 誘導に当たっては、適切な時期と適切な避難方向への誘導、避難行動要支援者の優先及び携行品の制限等に留意し、実施する。

発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

(2) 避難誘導員は、市職員、消防団員、自主防災組織構成員等が当たることとし、災害の状況によって誘導できない場合は、自らの生命の安全の確保を最優先とする。

(3) 避難誘導の方法は、避難者数及び誘導員数に応じて、避難集団に付き添って避難を誘導する方法（引き連れ法）又は避難者大勢に対して避難路上で避難方向等を指差し又は口頭で指示する方法（指差し法）のいずれか、あるいは併用により実施する。

(4) 避難手段及び輸送力の確保

ア 原則として徒歩又は自家用車（相乗り含む）による自力避難若しくは県又は市が手配するバス等による大量移送とする。協議会構成機関は必要に応じ、避難手段確保の支援をする。

イ 輸送力の確保

県及び市が必要と判断した際は、輸送車両を確保し現地へ派遣する。

避難に利用できるバス等は下記のとおりである。

<青森県>

【災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定】

協定先:公益社団法人 青森県バス協会

●住 所:青森県青森市大字浜田字豊田139-21 電 話:017-739-0571 F A X :017-739-0573

【災害時等におけるタクシーによる人員の輸送等に関する協定】

協定先:一般社団法人 青森県タクシー協会

●住所:青森県青森市大字浜田字豊田139-21 電話:017-739-0545 F A X :017-739-0448

<市>

【資料編】 4-20-2 運送業者等営業用の車両一覧表

5 指定緊急避難場所の開放

市長は、災害が発生する恐れがある場合には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始等の発令と併せて指定緊急避難場所を開放し、市民等に対し周知徹底を図る。

6 指定避難所の開設

市長は、避難勧告等を発令した際、又は市民の自主避難を覚知したときは、火山噴火等の危険性に十分配慮しつつ、直ちに指定避難所を開設するとともに、市民等に対して周知徹底を図る。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。

親戚、知人等の元に避難する場合は、避難対象区域の避難誘導を行う者（町内会長・消防団等）に避難先及び連絡先を報告することを徹底させる。

なお、開設に先立ち、開設予定避難所やそこへ至る経路が被害を受けていないかなどを確認するとともに、避難者を受入れた後も周辺の状況に注意して安全性の確認を行う。

避難者の受入れに当たっては、受入対象者数、指定避難所の受入能力、受入期間等を考慮して受入れを割り当てるとともに、指定避難所ごとの受入れ者の把握に努める。必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て指定避難所として開設する。

要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、社会福祉施設等に避難所を設置したり、又は旅館・ホテル等を避難場所として借り上げるなど、多様な避難場所の確保に努める。

(1) 事前措置

ア 指定避難所に配置する職員については、あらかじめ市区域の各方面別に担当を定めておき、指定避難所の位置、動員方法、任務等について周知徹底する。

イ 指定避難所配置職員の員数は、避難所1か所当たり最低3人とし、受入れ状況により増員する。

ウ 指定避難所に配置する職員について、市民班（市民課）の職員のみで不足する場合には、民生部内で調整し、さらに不足する場合は総務班（総務課）に応援職員を要請する。

(2) 指定避難所の開設手続

ア 市長は、指定避難所を開設する必要があると認めるときは災害の規模、状況に応じ、安全かつ適切な場所を選定し、民生部長を通じて市民班長（市民課長）に開設命令を発する。市民班長（市民課長）は、本部長からの命令に基づいて、指定避難所を開設し、直ちに職員を配置して所要の措置をとる。

なお、学校を避難所として開設した場合、校長は学校管理に必要な職員を確保し、市の避難対策に協力する。

指定避難所の事前指定等については、第3章第9節「避難対策」による。

イ 福祉避難所の開設に当たっては、市は、指定避難所において避難生活に支障があると認められる者を把握した上で、施設に事前確認を行う。施設は開設について検討した結果を市に報告し、それをもとに福祉避難所の開設を決定する。

ウ 市長（総務課）は、避難所を開設した場合には、その状況を速やかに知事に報告する。

また、避難所を閉鎖した場合も同様とする。

この場合の報告事項は、おおむね次のとおりである。

(ア) 開設した場合

- a 避難所を開設した日時 b 場所（避難所名を含む。）及び箇所数
c 避難人数 d 開設期間の見込み

(イ) 閉鎖した場合

- a 避難所を閉鎖した日時 b 最大避難人数及びそれを記録した日時

(3) 指定避難所に受入れる者

指定避難所に受入れる対象者は、次のとおりである。

ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者

イ 現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

ウ 避難勧告等が発せられた場合等で、現に被害を受けるおそれがある者

(4) 指定避難所開設期間

指定避難所の開設期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。

(5) 指定避難所における職員の任務

ア 一般的事項

(ア) 避難所開設の掲示 (イ) 受入れ者の受付及び整理 (ウ) 日誌の記入

(エ) 食料、物資等の受払及び記録 (ロ) 受入れ者名簿の作成

イ 本部への報告事項

(ア) 避難所の開設（閉鎖）報告 (イ) 避難所状況報告 (ウ) その他必要事項

ウ 避難所の運営管理

(ア) 費用

避難所開設に伴う費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(イ) 避難所の責任者及び連絡員の指定〔市民班（市民課）〕

- a 避難所を開設したときは、避難所の管理責任者、連絡員を指定し、避難所の運営管理と受入れ者の保護に当たらせる。

- b 避難所の管理責任者は、避難所における情報の伝達、食料、飲料水の給付、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、女性の参画を推進する。
- c 避難所におけるプライバシーを確保するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点及び要配慮者への配慮等を行い、良好な生活環境の確保に努める。
また、必要に応じ避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営に努める。
- d 避難者の健康を確保するため、医師、保健師、看護師等の医療班等による巡回相談や心のケアの実施に努める。
- e 在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、様々な方法による情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。
- f 避難所の衛生状態や暑さ、寒さ対策の必要性の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- g 避難所で生活せず、食事のみ受け取りに来る被災者等に係る情報の把握に努める。
- h 避難所の運営に関し、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その支援に努める。
- i 福祉支援を必要とする避難者を把握し、適切な支援に努める。

7 警戒区域の設定

災害による生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があるときは、次により警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限、禁止し、又はその区域から退去を命ずる。

また、すでに開設されている避難所等や市民、登山者等に対して、警戒区域を設定することを周知する。なお、警戒区域の範囲については、気象庁、火山専門家等の助言も踏まえ、合同会議等で協議し設定する。

市は、火山避難計画に基づき、噴火警戒レベルに応じた通行規制の実施や、規制箇所の設置などを、各機関の役割分担により行う。また、観光客、登山者等の対策として、入山規制、立入規制等の措置をとる。噴火警報が発表された場合には、警報の区分に応じた居住地域からの避難、入山規制、火口周辺への立ち入り規制などを検討し、必要な範囲に対して実施する。

- (1) 時機を失することのないよう迅速に実施する。
- (2) 円滑な交通を確保するための交通整理等の措置との関連を考慮して段階的に実施する。
- (3) 警戒区域の範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。
- (4) 警戒区域の設定を明示する場合は、適当な場所に市名等の「立入禁止」、「車両進入禁止」等の標示板、ロープ等で明示する。（噴火警戒レベル2以降は、谷地温泉入口に規制看板を設置）
- (5) 車載拡声器等の利用や警戒配置者等によって、次により周知徹底を図る。
 - ア 警戒区域とした理由を簡潔に表現し、災害対策本部からの情報を伝え、市民に周知する。
 - イ 設定の範囲を「どの範囲」、「どこからどこまで」というように、道路名、集落名等をなるべく分かりやすく周知する。

8 噴火時等の対応（緊急フェーズ）：噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応

（十和田火山は八甲田山火山を参考にして対応する。）

- (1) 異常現象の通報または臨時の解説情報が発表された場合

ア 市の体制

協議会の構成機関は、異常現象の通報または臨時の解説情報が発表された場合、協議会を開催し、必要な防災対応について協議を行い、対応にあたる。ただし、臨時の解説情報が発表された場合は、火山防災協議会における火山専門家等の火山活動の状況等の意見に基づき、火口周辺に位置する施設に対し、避難準備・高齢者等避難開始を発令する場合がある。

市は、防災対応が必要と判断される場合、情報連絡体制をとり、立入規制等の対応をとる。また、噴火警戒レベル2に引き上げられた場合や噴火した場合に備え、登山道の規制や警戒範囲内の登山者等の避難誘導、救助活動などの防災対応の準備を行うことも想定する。

市が説明会等を開催する場合は、関係機関等と連携し対応する。

なお、規制を実施する場合は、噴火警戒レベル2の対応を参照する。

● 異常現象の通報または臨時の解説情報が発表された場合の市の体制

十和田市	情報連絡体制（平時と同様）
------	---------------

イ 情報収集・伝達

市は、仙台管区气象台から臨時の解説情報の発表等の連絡を受けた場合、直ちに関係機関に情報を伝達し共有する。また、防災行政無線、ホームページ、駒らん情報めーる、報道機関の活用等により、市民、登山者等に対して、異常現象が発生していることや臨時の解説情報の発表について伝達し、今後の情報について注目するよう促す。

火口近くに位置する施設である猿倉温泉、谷地温泉は、市から異常現象が発生していることや臨時の解説情報の発表の連絡を受けた場合、施設利用者等へ情報伝達（周知）するとともに、施設利用者や周辺の登山者等の人数等の把握、共有に努める。

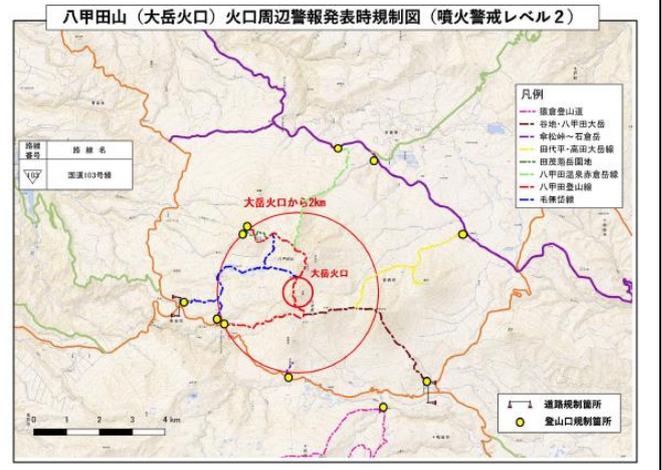
(2) 噴火警戒レベル 2 の場合<大岳火口>

【火山活動の状況】

大岳火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。

【警戒範囲】

- 火口から概ね 2 km 以内の範囲



予報警報	警戒範囲	キーワード	影響範囲内の保全対象施設及び道路等	防災対応 ⇒ 警戒範囲への避難指示（緊急）を発令 警戒範囲周辺の特定地域に避難準備・高齢者等避難開始を発令
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	大岳火口から概ね 2 km 以内の範囲	火口周辺規制	<p>【施設】</p> <p><青森県></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大岳避難小屋（登山道内） ・仙人岱避難小屋（登山道内） <p><青森市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・酸ヶ湯温泉 ・八甲田ホテル ・八甲田ロープウェイ（山頂公園駅） ・酸ヶ湯キャンプ場 ・東北大学植物園 <p><十和田市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし <p>【登山道】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①八甲田登山線 ②毛無岱線 ③田茂菴岳園地 ④八甲田温泉赤倉岳線 ⑤谷地・八甲田大岳線 ⑥田代平・高田大岳線 ⑦傘松峠～石倉岳（名称不明） ⑧南八甲田縦走線 <p>【登山口】</p> <p><青森県></p> <ul style="list-style-type: none"> ・酸ヶ湯登山口（鳥居） ・酸ヶ湯登山口（湯坂） ・八甲田ロープウェイ山麓駅 ・八甲田ロープウェイ山頂公園駅（右） ・八甲田ロープウェイ山頂公園駅（左） ・城ヶ倉温泉入口 ・深沢温泉（西）入口 ・谷地温泉入口 <p><青森市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・田代平（箒場）入口 <p><十和田市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし <p><管理者不在></p> <ul style="list-style-type: none"> ・深沢温泉入口 <p>【北八甲田周辺の山岳スキーコース・ルート】</p> <p><八甲田ロープウェイ、八甲田パーク既設コース></p> <ul style="list-style-type: none"> ・フォレストコース ・ダイレクトコース ・八甲田パーク <p><ルート></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大岳環状ルート ・硫黄岳ルート ・中央ルート ・宮様ルート ・城ヶ倉温泉ルート ・銅像ルート ・八甲田温泉ルート ・箒場岱ルート ・すいれん沼ルート <p>【道路】</p> <p><青森県></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道 103 号 <p><青森市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし <p><十和田市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし 	<p>【情報収集】</p> <p><青森県></p> <ul style="list-style-type: none"> ・气象台より火山活動の状況等を収集 ・登山者等の情報収集のための窓口を設置 ・登山者等の名簿を作成 <p><青森市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・八甲田山周辺施設から登山者・観光客等の情報を収集 <p><十和田市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・猿倉温泉、谷地温泉から登山者・観光客等の情報を収集 <p>【情報伝達】</p> <p><青森県></p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災ヘリ等による避難情報の周知 ・火山活動状況を協議会関係者等に周知 <p><青森市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・警戒範囲内施設への火山情報、避難指示（緊急）の発令の周知、避難誘導依頼 ・警戒範囲周辺の特定地域に避難準備・高齢者等避難開始の発令の周知 ・警戒範囲周辺施設への情報提供 <p><十和田市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・警戒範囲周辺施設への情報提供 <p>【施設の閉鎖】</p> <p>避難終了後すべての施設を閉鎖</p> <p>【登山道規制】</p> <p>①～⑧の登山道を規制</p> <p>【道路規制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道 103 号（国道 394 号との交差点部 ～谷地ゲート） → 規制 ・その他の道路では注意喚起を実施 <p>【北八甲田周辺の山岳スキーコース・ルート】</p> <p>すべてのコース・ルートを規制</p> <p>【登山者・観光客の避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災ヘリ（青森県） ・緊急速報メール（青森市、十和田市） ・防災行政無線（青森市、十和田市） ・スピーカー等の放送設備（観光施設等） ・谷地温泉入口に立入禁止の規制看板を設置

(3) 噴火警戒レベル2の場合<地獄沼火口>

【火山活動の状況】

地獄沼火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。

【警戒範囲】

- 火口から概ね1 km以内の範囲



予報警報	警戒範囲	キーワード	影響範囲内の保全対象施設及び道路等	防災対応 ⇒ 警戒範囲への避難指示（緊急）を発令 警戒範囲周辺の特定地域に避難準備・高齢者等避難開始を発令
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	地獄沼火口から概ね1 km以内の範囲	火口周辺規制	<p>【施設】 <青森県> なし <青森市> ・八甲田ホテル ・酸ヶ湯温泉 ・東北大学植物園 ・酸ヶ湯キャンプ場 <十和田市> なし</p> <p>【登山道】 ①八甲田登山線 ②毛無岱線</p> <p>【登山口】 <青森県> ・酸ヶ湯登山口（鳥居） ・酸ヶ湯登山口（湯坂） ・城ヶ倉分岐 ・仙人岱（鳥居方向） <青森市> なし <十和田市> なし</p> <p>【北八甲田周辺の山岳スキーコース・ルート】 <八甲田ロープウェー、八甲田パーク既設コース> ・フォレストコース ・ダイレクトコース ・八甲田パーク <ルート> ・大岳環状ルート ・硫黄岳ルート ・中央ルート ・宮様ルート ・城ヶ倉温泉ルート ・銅像ルート ・八甲田温泉ルート ・箒場岱ルート ・すいれん沼ルート</p> <p>【道路】 <青森県> ・国道103号 <青森市> なし <十和田市> なし</p>	<p>【情報収集】 <青森県> ・気象台より火山活動の状況等を収集 ・登山者等の情報収集のための窓口を設置 ・登山者等の名簿を作成 <青森市> ・八甲田山周辺施設から登山者・観光客等の情報を収集 <十和田市> ・猿倉温泉、谷地温泉から登山者・観光客等の情報を収集</p> <p>【情報伝達】 <青森県> ・防災ヘリ等による避難情報の周知 ・火山活動状況を協議会関係者等に周知 <青森市> ・警戒範囲内施設への火山情報、避難指示（緊急）の発令の周知、避難誘導依頼 ・警戒範囲周辺の特定地域に避難準備・高齢者等避難開始の発令の周知 ・警戒範囲周辺施設への情報提供 <十和田市> ・警戒範囲周辺施設への情報提供</p> <p>【施設の閉鎖】 避難終了後すべての施設を閉鎖</p> <p>【登山道規制】 ①、②の登山道を規制</p> <p>【道路規制】 ・国道103号（国道394号との交差点部～谷地ゲート）→規制 ・その他の道路では注意喚起を実施</p> <p>【北八甲田周辺の山岳スキーコース・ルート】 すべてのコース・ルートを規制</p> <p>【登山者・観光客の避難誘導】 ・防災ヘリ（青森県） ・緊急速報メール（青森市、十和田市） ・防災行政無線（青森市、十和田市） ・スピーカー等の放送設備（観光施設等）</p>

ア 市の体制

噴火警戒レベル2に引き上げられた場合、市は、下記表の体制をとり、関係機関との情報共有体制を強化する。

また、登山道規制及び道路規制を実施するとともに、避難促進施設等と連携し登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導する。

市は、あらかじめ定められている警戒範囲（大岳火口から概ね2 km以内の範囲または地獄沼火口から概ね1 km以内の範囲）に基づき、協議会の火山活動の状況も踏まえ、規制範囲について協議する。また、今後、噴火警戒レベルが3に引き上げられた場合や噴火した場合に備え、実施すべき防災対応等について協議する。

●噴火警戒レベル2発表時の市の体制

十和田市	情報連絡体制（状況により災害警戒対策本部又は災害対策本部を設置）
------	----------------------------------

イ 情報収集・伝達

市は、仙台管区気象台から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、直ちに関係機関に情報伝達し情報共有を図る。また、ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール、駒らん情報めーる、テレビ、ラジオ等、様々な手段を活用し、市民、登山者等に対して、噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や登山道や道路規制、警戒範囲内の規制の実施について周知する。また、警戒範囲内の施設へ、噴火警報等の情報伝達を行い、施設利用者等への情報提供や避難誘導、登山者等の情報収集を依頼する。

そのほか、必要に応じて、市民、登山者等への合同説明会を開催する。

警戒範囲内に位置する観光施設等は、市から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や登山道や道路の規制、警戒範囲内の規制の実施について連絡を受けた場合、施設利用者等に周知し、避難誘導を行うとともに、施設利用者や周辺の登山者等の人数等の把握に努め、市に報告する。

市民、登山者等への周知については、市が以下の内容を周知する。

①大岳

<市民向けの防災行政無線等による周知内容>

こちらは、十和田市役所です。
本日午前（午後）〇時〇分に八甲田山の噴火警戒レベルが2に引き上げられました。
大岳火口から2 km圏内に立入規制を行います。
八甲田山周辺にいる方は、規制範囲外への避難をお願いします。
規制等の詳しい情報は、県または市のホームページ、駒らん情報めーるをご覧ください。

<緊急時におけるメールの内容>

本日午前（午後）〇時〇分に八甲田山の噴火警戒レベルが2に引き上げられました。
大岳火口から2 km圏内に立入規制を行います。
八甲田山周辺にいる方は、規制範囲外への避難をお願いします。
市内にいる方は、噴火の恐れがありますので八甲田山周辺には近づかないようにしてください。
規制等の詳しい情報は、県または市のホームページ、駒らん情報めーるをご覧ください。

②地獄沼

<市民向けの防災行政無線等による周知内容>

こちらは、十和田市役所です。
本日午前（午後）〇時〇分に八甲田山の噴火警戒レベルが2に引き上げられました。
地獄沼火口から1 km圏内に立入規制を行います。
地獄沼周辺にいる方は、ただちに規制範囲外への避難をお願いします。
規制等の詳しい情報は、県または市のホームページ、駒らん情報めーるをご覧ください。

<緊急時におけるメールの内容>

本日午前（午後）〇時〇分に八甲田山の噴火警戒レベルが2に引き上げられました。
地獄沼火口から1 km圏内に立入規制を行います。
地獄沼周辺にいる方は、ただちに規制範囲外への避難をお願いします。
市内にいる方は、噴火の恐れがありますので地獄沼周辺には近づかないようにしてください。
規制等の詳しい情報は、県または市のホームページ、駒らん情報めーるをご覧ください。

ウ 登山道規制及び道路規制

県等は、登山道及び道路に規制を周知する看板及びバリケードを設置し、規制を行う。

①大岳（規制を行う登山道）

整理番号	登山道名	規制位置
①	八甲田登山線	・酸ヶ湯登山口（鳥居）・八甲田ロープウェー山頂公園駅
②	毛無岱線	・酸ヶ湯登山口（湯坂）
③	田茂菴岳園地	・八甲田ロープウェー山頂公園駅
④	八甲田温泉赤倉岳線	・深沢温泉入口 ・深沢温泉（西）入口
⑤	谷地・八甲田大岳線	・谷地温泉入口・・・立入禁止の規制看板を設置
⑥	田代平・高田大岳線	・田代平（箒場）入口
⑦	傘松峠～石倉岳	・石倉岳登山道入り口
⑧	南八甲田縦走線	・猿倉温泉入口

①大岳（規制を行う路線）

整理番号	路線番号	路線名	規制位置
①	国道103号	-	国道394号との交差点部～谷地ゲート

②地獄沼（規制を行う登山道）

整理番号	登山道名	規制位置
①	八甲田登山線	・酸ヶ湯登山口（鳥居） ・仙人岱（酸ヶ湯鳥居方向）
②	毛無岱線	・酸ヶ湯登山口（湯坂） ・城ヶ倉分岐（酸ヶ湯湯坂方向）

②地獄沼（規制を行う路線）

整理番号	路線番号	路線名	規制位置
①	国道103号	-	国道394号との交差点部～谷地ゲート

エ 登山者等の避難誘導

避難誘導を行う際は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家等の助言により、規制範囲外への避難について施設等と連携し対応する。また、利用者等の避難に必要な車両等の確保を行う。

また、ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール、駒らん情報メール等を利用し、登山者等に規制範囲内から規制範囲外への避難を呼びかける。

警察、消防は、火山活動の状況を勘案しながら、登山道周辺の規制範囲内に逃げ遅れたものがないか確認する。

オ 避難促進施設等による避難誘導

噴火警戒レベル2の該当なし

(4) 噴火警戒レベル3の場合<大岳火口>

【火山活動の状況】

居住地域の近くまで（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）重大な影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。

○大岳火口から概ね5 km以内で重大な影響を及ぼす噴火の可能性（噴火シナリオ中規模噴火）

【警戒範囲】

- 大きな噴石：火口から概ね3 km以内の範囲
- 溶岩流：火口から概ね2 km以内の範囲
- 火砕流・火砕サージ：火口から概ね5 km以内の範囲
- 融雪型火山泥流：火口から概ね6 km以内の河川流域（堤川、駒込川、蔦川、奥入瀬川、涸沢）



予報警報	警戒範囲	キーワード	影響範囲内の保全対象施設及び道路等	防災対応 ⇒ 警戒範囲への避難指示（緊急）を発令 警戒範囲周辺の特定地域に避難準備・高齢者等 避難開始を発令（中規模噴火）
噴火警報（火口周辺） 又は火口周辺警報	大岳火口から概ね6 km以内の範囲及び6 km以内の河川流域（堤川、駒込川、蔦川、奥入瀬川、涸沢）	入山規制	<p>【対象地域】</p> <p><青森市> <5 km以内> ・駒込字深沢地区 <6 km以内> ・荒川字寒水沢地区</p> <p>【施設】</p> <p><青森市> <3 km以内> ・酸ヶ湯温泉・八甲田ホテル・ホテル城ヶ倉 ・八甲田ロープウェー（山頂公園駅） ・酸ヶ湯キャンプ場（冬季閉鎖） ・東北大学植物園（冬季閉鎖）</p> <p><4 km以内> ・八甲田ロープウェー（山麓駅）・八甲田パーク ・八甲田リゾートホテル・八甲田山荘</p> <p><5 km以内> ・みちのく深沢温泉・八甲田温泉（冬季閉鎖） ・銅像茶屋（冬季閉鎖） ・田代レストハウス管場（冬季閉鎖） ・又兵衛の茶屋（冬季閉鎖） ・高原茶屋（冬季閉鎖）</p> <p><十和田市> <4 km以内> ・猿倉温泉（冬季閉鎖） <5 km以内> ・谷地温泉</p> <p>【登山道】</p> <p>①八甲田登山線 ②毛無岱線 ③田茂菟岳園地 ④八甲田温泉赤倉岳線 ⑤谷地・八甲田大岳線 ⑥田代平・高田大岳線 ⑦傘松峠～石倉岳（名称不明） ⑧南八甲田縦走線</p> <p>【登山口】</p> <p><青森県> ・酸ヶ湯登山口（鳥居）・酸ヶ湯登山口（湯坂） ・八甲田ロープウェー山麓駅 ・八甲田ロープウェー山頂公園駅（右） ・八甲田ロープウェー山頂公園駅（左） ・城ヶ倉温泉入口・深沢温泉（西）入口 ・谷地温泉入口</p>	<p>【情報収集】</p> <p><青森県> ・気象台より火山活動の状況等を収集 ・登山者等の情報収集のための窓口を設置 ・登山者等の名簿を作成</p> <p><青森市> ・火口周辺施設から登山者等の情報を収集 <十和田市> ・火口周辺施設から登山者等の情報を収集</p> <p>【情報伝達】</p> <p><青森県> ・防災ヘリ等による避難情報の周知 ・火山活動状況を協議会関係者等に周知</p> <p><青森市> ・警戒範囲内施設への火山情報、避難指示（緊急）の発令の周知、避難誘導依頼 ・警戒範囲周辺施設への情報提供</p> <p><十和田市> ・警戒範囲内施設への火山情報、避難指示（緊急）の発令の周知、避難誘導依頼 ・警戒範囲周辺施設への情報提供</p> <p>【避難対象地域】</p> <p>避難指示（緊急）を発令</p> <p>【施設の閉鎖】</p> <p>避難終了後すべての施設を閉鎖</p> <p>【登山道規制】</p> <p>①～⑧の登山道を規制</p> <p>【道路規制】</p> <p>全ての道路を一部通行規制</p> <p>【登山者・観光客の避難誘導】</p> <p>・防災ヘリ（青森県） ・緊急速報メール（青森市、十和田市） ・防災行政無線（青森市、十和田市） ・スピーカー等の放送設備（観光施設等） ・谷地温泉入口に立入禁止の規制看板を設置</p>

	<青森市> ・田代平(箒場) 入口 <環境省> ・猿倉温泉入口 <管理者不在> ・深沢温泉入口 【道路】 <青森県> ・国道103号 ・国道394号 ・県道青森田代十和田線 ・県道後平青森線 ・県道酸ヶ湯高田線 <青森市> ・市道野木酸ヶ湯線 <十和田市> ・市道猿倉線 ・市道谷地線	
--	---	--

ア 市の体制

噴火警戒レベル3に引き上げられた場合、市は、下記表の体制をとり、関係機関との情報共有体制を強化する。

また、登山道や道路の規制を実施するとともに、避難促進施設等と連携し登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導する。

市は、あらかじめ定められている警戒範囲（大岳火口から5kmまたは6km圏内）に基づき、協議会での火山活動の状況も踏まえ、規制範囲について協議する。

積雪期においては、今後、噴火警戒レベルが引き上げられた場合や噴火した場合に備え、避難対象地域や避難経路、指定避難所等の確認、避難誘導体制などの防災対応について協議し、各機関の準備を促す。

●噴火警戒レベル3発表時の市の体制

十和田市	情報連絡体制（状況により災害警戒対策本部又は災害対策本部を設置）
------	----------------------------------

イ 情報収集・伝達

市は、仙台管区气象台から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、直ちに関係機関に情報伝達し情報共有を図る。また、ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール、駒らん情報めーる、テレビ、ラジオ等、様々な手段を活用し、市民、登山者等に対して、噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や登山道や道路規制、警戒範囲内の規制の実施について周知する。また、警戒範囲内の施設へ、噴火警報等の情報伝達を行い、施設利用者等への情報提供や避難誘導、登山者等の情報収集を依頼する。

そのほか、必要に応じて、市民、登山者等への合同説明会を開催する。警戒範囲内に位置する観光施設等は、市から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や登山道や道路の規制、警戒範囲内の規制の実施について連絡を受けた場合、施設利用者等に周知し、避難誘導を行うとともに、施設利用者や周辺の登山者等の人数等の把握に努め、市に報告する。

市民、登山者等への周知については、市が以下の内容を周知する。

<市民向けの防災行政無線等による周知内容>

こちらは、十和田市役所です。
 本日午前（午後）〇時〇分に八甲田山の噴火警戒レベルが3に引き上げられました。
 大岳火口から6km圏内に立入規制を行います。
 八甲田山周辺にいる方は、ただちに規制範囲外への避難をお願いします。
 また、猿倉温泉、谷地温泉に避難指示（緊急）を発令します。
 西コミュニティセンターへ避難してください。

<緊急時におけるメールの内容>

本日午前（午後）〇時〇分に八甲田山の噴火警戒レベルが3に引き上げられました。
 大岳火口から6km圏内に立入規制を行います。
 八甲田山周辺にいる方は、ただちに規制範囲外への避難をお願いします。
 また、猿倉温泉、谷地温泉に避難指示（緊急）を発令します。
 西コミュニティセンターへ避難してください。
 市内にいる方は、八甲田山周辺には近づかないようにしてください。

ウ 登山道規制及び道路規制

県等は、登山道及び道路に規制を周知する看板及びバリケードを設置し、規制を行う。

整理番号	路線番号	路線名	規制区間または規制箇所
1	国道103号	-	国道394号との交差部～谷地ゲート
2	-	十和田市道猿倉線	国道103号との交差部
3	-	十和田市道谷地線	国道103号との交差部

エ 登山者等の避難誘導

避難誘導を行う際は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家等の助言により、規制範囲外への避難について施設等と連携し対応する。また、利用者等の避難に必要となる車両等の確保を行う。

また、ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール、駒らん情報メール等を利用し、登山者等に規制範囲内から規制範囲外への避難を呼びかける。

警察、消防は、火山活動の状況を勘案しながら、登山道周辺の規制範囲内に逃げ遅れたものがないか確認する。

オ 要配慮者の避難準備

市は、積雪期において、今後の噴火警戒レベルが上がった場合に備え、要配慮者に対して避難の準備を呼びかけるとともに、要配慮者等が自主避難することを想定し、指定避難所等の開設準備を行う。

カ 避難促進施設による避難誘導

警戒範囲内の避難促進施設等は、施設の利用者等に対して、噴火警戒レベルが3に引き上げられたことを周知するとともに、緊急退避の措置をとる。また、市と協議・連携し、規制範囲外への避難誘導を行う。

市は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家、協議会等の助言を踏まえ、避難促進施設の利用者等の緊急退避やその後の避難について施設と協議し、避難が必要となった場合には、施設と連携し規制範囲外への避難誘導にあたる。また、要配慮者が利用する避難促進施設から、避難先の確保について依頼があった場合、必要に応じて県と連携し受入先の確保・調整を行う。

●噴火警戒レベル3の警戒範囲内に位置する施設

施設名	施設種別	連絡先	備考
猿倉温泉	その他の集客施設	080-5227-1296	冬季閉鎖
谷地温泉	その他の集客施設	0176-74-1181	

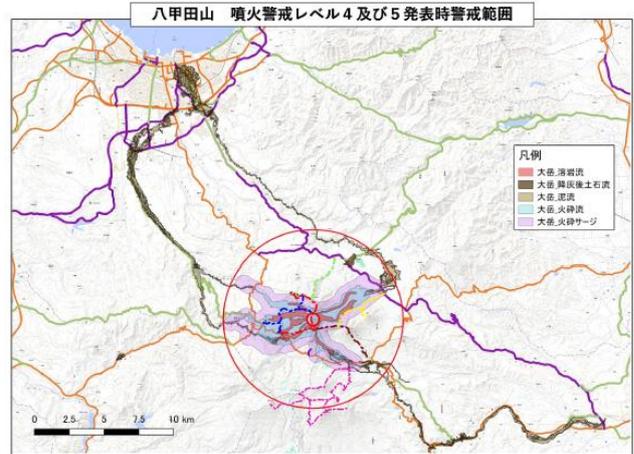
(5) 噴火警戒レベル4の場合

【火山活動の状況】

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。

【警戒範囲】

- 大きな噴石:大岳火口から概ね3 km以内の範囲
- 溶岩流:大岳火口から概ね3 km以内の範囲
火砕流・火砕サージ:大岳火口から概ね6 km以内の範囲
- 融雪型火山泥流:(堤川、駒込川、鳶川、奥入瀬川、涸沢の河川流域)
(居住地域を含む)



予報警報	警戒範囲	キーワード	影響範囲内の保全対象施設及び道路等	防災対応 → 火口から概ね6 km以内の警戒範囲へ避難指示（緊急）を発令 河川流域の警戒範囲へ避難準備・高齢者等避難開始を発令
噴火警報（居住地域）	大岳火口から概ね6 km以内の範囲及び堤川、駒込川、鳶川、奥入瀬川の河川流域（居住地域含む）	避難準備	<p>【対象地域】</p> <p><青森市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・松原1丁目 ・松原2丁目 ・松原3丁目 ・奥野2丁目 ・奥野3丁目 ・花園1丁目 ・花園2丁目 ・松森1丁目 ・松森2丁目 ・松森3丁目 ・佃1丁目 ・佃2丁目 ・中佃1丁目 ・中佃2丁目 ・南佃1丁目 ・桜川1丁目 ・桜川2丁目 ・桜川3丁目 ・桜川4丁目 ・桜川5丁目 ・桜川6丁目 ・桜川7丁目 ・桜川8丁目 ・桜川9丁目 ・筒井3丁目 ・筒井4丁目 ・筒井字桜川 ・古館1丁目 ・駒込字見吉 ・幸畑字唐崎 ・幸畑字谷脇 ・幸畑字阿部野 ・田茂木野字田茂木沢 ・駒込字桐ノ沢 ・駒込字深沢 ・間屋町1丁目 ・第2間屋町1丁目 ・第2間屋町4丁目 ・妙見1丁目 ・卸町 ・八ツ役字芦谷 ・牛館字松枝 ・上野字有原 ・上野字山辺 ・荒川字筒井 ・荒川字寒水沢 ・金浜字船岡 ・金浜字伊吹 ・高田字日野 ・高田字川瀬 ・大別内字西田 ・野沢字沢部 ・野沢字横手 ・野沢字稲荷沢 ・野沢字川部 <p><十和田市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼山地区 ・十和田湖温泉郷地区 ・涸沢地区 ・片貝沢地区 ・百目木地区 ・両泉寺地区 ・法量地区 ・川口地区 ・朽久保地区 ・大畑野地区 ・立石地区 ・冷水道交地区 ・中川原地区 ・新川原地区 ・下川目地区 ・小沢口地区 ・鳶温泉地区 <p>【道路】</p> <p><国></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道4号 ・国道7号 青森環状バイパス <p><青森県></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道103号 ・国道394号 ・県道青森田代十和田線 ・県道後平青森線 ・県道酸ヶ湯高田線 ・県道青森環状野内線 ・県道青森浪岡線 <p><青森市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道野木酸ヶ湯線 ・その他市道 <p><十和田市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道猿倉線 ・市道谷地線 ・その他市道 	<p>※ 火口から概ね6 km以内の警戒範囲に関する対応については、噴火警戒レベル3の表を参照</p> <p>【情報収集】</p> <p><青森県></p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山活動状況情報収集 ・市民等の避難状況の情報収集 ・県内の被害状況確認 <p><青森市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民等の避難状況の情報収集 ・市内の被害状況の確認 <p><十和田市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民等の避難状況の情報収集 ・市内の被害状況の確認 <p>【情報伝達】</p> <p><青森県></p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山活動状況を協議会関係者に周知 ・警察、消防に避難誘導等の協力依頼 ・災害関連情報を市民に広報 <p><青森市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象地域へ避難準備・高齢者等避難開始発令 ・火山活動状況を市民へ周知 ・警戒範囲内施設への情報提供 <p><十和田市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象地域へ避難準備・高齢者等避難開始発令 ・火山活動状況を市民へ周知 ・警戒範囲内施設への情報提供 <p>【道路規制】</p> <p>規制路線を協議し、必要に応じて通行規制を実施</p> <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者への避難誘導（集客施設、宿泊施設、要配慮者利用施設等） ・市民等の戸別訪問による避難誘導（警察、消防、青森市、十和田市） ・緊急速報メール（青森市、十和田市） ・防災行政無線（青森市、十和田市） ・広報車（青森市、十和田市） ・谷地温泉入口に立入禁止の規制看板を設置

ア 市の体制

噴火警戒レベル4に引き上げられた場合、市は、下記表の体制をとり、関係機関との情報共有体制を強化する。

また、火山活動の状況に応じて、協議会における協議や関係機関からの助言を踏まえ、避難勧告等を発令する地域を決定し、避難対象地域に避難準備・高齢者等避難開始を発令するとともに、要配慮者の避難を呼びかけ、関係機関と連動し避難誘導にあたる。

市は、情報収集・伝達、情報の共有体制を強化するとともに、協議会における協議を踏まえ、各々防災対応にあたる。

また、今後、噴火警戒レベルが5に引き上げられた場合や噴火した場合に備え、避難対象地域や避難経路、指定避難所等の確認、避難誘導體制などの防災対応について協議し、各機関の準備を促す。

●噴火警戒レベル4発表時の市の体制

十和田市	災害警戒対策本部（状況により災害対策本部を設置）
------	--------------------------

イ 情報収集・伝達

市は、仙台管区气象台から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、直ちに関係機関に情報伝達し情報共有を図る。また、市民等に対して、噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や避難準備・高齢者等避難開始の発令について周知する。市民等に避難準備・高齢者等避難開始等の情報を確実に伝えるために、ホームページ、防災行政無線、広報車、駒らん情報めーる、緊急速報メール、テレビ、ラジオ等、様々な手段を活用し、情報伝達を行う。また、必要に応じて、市民警戒範囲内に位置する施設等に対する合同説明会を開催する。

警戒範囲内に位置する施設は、市から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や避難準備・高齢者等避難開始等の発令について連絡を受けた場合、施設利用者等へ情報伝達（周知）するとともに、施設利用者や周辺の観光客等の人数等の把握に努め、市に報告する。

市民等への周知については、市から以下の内容を周知する。

<市民向けの防災行政無線等による周知内容>

こちらは、十和田市役所です。
本日午前（午後）〇時〇分に八甲田山の噴火警戒レベルが4に引き上げられました。
〇〇地区に避難準備・高齢者等避難開始を発令します。
お年寄りの方等は、直ちに指定の避難所へ避難を開始してください。
その他の住民の方は、今後、融雪型火山泥流が発生するおそれがありますので、町内会等で呼びかけを行いながら避難の準備を始めてください。
避難所等の詳細は市のホームページをご覧ください。

<緊急時におけるメールの内容>

こちらは、十和田市役所です。
本日午前（午後）〇時〇分に八甲田山の噴火警戒レベルが4に引き上げられました。
〇〇地区に避難準備・高齢者等避難開始を発令します。
お年寄りの方等は、直ちに指定の避難所へ避難を開始してください。
その他の住民の方は、今後、融雪型火山泥流が発生するおそれがありますので、町内会等で呼びかけを行いながら避難の準備を始めてください。
避難所等の詳細は市のホームページをご覧ください。

ウ 指定避難所の開設等

市は、自主的な避難や要配慮者の避難に際して、その受入先となる指定避難所等の開設を行う。さらに今後の避難勧告等の発令も想定し、指定避難所等の開設準備を行う。なお、避難生活が長期化することにも留意し、避難所等となる施設を確保し、物資等の供給体制も構築しておく。

避難生活の長期化などによる指定避難所の確保及び物資の供給等に関して、不足等が予想される場合は県等に支援を要請する。

●噴火警戒レベル4にて先行して開設する避難所は下記のとおり。

指定避難所	住所	連絡先	面積(m2)	収容人数(人)
第一中学校	十和田市大字奥瀬字生内32-6	0176-72-2164	1,116	558
法奥小学校	十和田市大字奥瀬字下川目102-2	0176-72-2002	929	465
西コミュニティセンター	十和田市大字奥瀬字中平70-3	0176-72-2311	462	231
旧包括支援センター	十和田市大字奥瀬字中平61-1	0176-51-6790	187	94
沢田悠学館	十和田市大字沢田字下洗21-1	0176-73-2012	1,018	509
計 5か所			3,812	1,857

エ 要配慮者の避難誘導・市民等の避難準備

市は、避難準備・高齢者等避難開始を発令し、この段階で要配慮者の避難誘導を優先して行う。また、警察、消防等と協力し避難誘導を行い、避難行動要支援者名簿等により、安否確認や避難完了の確認等を行う。市民等には、防災行政無線や緊急速報メールの配信等を行い、避難準備を行うよう呼びかける。

警察、消防は、市からの要請を受け、要配慮者の避難誘導を行う。また、避難行動要支援者の避難誘導に際して、避難行動要支援者名簿等を活用し、施設職員や他の避難支援者等の関係者とも協力してあたる。

オ 避難対象地域にいる観光客等の帰宅支援

市は、避難対象地域にいる観光客等に対して、交通機関の運行状況等に関する情報を提供し、帰宅支援を行う。また、必要に応じて、バスやタクシー等の交通手段を確保し、観光客等の輸送を行う。

カ 避難促進施設による避難誘導

要配慮者が利用する避難促進施設は、市の避難準備・高齢者等避難開始の発令に従い、避難誘導を実施する。

市は、要配慮者が利用する避難促進施設から依頼があった場合、受入先の確保・調整、要配慮者の搬送手段の手配などを行う。不足等がある場合は、県に支援を要請する。

キ 通行規制等

噴火警戒レベルが4に引き上げられた場合、協議会や合同会議において道路の通行規制の実施について協議を行う。規制が想定される路線は、下記表のとおりであるが、規制する路線や区間については、火山活動の状況等に応じて変更する。

路線番号	路線名	備考
その他十和田市道	-	融雪型火山泥流の影響範囲内市道

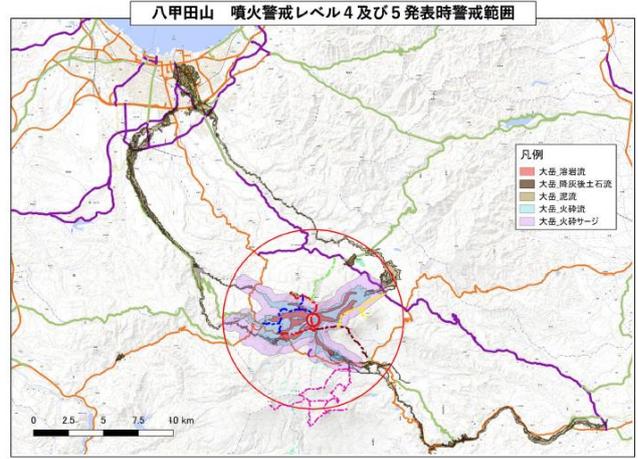
(6) 噴火警戒レベル5の場合

【火山活動の状況】

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。

【警戒範囲】

- 大きな噴石: 大岳火口から概ね3 km以内の範囲
- 溶岩流: 大岳火口から概ね3 km以内の範囲
火砕流・火砕サージ: 大岳火口から概ね6 km以内の範囲
- 融雪型火山泥流: (堤川、駒込川、鳶川、奥入瀬川、涸沢の河川流域)
(居住地域を含む)



予報警報	警戒範囲	キーワード	影響範囲内の保全対象施設及び道路等	防災対応 ⇒ 警戒範囲へ避難指示（緊急）を発令
噴火警報（居住地域）	大岳火口から概ね6 km以内の範囲及び堤川、駒込川、鳶川、奥入瀬川の河川流域（居住地域含む）	避難	<p>【対象地域】（融雪型火山泥流）</p> <p><青森市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・松原1丁目・松原2丁目・松原3丁目 ・奥野2丁目・奥野3丁目・花園1丁目 ・花園2丁目・松森1丁目・松森2丁目 ・松森3丁目・佃1丁目・佃2丁目 ・中佃1丁目・中佃2丁目・南佃1丁目 ・桜川1丁目・桜川2丁目・桜川3丁目 ・桜川4丁目・桜川5丁目・桜川6丁目 ・桜川7丁目・桜川8丁目・桜川9丁目 ・筒井3丁目・筒井4丁目・筒井字桜川 ・古館1丁目・駒込字見吉・幸畑字唐崎 ・幸畑字谷脇・幸畑字阿部野 ・田茂木野字田茂木沢・駒込字桐ノ沢 ・駒込字深沢・間屋町1丁目 ・第2間屋町1丁目 ・第2間屋町4丁目・妙見1丁目・卸町 ・八ツ役字芦谷・牛館字松枝・上野字有原 ・上野字山辺・荒川字筒井・荒川字寒水沢 ・金浜字船岡・金浜字伊吹・高田字日野 ・高田字川瀬・大別内字西田・野沢字沢部 ・野沢字横手・野沢字稲荷沢・野沢字川部 <p><十和田市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼山地区・十和田湖温泉郷地区・涸沢地区 ・片貝沢地区・百目木地区・両泉寺地区 ・法量地区・川口地区・朽久保地区 ・大畑野地区・立石地区・冷水道交地区 ・中川原地区・新川原地区・下川目地区 ・小沢口地区・鳶温泉地区 <p>【道路】</p> <p><国></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道4号 ・国道7号 青森環状バイパス <p><青森県></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道103号・国道394号 ・県道青森田代十和田線・県道後平青森線 ・県道酸ヶ湯高田線・県道青森環状野内線 ・県道青森浪岡線 <p><青森市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道野木酸ヶ湯線 ・その他市道 <p><十和田市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道猿倉線・市道谷地線 ・その他市道 	<p>【情報収集】</p> <p><青森県></p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山活動状況情報収集 ・市民等の避難状況の情報収集 ・県内の被害状況確認 <p><青森市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民等の避難状況の情報収集 ・市内の被害状況の確認 <p><十和田市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民等の避難状況の情報収集 ・市内の被害状況の確認 <p>【情報伝達】</p> <p><青森県></p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山活動状況を協議会関係者に周知 ・警察、消防に避難誘導等の協力依頼 ・災害関連情報を市民に広報 <p><青森市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象地域へ避難指示（緊急）発令 ・火山活動状況を市民へ周知 ・警戒範囲内施設への情報提供 <p><十和田市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象地域へ避難指示（緊急）発令 ・火山活動状況を市民へ周知 ・警戒範囲内施設への情報提供 <p>【道路規制】</p> <p>規制路線を協議し、必要に応じて通行規制を実施</p> <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者への避難誘導（集客施設、宿泊施設、要配慮者利用施設等） ・市民等の戸別訪問による避難誘導（警察、消防、青森市、十和田市） ・緊急速報メール（青森市、十和田市） ・防災行政無線（青森市、十和田市） ・広報車（青森市、十和田市） ・谷地温泉入口に立入禁止の規制看板を設置

ア 市の体制

噴火警戒レベル5に引き上げられた場合、市は、下記表の体制をとり、情報収集・伝達、情報の共有体制を強化する。

また、避難対象地域に避難指示（緊急）を発令するとともに、関係機関と連動し避難誘導にあたる。なお、火山の活動状況に応じて、協議会での協議や助言を踏まえ、避難対象地域を決定する。

市は、情報収集・伝達、情報の共有体制を強化するとともに、あらかじめ定められた防災体制をとる。

また、本計画の想定を越える噴火が発生した場合や影響範囲の拡大に備え、避難対象地域の拡大や広域避難などについて検討する。

●噴火警戒レベル5発表時の各自治体の体制

十和田市	災害対策本部
------	--------

イ 情報収集・伝達

市は、仙台管区気象台から噴火警戒レベル5の引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、直ちに関係機関に伝達し、情報共有を図る。また、避難対象地域へ直ちに避難指示（緊急）を発令するとともに、その他の市民等に対して、噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報等について周知する。市民等に避難指示（緊急）の発令等の情報を確実に伝えるために、ホームページ、防災行政無線、広報車、緊急速報メール、駒らん情報めーる、テレビ、ラジオ等、様々な手段を活用し、情報伝達を行う。

警戒範囲内に位置する施設は、市から噴火警戒レベル5の引上げに関する噴火警報や避難指示（緊急）の連絡を受けた場合、施設利用者等へ情報伝達（周知）し、避難誘導を行うとともに、施設利用者や周辺の観光客等の人数等の把握に努め、市に報告する。

市民等への周知については、市として以下の内容を周知する。

<市民向けの防災行政無線等による周知内容>

こちらは、十和田市役所です。
本日午前（午後）〇時〇分に八甲田山で大規模な噴火が発生し、噴火警戒レベルが5に引き上げられました。〇〇地区に避難指示（緊急）を発令します。
避難対象地区の住民の方は、直ちに指定の避難所へ、避難してください。
避難所等の詳細は市のホームページをご覧ください。

<緊急時におけるメールの内容>

本日午前（午後）〇時〇分に八甲田山で大規模な噴火が発生し、噴火警戒レベルが5に引き上げられました。〇〇地区に避難指示を発令します。
避難対象地区の住民の方は、直ちに指定の避難所へ、避難してください。
避難所等の詳細は市のホームページをご覧ください。

ウ 通行規制等

噴火警戒レベルが5に引き上げられた場合、市は、協議会や合同会議において道路の通行規制の実施について協議を行う。規制が想定される路線については、噴火警戒レベル4「通行規制等」の項目を参照。

エ 指定避難所の開設等

市は、自主的な避難や要配慮者の避難に際して、その受入先となる指定避難所等の開設を行う。さらに今後の避難勧告等の発令も想定し、避難所等の開設準備を行う。なお、避難生活が長期化することにも留意し、避難所等となる施設を確保し、物資等の供給体制も構築しておく。

避難生活の長期化などによる指定避難所の確保及び物資の供給等に関して、不足等が予想される場合は県等に支援を要請する。

【資料】 3-10-1 避難場所一覧

オ 市民等の避難誘導

市は、避難対象地域に対して避難指示（緊急）を発令するとともに、市民等の避難誘導を行い、必要に応じて、避難者の輸送手段を手配する。県は必要に応じ、輸送手段の確保の支援を行う。

警察、消防等は、市と協力して市民等の避難誘導にあたる。

市長は、地域に重大な影響を及ぼす噴火等が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して自衛隊法第83条第1項の規定による要請をするよう求める。

カ 避難促進施設による避難誘導

避難促進施設は、施設の利用者等に対して、噴火警戒レベルが5に引き上げられたことや避難指示（緊急）が発令されたことを周知する。また、市の支援のもと、避難所等まで避難誘導を行う。

市は、避難促進施設から避難者の輸送手段確保について依頼があった場合、その調達・確保を行う。不足等がある場合は、県に支援を要請する。

9 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火に至った場合の避難対応

(突発的に噴火した場合(噴火警戒レベル1→2又は3))

(1) 市の体制

市は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、下記表の体制をとり、市民等への避難指示、情報提供及び避難誘導等を行う。また、噴火の発生位置や噴火の規模などがある程度判明した際は、状況に応じた防災体制に移行する。

●突発的に噴火した場合の体制

十和田市	災害対策本部(噴火の規模等が判明した段階で、状況に応じた体制に移行)
------	------------------------------------

(2) 情報収集・伝達

市は、火山の噴火情報、緊急退避の実施に関する情報等をホームページ、防災行政無線、広報車、緊急速報メール、駒らん情報めーる、テレビ、ラジオ等、様々な手段を活用し、速やかに市民、登山者等に周知する。また、火口近くに位置する施設へ噴火警報等の情報伝達を行い、施設利用者等への情報提供や避難誘導、登山者等の情報収集を依頼する。その後、噴火現象の影響が想定される範囲や規制範囲、避難勧告等の発令の情報等を伝達する。そのほか、噴火の規模や火山活動、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、市民、登山者等の避難状況、地域の被害状況などの情報を収集し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

火口近くに位置する施設は、市から噴火情報や緊急退避の実施について連絡を受けた場合、施設利用者等に周知し、避難誘導を行うとともに、施設利用者や周辺の登山者等の人数等の把握に努め、市に連絡する。

また、警察、消防、自衛隊は、要救助者の情報を把握した場合、協議会、市等関係機関と情報を共有するとともに、合同会議の開催や救助活動に備える。

市民等への周知については、市として以下の内容を周知する。

<市民向けの防災行政無線等による周知内容>

こちらは、十和田市役所です。
先ほど、八甲田山で噴火が発生しました。
八甲田山周辺の登山者、観光客等の方は、至急、近くの建物などに避難してください。
その他、住民の方は、八甲田山周辺には近づかないようにしてください。
詳しい情報については、続報をお待ちください。

<緊急時におけるメールの内容>

先ほど、八甲田山で噴火が発生しました。
八甲田山周辺の登山者、観光客等の方は、至急、近くの建物などに避難してください。
その他、住民の方は、八甲田山周辺には近づかないようにしてください。
詳しい情報については、続報をお待ちください。

(3) 登山道規制及び道路規制等

登山道規制及び道路規制の実施については、噴火警戒レベル2又は3の対応を参照。また、谷地温泉入口に立入禁止の規制看板を設置する。(商工観光課)

(4) 登山者等の緊急退避とその後の避難誘導

市は、火口近くに位置する施設の職員等と連携し、登山者等に対して緊急退避を呼びかけるとともに、緊急退避後の避難誘導にあたる。その際の避難は、徒歩や自家用車等を行うことを基本とするが、移動手段のない人のために、バスやタクシー等の交通手段の確保に努める。また、移動手段及び交通手段の確保等が不足する場合は、県及び協議会の構成機関に支援を依頼する。

警察、消防、自衛隊は、道路管理者等と協力し、交通整理・誘導、立入制限等を行い、登山者等の緊急退避後の避難誘導にあたる。

観光関係団体・観光関係事業者など火口付近で活動している機関・団体は、自らの安全を確保し、登山者等に対して、緊急退避の呼びかけや緊急退避の誘導を行う。

(5) 指定避難所の開設等

緊急退避を行った登山者や観光客等への退避場所として以下の指定避難所を開設する

指定避難所	住所	連絡先	面積(m2)	収容人数
西コミュニティセンター	十和田市大字奥瀬字中平70-3	0176-72-2311	462	231

(6) 避難促進施設による避難誘導

避難促進施設は、突発的に噴火した場合、噴石等から利用者等を守るため、避難場所等への緊急退避の誘導を行う。緊急退避後、必要に応じて、さらにより安全な避難所等への誘導を行う。火山活動の状況等に応じて、市との協議により、市と連携し避難所等までの避難誘導にあたる。また、警戒範囲に位置する避難促進施設は、施設に緊急退避した人数や負傷者の有無などの状況を市に報告する。

市は、火山活動の状況等を踏まえ、避難促進施設と協議し、緊急退避後の避難誘導の実施時期を決定し、施設と連携して避難誘導にあたる。

10 緊急フェーズ後の対応

(1) 土砂災害への対応

市及び関係機関は、火山灰の堆積による土石流等の発生に備え、降灰や降雨の実績等の情報を収集し、情報共有を図るとともに、予め必要な体制を構築する。また、国（国土交通省）は、降灰状況に応じて土砂災害防止法に基づく緊急調査（概況調査、降灰量調査等）を実施し、土砂災害緊急情報を市に通知する。

市長は、土石流等の発生が予想される場合は、必要に応じて県等に助言を求めながら、立入規制実施や避難勧告等の発令を行う。

(2) 避難の長期化に備えた対策

市は、火山活動の状況や防災対応の実施状況などについて、適宜、正確に避難者に伝達する。避難所等においては、避難所等の運営体制の構築を支援し、プライバシーや衛生面の確保など運営上の課題を早期解決する。また、保健師や福祉ボランティアなどを活用し、避難所等の巡回相談などを実施する。旅館・ホテル、その他公共施設等の協力を得て、長期の避難生活における避難者の心理的負担を解決するための避難所の確保などの対応にあたる。さらに、応急仮設住宅の建設や公営住宅への入居などの対応を進める。県は、火山活動の状況や防災対応の状況など、市と協力し情報を正確に避難者に伝達する。また、保健師や福祉ボランティアの確保において、広域的な応援体制を確保する。

(3) 風評被害対策

協議会の構成機関は、協議会として報道機関に対し、最新の火山活動、影響範囲、噴火時等のリスク、登山者等の安全対策、民間事業者の営業状況等についての正確な情報提供に努める。

市は、噴火活動の沈静後、協議会等の協議を踏まえて、協議会の構成機関と連携し、地域の安全宣言を発表するなどして積極的な観光PR 活動を行うなど、地域のダメージを軽減するよう努める。

(4) 避難勧告等の解除、一時立入等の対応

ア 避難勧告等の解除について

市は、避難勧告等の解除を判断・決定するにあたり、協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議する。避難勧告等解除にあたって、避難対象地域の地区単位で、帰宅の手順や経路などを定めた帰宅計画を作成する。また、避難勧告等を解除することをホームページ、防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ等を活用して市民等に周知し、帰宅に先立ち、帰宅計画等をもとに、市民等を対象とした説明会等を開催する。

県、市、警察等は、避難勧告等の解除に先立ち、避難勧告等の区域内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、避難勧告等の解除に合わせ、必要な通行規制の解除等を行う。

イ 規制範囲の縮小又は解除

市は、規制範囲の縮小又は解除を判断・決定するにあたり、協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議する。また、規制範囲を縮小または解除することをホームページ、防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ等を活用し市民等に周知する。

気象庁、火山専門家等は、火山の活動状況等から、規制範囲の縮小又は解除について、迅速で適切な助言するには、規制範囲内の観測機器の復旧と現地調査が必要であり、市はその活動を支援する。

警察、道路管理者等々は、規制範囲の縮小又は解除に先立ち、規制範囲内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、規制範囲の縮小又は解除に合わせ、必要な通行規制の解除や、新たな規制箇所での通行規制等を行う。

ウ 一時立入について

市は、火山活動が小康状態になった場合、対象範囲を決めて一時立入を実施する。一時立入の実施を判断・決定するにあたり、協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議し、緊急時における避難・退去の基準や立入可能な範囲、立入時間などを設定し、一時立入を実施する。一時立入を実施する際には、一時立入を希望する市民等を募集し、一時立入者名簿を作成する。作成した名簿は、警察、消防、道路管理者等と共有する。また、一時立入者と常に連絡が取れるよう、携帯電話やトランシーバーなどを活用し、緊急時において、避難や退去の指示を確実に伝達する体制をとる。

警察、道路管理者等は、一時立入の実施に先立ち、立入可能な範囲の道路状況等について安全確認を行うとともに、市が作成した一時立入者名簿を活用し、規制箇所等で、一時立入者の入退去の確認を行う。

- 11 学校、社会福祉施設等における避難対策
学校及び社会福祉施設等の児童生徒等及び入所者等を集団避難させる必要があるときは、次の事項をあらかじめ定めた避難に関する要領により実施する。
- (1) 避難実施責任者
 - (2) 避難順位及び編成等
 - (3) 誘導責任者及び補助者
 - (4) 避難の要領、措置、注意事項等
- 12 孤立地区対策
市は、災害により孤立地区が発生した場合は、衛星携帯電話、市防災行政無線、簡易無線機等による集落との連絡手段を早急に確保し、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被害状況等を把握して、市民の避難、支援物資の搬送など必要な対策を行う。
- 13 広域避難
- (1) 広域避難の判断・実施
市は、火山現象の影響範囲によって、市域で、安全な地域における避難所等の確保や避難者の収容が困難と判断した場合、あらかじめ定められた広域避難の体制に基づいて避難を実施する。その際、協議会において情報共有し対応の確認を行うとともに、火山の活動状況によって体制に変更が生じる場合には、その協議を行う。
なお、すでに開設・運営されている避難所等や避難対象地域の市民等に対して、避難先となる市町村へ広域避難を行うことを周知する。
市は、広域避難の実施が決定された場合、必要に応じて、避難経路での通行規制等を実施するとともに、避難誘導の対応にあたる。その際、県及び警察等と連携する。
 - (2) 避難手段の確保
市は、広域避難の実施が決定した場合、速やかに対象となる避難者数を把握し、県等と共有する。また、県等が確保できる輸送手段や広域避難先の避難所とも併せて、避難対象地域を割り当てる。
 - (3) 避難先の受入準備
市は、広域避難の対象となる避難者数、要配慮者数などの情報を、県や避難先市町村等と共有し、避難対象地域ごとに避難所等を割り当てる。また、避難所等の開設・運営（人員派遣や物資供給等）について、避難先市町村と協議する。
- 14 帰宅困難者対策
公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な者が大量に発生した場合には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅困難者への支援を行う。
- 15 訪日外国人旅行者対策
市は、災害多言語支援センター等を設置し、通訳ボランティアを指定避難所に派遣するなどして支援体制の確保に努めるほか、被災状況、指定避難所等の場所及び避難路、指定避難所等におけるルール等に関する情報提供を多言語により行うよう努める。
- 16 応援協力関係
- (1) 市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき他市町村に対して、避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する人員及び資機材についての応援を県に要請する。
 - (2) 市は、自ら避難所の開設が困難な場合、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき他市町村に対して、避難所の開設についての応援を県に要請する。
 - (3) 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難又は応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、他市町村と協議し、又は他都道府県の市町村への収容については県に対して当該都道府県との協議を求める。
 - (4) 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在中に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
 - (5) 県は、旅館・ホテルを避難所として確保するため、「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」に基づき、青森県旅館ホテル生活衛生同業組合に協力を要請する。また、市は、要配慮者の受入れについて、県に対して要請する。
 - (6) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第5節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。
- 17 その他
災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第9節 消防

火山災害において、負傷者の救急・救助活動を実施するとともに、火災等による被害の軽減を図るため、以下のとおりの消防活動を行うものとする。

- 1 実施責任者
災害時における消火活動、救急・救助活動は、消防長が行う。
- 2 出火防止・初期消火
火災による被害を防止又は軽減するため、市民、事業者、自主防災組織等は、災害発生直後の出火防止、初期消火を行い、また、各防災関係機関は、あらゆる方法により市民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。
- 3 消火活動
消防長は、適切かつ迅速な消火活動を行うほか、広域的な火災に対しては、消防隊の絶対数の不足や消防車等の通行障害の発生のおそれがあるため、消防力の重点投入地区を選定し、また、警防戦術上の防ぎよ線を設定するなど、消防力の効率的運用を図る。
- 4 救急・救助活動
災害時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、消防長は、医療機関、県医師会（上十三医師会）、日本赤十字社青森県支部十和田市地区、十和田警察署と協力し、適切かつ迅速な救急・救助活動を行う。
- 5 消防計画
災害時における消防本部及び消防署並びに消防団の部隊編成、緊急消防援助隊の充実強化、実践的な訓練等を通じた人命救助活動等の支援等を含む具体的対策等については、十和田地域広域事務組合消防計画による。
- 6 応援協力関係
市長は、自ら応急措置の実施が困難な場合、青森県消防相互応援協定その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村長に応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

第10節 救助・救出・捜索活動

火山災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態にある者を救助・救出し、又は捜索し、被災者の保護を図るものとする。また、大規模・特殊災害などにも対応するため、平常時から高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

1 実施責任者

災害により救助・救出又は捜索を要する事態が発生した場合は、市長（消防長）（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）は、十和田警察署その他の関係機関と連絡を密にしながら救助・救出又は捜索を実施する。

2 救助・救出に関する情報共有体制

市は、噴火災害の現場における逃げ遅れた者や行方不明者の救助・救出・捜索活動に関して、県、警察、消防、自衛隊と協議し調整を図り、互いに連携のとれた救助・救出・捜索体制を構築する。

市は、県及び警察等と連携して、登山届等や下山した登山者等の情報、避難者の状況などを収集し、協議会の構成機関及び関係機関で共有する体制を整備する。また、現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見し、又は知った者は直ちに救出に努めるとともに、次の機関のいずれかに通報する。

機関名	担当課	所在地	電話番号
県	防災危機管理	青森市長島1丁目1番1号	017-734-9088
市	総務課	西十二番町6番1号	23-5111（代表）
十和田警察署 中央交番 東交番 相坂警察官駐在所 洞内警察官駐在所 米田警察官駐在所 奥瀬警察官駐在所 焼山警察官駐在所 十和田湖警察官駐在所	警備課	西六番町1番41号 西二番町4番6号 東二十二番町23番34号 大字相坂字小林68番地9 大字洞内字長根96番地1 大字米田字向町63番地2 大字奥瀬字中平60番地3 大字奥瀬字栃久保11番地31 大字奥瀬字十和田湖畔休屋486番地	23-3195 23-3566 22-4346 23-5096 27-2616 28-2200 72-2110 74-2001 75-2151
十和田地域広域事務組合 消防本部	上十三消防指令センター 十和田消防署 十和田湖消防署 湖畔出張所	西二番町7番10号 大字奥瀬字小沢口70-1 大字奥瀬字十和田湖畔休屋486番地	119又は21-4119 25-4111 72-2241 75-1011
自衛隊	陸上自衛隊八戸駐屯地司令 第101高射特科隊	八戸市市川町桔梗野官地	0178-28-3111

3 救助・救出・捜索活動の体制

(1) 合同調整所（現地合同指揮所）等の設置等

市は、警察、消防、自衛隊が現場活動での一体性、効率性、安全性等を考慮して、救助・救出・捜索活動を円滑に行うために設置する合同調整所（現地合同指揮所）等に対して、必要に応じ職員を派遣し、救助・救出・捜索活動に係る情報収集体制等を整える。

(2) 救助・救出・捜索活動への支援体制

市は、救助・救出・捜索活動を円滑かつ安全に行うために、平素から登山ルートや山小屋等の施設の所在など火山や火山地域に詳しい者の把握に努める。

(3) 活動基準の設定

警察、消防、自衛隊は、噴火時等において、二次災害を防止し、円滑に救助・救出・捜索活動を行うため、火山活動の状況や降雨の状況などによる活動基準を設定する。噴火時等における救助・救出・捜索活動の可否の判断は、速やかに各部隊へ周知するとともに、判断に結びつく情報を入手した場合には、現場の合同調整所（現地合同指揮所）等から派遣職員等により災害対策本部等に速やかに報告する。

気象庁、火山専門家、地方整備局等は、監視・観測データなどから、火山活動の見込みや土砂災害の危険性などによる活動基準の設定について助言を行う。

●活動基準を設定する際に考慮すべき事項例

- ・火山性地震や火山性微動の発生状況
- ・地殻変動の状況
- ・火山ガス濃度
- ・火山灰、噴石の飛散状況
- ・火砕流、溶岩流の発生状況
- ・気象状況
- ・救助部隊員等が目視確認した噴火の状況等

●活動基準の一例（御嶽山の活動基準）

【御嶽山における天候や火山の状態による活動基準（参考）】

活動基準の種類	内容
火山性微動、火山性地震等による活動中止判断の基準	気象庁や火山専門家が観測データを確認し、火山活動に異常が認められれば、その情報をもとに災害対策本部等が救助・救出・搜索活動の中止を判断する。
降雨時の活動の再開基準	降雨停止後3時間以上が経過し、ヘリコプターによる上空からの調査を行い、ヘリコプター調査の結果を基に先遣調査隊を派遣し安全に活動できるかを確認する。更に搜索活動を安全に実施できると判断した時点から7時間先まで降雨の見通しが無いことを確認する。
火山性ガスによる活動中止判断の基準	硫化水素 (H ₂ S) :10ppm 二酸化硫黄 (SO ₂) :2ppm

(4) 救助・救出・搜索活動の範囲

警察、消防、自衛隊は、気象庁、火山専門家、地方整備局等から、監視・観測データなどから予想される火山現象の影響範囲、気象状況の見込み、土砂災害の危険範囲などについての情報提供、助言などを踏まえ、活動が可能な範囲を検討する。

(5) 活動部隊の退避等が可能な場所の設定

警察、消防、自衛隊は、救助・救出・搜索活動中に、異常現象が発生した場合や噴火した場合、一時的に、活動範囲から直ちに退避できる場所を設定する。また、天候の悪化等で活動を一時中断する場合、活動範囲から、救助・救出・搜索活動を行う全員が直ちに避難できる避難所等を設定する。その際、救助・救出・搜索活動を行う全員を収容するためにも、複数の避難所等を設定する。近くに避難できる指定避難所等がない場合は、車両による移動も検討する。

警察、消防、自衛隊は、退避もしくは避難後、速やかに避難等が完了したことを確認し、青森県災害対策本部に報告する。

4 救助・救出・搜索方法

(1) 搜索・救助・搜索活動

ア 警察、消防、自衛隊等の救助等に関わる機関は、共有された要救助者情報をもとに、活動範囲における救出ルートや安全に退避できる場所を確認し、救助・救出・搜索活動を行う。活動にあたっては、安全監視員を配置するなど、活動の安全管理や二次災害の防止に努める。

イ 市民等の救助等活動

市は、避難所等で作成された避難者名簿等を照合することにより、要救助者の情報集約・整理を行い、協議会の構成機関と情報を共有する。

ウ 登山者等の救助等活動

市は、登山届等と火口近くに位置する施設等における緊急退避状況、下山した者からの情報、設置した連絡窓口への情報等を照合することにより、要救助者の情報集約・整理を行い、協議会の構成機関と情報を共有する。

(2) 消防機関及び警察官等により救助・救出・搜索隊を編成する。

(3) 救助・救出・搜索現場には、必要に応じて現地指揮所を設置し、各機関との連絡、被災者の受入れ状況その他の情報収集を行う。

(4) 救助・救出・搜索隊の数及び人員は、災害の態様に応じ市長等が指示する。

(5) 救助・救出・搜索作業に特殊機械又は特殊技能者を必要とする場合は、被災地の状況、災害の規模に応じて、知事に対し県防災ヘリコプターの運航要請又は自衛隊への災害派遣要請の要求を行うほか、市内土木建設業者等に応援を要請して救出活動に万全を期する。

(6) 救助・救出・搜索現場には負傷者の応急手当を行うため、必要に応じて医療班の出勤を求める。

(7) 被災者救出後は、消防機関は速やかに医療機関へ搬送する。

(8) 消防機関は、健康増進班（健康増進課）の協力を得て医療機関の確保に努め、救急活動の円滑な実施を図る。

(9) 事業所等で災害が発生した場合は、自衛消防隊その他の要員により救助・救出・搜索活動を実施し、消防機関等救出機関の到着後は、その指揮を受けて救助・救出・搜索活動を実施する。

5 救助・救出・搜索に関する資機材等

警察、消防、自衛隊による救助活動等に必要となる資機材の例は以下のとおりである。

救助・救出・搜索活動に必要な資機材は、市長が必要に応じて各関係機関等に要請し、調達する。

● 救助・救出・搜索活動等に必要となる資機材の例

格納資機材			
火山性ガス検知器	防毒マスク	軽量救助担架	バックパック
スコップ	ゾンデ棒	スパッツ（ゲイター）/ストック	ドローン（無人ヘリ）

6 医療体制

噴火災害時に負傷者を搬送することが想定される医療機関、負傷者の搬送や警察、消防、自衛隊による救助・救出・捜索活動のために使用が想定される活動拠点、防災ヘリコプター臨時場外離着陸場等は、以下のとおり。また、民間医療機関への受入等の協力及び災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣について要請する。

● 使用が想定される医療機関

病院名	所在地	電話番号
十和田市立中央病院	十和田市西十二番町14-8	0176-23-5121

● 使用が想定される活動拠点

拠点名	UTMポイント	所在地	管理者	連絡先
緑地公園	54TWK17659559	十和田市西十三番町3 番地	十和田市	0176-23-5111
市営南運動公園	54TWK18709454	十和田市西六番町1番地	十和田市	0176-23-5111
十和田市馬事公苑	54TWK11029596	十和田市大字深持字梅山1 番地1	NPO法人十和田馬主協会	0176-26-2100
大堀公園	54TWK10129278	十和田市大字奥瀬字堰道	十和田市	0176-23-5111

● 使用が想定される防災ヘリコプター臨時場外離着陸場

拠点名	UTMポイント	所在地	管理者	連絡先
十和田市営陸上競技場	54TWK17429547	十和田市西十三番町3	十和田体育センター	0176-25-5555
十和田工業・野球場	54TWK19989858	十和田市字三本木一本木沢27-1	十和田工業高校	0176-23-6178

● 使用が想定されるドクターヘリランデブーポイント

拠点名	UTMポイント	所在地	管理者	連絡先
十和田市営陸上競技場	54TWK17429547	十和田市西十三番町3	十和田体育センター	0176-25-5555
十和田工業・野球場	54TWK19989858	十和田市字三本木一本木沢27-1	十和田工業高校	0176-23-6178
十和田湖総合運動公園	54TWK07829239	十和田市大字奥瀬字生内101-28	十和田市体育協会	0176-25-5555
十和田湖温泉スキー場	54TVK98789239	十和田市大字法量字焼山64-122	十和田湖温泉スキー場	0176-74-2008
八甲田ビューカントリークラブ*	54TVK98519546	十和田市大字法量字谷地20-1	八甲田ビューカントリークラブ*	0176-22-5761
湯ノ台高原休憩舎駐車場	54TVK98199358	十和田市大字法量字谷地14	十和田市管財課	0176-23-5111

7 救助・救出・捜索対象者

救助・救出・捜索の対象として考えられる者は、おおむね次のとおりである。

- (1) 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
- (2) 災害のため生死不明の状態にある者

8 救助・救出・捜索期間

救助・救出期間は、災害発生の日から3日以内（4日以後は遺体の捜索として扱う。）とする。ただし、特に必要があると認められる場合は、この限りでない。

9 応援協力関係

市長は、自ら又は自主防災組織、事業所等の協力によっても救助・救出・捜索が困難な場合、救助・救出・捜索の実施又はこれに要する人員及び資機材について、市町村相互応援協定に基づき他市町村への応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

10 その他

- (1) 災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。
- (2) 実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第11節 食料供給

火山災害により食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障がある被災者等に対し、速やかに食料を供給するため、必要な米穀等の調達及び炊き出しその他の食品の供給（備蓄食品の供給を含む。）措置を講じるものとする。

1 実施責任者

- (1) 市長は、備蓄状況を考慮し米穀、その他の食品を確保・調達する。
- (2) 市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）は、炊き出し及びその他の食品の供給を行う。

2 炊き出しその他による食品供給の方法

- (1) 炊き出し担当
 - ア 炊き出し担当は市民班（市民課）とする。
 - イ 炊き出し現場に現場責任者を配置し、現場の指導及び関係事項の記録に当たらせる。
- (2) 供給対象者
炊き出し及びその他の食品の供給対象者は、次のとおりである。
 - ア 避難所に入入れられた者（避難者名簿に記載がある者）
 - イ 住家の被害が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等であって炊事ができない者
 - (ア) 床上浸水については、炊事道具が流失し、あるいは土砂に埋まる等により炊事のできない者を対象とする。
 - (イ) 親せき、知人等に寄寓し、そこで食事ができる状態にある者については対象としない。
 - ウ 被害を受け一時縁故先に避難する者
 - (ア) 食品をそう失し、その持ち合わせのない者に対しては、応急食料品を現物をもって支給する。
 - (イ) 被害を受けるおそれがあるため、他へ避難する者は原則として対象としない。
 - エ 旅人、一般家庭の来訪者、列車の旅客等であって食料品の持ち合わせがなく調達ができない者
なお、旅客鉄道事業者が必要な救済措置を講じる場合は、対象としない。
 - オ 被災地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者
- (3) 供給品目
 - ア 主食
 - (ア) 米穀
 - (イ) 弁当等
 - (ウ) パン、うどん、インスタント食品等
 - イ 副食物
費用の範囲内でその都度定める。
- (4) 給与栄養量
給与栄養量は、おおむね次のとおりである。
避難所における食事提供の計画・評価のために当面の目標とする栄養の参照量（1歳以上、1人1日当たり）
 - ア エネルギー 2000kcal
 - イ たんぱく質 55g
 - ウ ビタミンB1 1.1mg、ビタミンB2 1.2mg、ビタミンC 100mg
- (5) 必要栄養量の確保
供給されている食品で健康状態の維持に必要な栄養量が確保されているか、栄養摂取状況調査を行い、その結果をもとに、管理栄養士等の助言のもと、栄養素の確保に努める。
- (6) 供給期間
炊き出し及びその他の食品の供給を実施する期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。
- (7) 炊き出しの実施場所
炊き出しは、避難の状況により、適宜学校、公民館の調理施設又は学校給食施設等で実施する。

3 食品の調達

- (1) 調達担当
調達担当は、管財班（管財課、米穀のみ農林畜産課）とする。
- (2) 食料の確保
 - ア 市長は、市民が各家庭や職場で、平常時から最低3日分、推奨1週間分の食料を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織、自治会等を通じて啓発する。
 - イ 市民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄又は流通在庫備蓄に努める。特に粉ミルクや柔らかい食品、諸事情（障害、アレルギー）により既存の給食内容では対応できない人など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保について配慮する。
 - ウ 流通在庫備蓄を確保するため、民間事業者等との間で災害時の食料調達に関する協定の締結を推進する。

(3) 米穀の調達

ア 応急用食料

市長は、給食供給を必要とする事態が発生した場合、給食に必要な米穀の数量等を記載した申請書を知事に提出する。ただし、書類による提出が困難な場合は、電話等により申請し、事後速やかに申請書を知事に提出する。

イ 災害救助用米穀

市長が直接、直接農林水産省に対し、災害救助用米穀の緊急引渡しを要請した場合は、速やかに知事に連絡することとし、知事は必要な災害救助用米穀の数量等について農林水産省に連絡する。

(4) その他の食品及び調味料の調達

市長は、その他の食品及び調味料を次により調達する。

ア パン、おにぎり、即席めん等の調達

市長は、パン、おにぎり、即席めん等の供給を行う必要がある場合、応援協定締結事業者、生産業者又は販売業者から求める。地元調達ができない場合は、知事にあつせんを要請する。

イ 副食、調味料の調達

市長は、副食、調味料の供給を行う必要がある場合、応援協定締結事業者、副食、調味料生産者または販売業者から求める。地元調達ができない場合は、知事にあつせんを要請する。

要請により、県は、農業・漁業団体及びその他の機関に協力を求め調達する。さらに必要に応じて国や協定締結事業者等に要請して調達し、市に供給する。

ウ 調達、供給食料の集積場所

施設名	所在地	管理責任者	電話番号	施設の概況
市志道館	西三番町2-14	教育長	23-2387	体育施設
(仮称) 屋内グラウンド	西二十二番町24	教育長	-	防災研修、災害時受援施設、 体育施設

4 炊き出し及びその他の食品の配分

(1) 配分担当等

ア 食料品の配分担当は、市民班（市民課）とする。

イ 集積場所、市民班の構成

集積場所	班長	班員	備考
市志道館	1名	3名	災害の状況に応じて柔軟に対応
(仮称) 屋内グラウンド	1名	3名	災害の状況に応じて柔軟に対応

(2) 配分要領

市長は、指定避難所を開設した場合は、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、次により炊き出し及びその他の食品の配分を行う。

ア 炊き出しは、指定避難所内又はその近くの適当な場所を選定し実施する。また、給食施設等の利用が可能な場合は、できるだけ活用し、炊き出しを行う。

イ 炊き出しを実施するに当たっては、必要に応じ、自主防災組織、日赤奉仕団、食生活改善推進委員会、ボランティア等の各種団体の協力を得て行う。

ウ 避難者等に供給する食料は、現に食し得る状態にある物とし、原材料（米穀、しょう油等）として支給することは避ける。

エ 避難者等に食料を配分する場合は、必要に応じ、組又は班等を組織し、責任者を定め、確実に人員を掌握する等の措置をとり、配分もれ又は重複支給がないよう適切に配分する。

オ 食料の配分に当たっては、良好な健康状態の確保のため、管理栄養士等の助言に基づき、必要に応じて栄養バランスを考慮した配分を行うこととする。

5 応援協力関係

市長は、自ら炊き出し及びその他の食品の給与の実施が困難な場合、炊き出し及びその他の食品の給与の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他市町村への応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第12節 給水

火山災害により、水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水を確保できない者に対して給水するための応急措置を講じるものとする。

1 実施責任者

被災者に対する飲料水の供給は、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が行う。

2 飲料水の供給方法等

(1) 給水担当

給水担当は、水道班（水道課）とする。

(2) 対象者及び供給量

水道、井戸等の給水施設が破壊され、断減水、枯渇又は汚染したため、現に飲料水を得ることができない者に対し、備蓄飲料水を含め、最小限1人1日3リットル程度を確保するものとし、状況に応じ増量する。

また、被災者が求める給水量の経時的な増加や、医療機関等が継続して多量の給水を必要とする施設への給水確保について配慮する。

(3) 給水期間

給水期間は、災害発生の日から原則として7日以内の期間とする。

(4) 給水方法

水道施設の被害の状況により、次の方法で給水する。また、給水可能数量の把握に努める。

ア 浄水施設や配水池に被害があり、配水池からの給水ができなくなった場合、配水池を緊急遮断し、給水施設を設けて給水所（給水可能数量 12,000m³/日）とする。

イ 配水管が部分的に破損した場合、緊急遮断装置等により配水管を部分的に遮断し、配水設備を設けて給水所とする。

ウ 消火栓を使用できる所では、これを給水所とする。

エ 給水車、給水タンク、容器等（給水可能数量 8m³/6台）を使用して必要水量を運搬し、給水する。

オ 井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽の水を浄水機等によりろ過し、化学処理をして飲料水を確保する。

3 給水資機材の調達等

(1) 給水資機材の調達

ア 地域内の業者等（指定給水装置工事事業者）とあらかじめ協議し、所要数量を確保する。

イ 地域内所在の給水資機材については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 4-13-1 給水資機材

(2) 補給用水源

飲料水の補給用水源については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 4-13-2 補給用水源

4 給水施設の応急措置

災害により、給水施設が被害を受けた場合は、被害状況を調査し、応急的な復旧工事を実施し、飲料水供給の早期回復を図る。

(1) 資材等の調達

応急復旧資材等は、指定給水装置工事事業者から調達するが、必要と認めるときは、知事に対し資材及び技術者のあつせんを要請する。

(2) 応急措置の重点事項は、次のとおりである。

ア 有害物等の混入防止及び井戸等補給用水源の広報

イ 取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水施設の応急的な復旧工事又は保守点検

ウ 井戸水の滅菌使用その他飲料水最低量確保

5 応援協力関係

(1) 市長は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合、飲料水の供給に要する人員及び給水資機材について、水道災害相互応援協定に基づき、県（健康福祉部長）へ応援を要請する。

(2) 市長は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、必要に応じて知事へ自衛隊の災害派遣の要請を要求する。

6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第13節 応急住宅供給

火山災害により住宅に被害を受け、自己の資力により住宅を確保することができないか、又は応急修理をすることができない被災者に対し、応急仮設住宅を設置し、又は被害住家を応急修理し、被災者の保護受入れを図るものとする。

1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び被害住家の応急修理は、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が行う。

2 応急仮設住宅の建設及び供与

(1) 建設場所

応急仮設住宅の建設場所は、被災者が相当期間居住することを考慮に入れ、あらかじめ作成した建設予定地リストから次の事項に留意して土地を選定する。

なお、原則として公有地を選定し、やむを得ない場合は私有地を選定するが、後日問題の起こらないよう十分協議する。

ア 二次災害の発生のおそれのない場所

イ 飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適当な場所

ウ 相当数の世帯が集团的に居住するときは、交通の便、教育の問題が解決できる場所

エ 被災者の生業の見通しがたつ場所

オ 災害のおそれがない場所

応急仮設住宅設置予定場所については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 4-14-1 応急仮設住宅設置予定場所

(2) 供与

ア 対象者

災害により、住宅が全壊（焼）し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保することができない者

イ 管理及び処分

(ア) 応急仮設住宅は、適切に維持管理するとともに、被災者に対し、一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることから、なるべく早い機会に他の住居へ転居できるよう住宅のあっせんを積極的に行う。

(イ) 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、処分する。

(3) 運営管理

応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

(4) 公営住宅、民間賃貸住宅等の活用

市は、関係機関と連携しながら、応急仮設住宅が建設されるまでの間又は応急仮設住宅の建設に代えて、公営住宅、民間賃貸住宅等の積極的な活用を図る。

3 応急修理

被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅については、必要に応じて、住宅事業者の団体等と連携して、応急修理を推進する。

(1) 対象者

災害により、住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者とする。

(2) 応急修理の方法

ア 応急修理は、直接又は建設業者に請け負わせて行う。

イ 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分に限る。

4 建設方法、建築資材の調達及び建築技術者の確保

(1) 応急仮設住宅の建設は、都市整備建築班（都市整備建築課）が担当し、原則として競争入札による請負とする。

(2) 建築資材の調達

ア 応急仮設住宅の建設に必要な建築資材は、市内の関係業者とあらかじめ協議し、調達する。

イ 関係業者において資材が不足する場合は、知事に対し資材のあっせんを要請する。

(3) 建築技術者の確保

応急仮設住宅の建設等に必要な建築技術者について、市内の次の団体等とあらかじめ協議し、確保する。

名称	所在地	電話番号
十和田市建設業協会	西二番町10-28	22-1356

- 5 住宅のあっせん等
災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるようあらかじめ体制を整備する。
- 6 応援協力関係
市長は、自ら応急仮設住宅の建設又は住宅の応急修理が困難な場合、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理の実施又はこれに要する人員及び建築資材について、市町村相互応援協定に基づき他市町村への応援を県に要請するほか、知事へ応援を要請する。
- 7 その他
災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第14節 遺体の捜索、処理、埋火葬

被災地の市民が火山災害により行方不明の状態にあり、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される場合の捜索、遺体の処理及び死亡者の応急的な埋火葬を実施するものとする。

- 1 実施責任者
 - (1) 災害時における遺体の捜索は、十和田警察署の協力を得て、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が行う。
 - (2) 災害時における遺体の処理は、十和田警察署の協力を得て、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の委託を受けた日本赤十字社青森県支部長並びに知事から委任された市長）が行う。
 - (3) 災害時における遺体の埋火葬は、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が行う。
- 2 遺体の捜索
 - (1) 対象
行方不明の状態にある者で、次のような周囲の事情により、すでに死亡していると推定される者
ア 行方不明の状態になってから相当の期間（発生後3日）を経過している場合
イ 災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の避難所等の地域以外は、壊滅してしまったような場合
ウ 災害発生後、ごく短時間のうち引き続き当該地域に災害が発生した場合
 - (2) 遺体の捜索の方法
遺体の捜索は、市職員、警察官及び消防職員等により捜索班を編成し、実施する。
なお、遺体の捜索に際しては、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、遺体の検案等が円滑に行われるよう事前に関係する医療機関と緊密な連絡をとる。
 - (3) 事務処理
災害時において、遺体の捜索を実施した場合は、次の事項を明らかにしておく。
ア 実施責任者
イ 遺体発見者
ウ 捜索年月日
エ 捜索地域
オ 捜索用資機材の使用状況（借上関係内容を含む。）
カ 費用
- 3 遺体の処理
 - (1) 対象
遺体の処理は、後記4の遺体の埋火葬の場合に準ずる。
 - (2) 遺体の処理の方法
ア 十和田警察署は、収容した遺体について検視（見分）する。
イ 医療機関は、遺体の死因その他について医学的検査をする。
ウ 市は、遺体の身元確認、腐乱防止等のため、洗浄、縫合、消毒等を必要に応じて行う。
エ 市は、遺体の身元確認又は埋火葬が行われるまでの間、大規模施設、公民館、体育館、廃校等多数遺体を安置可能な場所に一時保存する。
オ 市は、遺体の一時保存場所について、各地区毎に保存場所を選定し、被害発生地区に応じた保存場所を開設する。

(3) 事務処理

災害時において、遺体の処理をした場合は、次の事項を明らかにしておく。

- | | |
|----------------|--------------|
| ア 実施責任者 | イ 死亡年月日 |
| ウ 死亡原因 | エ 遺体発見場所及び日時 |
| オ 死亡者及び遺族の住所氏名 | カ 洗浄等の処理状況 |
| キ 一時収容場所及び収容期間 | ク 費用 |

4 遺体の埋火葬

(1) 対象

災害時の混乱の際に死亡した者で、おおむね次の場合に実施する。

なお、埋火葬に伴う事務処理は迅速に行う。

- ア 遺族が緊急に避難を要するため、時間的にも、労力的にも、埋火葬を行うことが困難であるとき。
- イ 墓地又は火葬場が浸水又は流出し、個人の力では埋火葬を行うことが困難であるとき。
- ウ 経済的機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨つぼ等が入手できないとき。
- エ 埋火葬すべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋火葬を行うことが困難であるとき。

(2) 埋火葬は原則として火葬とし、その程度は応急的な仮葬であり、棺又は骨つぼ等埋火葬に必要な物資の支給、あるいは火葬、埋葬（土葬）又は納骨等の役務の提供によって実施する。

(3) 縁故者の判明しない焼骨は納骨堂又は寺院に一時的保管を依頼し、縁故者が分かり次第、引き継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、無縁墓地に埋蔵する。

(4) 埋火葬及び埋蔵予定場所は、次のとおり定めておく。

ア 火葬場

名称	所在地	管理者	電話番号	1日処理能力
十和田地域広域斎苑	三本木字野崎24-53	十和田地域広域事務組合管理者	23-3878	6体

イ 埋葬及び埋蔵予定場所

名称	所在地	管理者	電話番号	埋葬等可能人数
市三本木霊園	東十三番町20-5	市長	23-4439	100人

(5) 事務処理

災害時において、遺体の埋火葬を実施する場合は、次の事項を明らかにしておく。

- | | |
|--------------|---------------------------|
| ア 実施責任者 | イ 埋火葬年月日 |
| ウ 死亡者の住所、氏名 | エ 埋火葬を行った者の住所、氏名及び死亡者との関係 |
| オ 埋火葬品等の支給状況 | カ 費用 |

5 実施期間

災害発生の日から原則として10日以内の期間で実施する。

6 応援協力関係

市長は、自ら遺体の搜索、処理、埋火葬の実施が困難な場合、遺体の搜索、処理、埋火葬の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他市町村への応援を県に要請するほか、知事へあつせんを依頼する。

7 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第15節 障害物除去

火山現象により火山灰、土石、竹木等が住家又はその周辺に運ばれ、又は道路等に堆積した場合、また、被災者の保護、災害の拡大防止及び交通の確保のため障害物を除去するものとする。

1 実施責任者

- (1) 住家等における障害物の除去は、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が行う。
- (2) 道路、河川、鉄道における障害物の除去は、それぞれ道路管理者、河川管理者、鉄道事業者が行う。

2 障害物の除去

(1) 住家等における障害物の除去

ア 対象者

災害により、住家等が半壊又は床上浸水し、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分または玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では除去できない者

イ 障害物除去の方法

- (ア) 障害物の除去は、自らの組織、要員、資機材を用い、又は建設業者等の協力を得て速やかに行う。
 - (イ) 除去作業は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くことのできない場所に運びこまれた障害物に限るものとし、当面の風雨をしのぐ程度の主要物件の除去を行う応急的なものとする。
- (2) 道路、河川、鉄道における障害物の除去
 - ア 道路における障害物の除去は、当該道路の管理者が行い、交通の確保を図る。
 - イ 河川における障害物の除去は、当該河川の管理者が行い、溢水の防止及び護岸等の決壊を防止する。
 - ウ 道路及び河川の管理者は、災害の規模、障害の内容等により、相互に協力し交通の確保を図る。
 - エ 鉄道における障害物の除去は、当該鉄道の事業者が行い、輸送の確保を図る。

3 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、おおむね次の場所に集積廃棄又は保管する。

- (1) 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空き地、その他廃棄に適当な場所とする。
- (2) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所とする。

4 資機材等の調達

市長は、障害物の除去に必要な資機材等は次により調達する。

- (1) 障害物の除去に必要な資機材等は、実施機関所有のものを使用するほか、関係業者等から借り上げる。
- (2) 障害物の除去を実施するための機械操作員は、資機材等に合わせて確保する。
作業要員の確保は、第4章第20節「労務供給」による。
- (3) 障害物の除去に要する資機材等の現有状況は、第3章第3節「防災業務施設、設備等の整備」のとおりである。

5 応援協力関係

市長は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合、障害物の除去の実施又はこれに必要な人員及び資機材等について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

また、道路管理者は、発災後の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第16節 被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与

災害により日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他生活必需品（以下「生活必需品」という。）をそう失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給（貸）与するために応急措置を講じるものとする。

1 実施責任者

被災者に対する生活必需品の給与、貸与及び調達は、市長（災害救助法が適用された場合又は災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（以下「法外援護」という。）の適用基準に達した場合は、知事及び知事から委任された市長）が行う。

2 確保

- (1) 市は、市民が各家庭や職場で、平時から「最低3日分、推奨1週間分」の生活必需品を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織、町内会等を通じて啓発する。
- (2) 市は、市民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄及び流通備蓄に努める。
- (3) 市は、流通備蓄を確保するため、民間事業者等との間で災害時の生活必需品の調達に関する協定の締結を推進する。

3 調達

- (1) 調達担当
調達担当は、管財班（管財課）とする。
- (2) 調達方法
応援協定締結事業者、市内の業者から調達するものとするが、当該業者が被害を受け調達できない場合は、県又は他市町村に応援を求め調達する。
なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生ずる多様なニーズに適切に対応する。また、避難所及び応急仮設住宅の暑さ・寒さ対策として、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど実情を考慮する。
- (3) 調達物資の集積場所
調達物資及び義援による物資の集積場所は、次のとおりである。

施設名	所在地	管理責任者	電話番号	施設の概況
市志道館	西三番町2-14	教育長	23-2387	体育施設
(仮称)屋内グラウンド	西二十二番町24	教育長	-	防災研修、災害時受援施設、体育施設

4 給（貸）与

- (1) 給（貸）与担当等
 - ア 給（貸）与担当は、生活福祉・こども子育て支援・高齢介護班（生活福祉課）とする。
 - イ 生活福祉・こども子育て支援・高齢介護班（1班当たり）の構成は、次のとおりである。
管理者 1名 協力員 2名
- (2) 対象者
災害により住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等の被害を受け、生活必需品をそう失又はき損したため、日常生活を営むことが困難な者
- (3) 給（貸）与する品目
原則として、次に掲げるもののうち、必要と認められた最小限度のものとする。

ア 寝具	イ 外衣
ウ 肌着	エ 身廻品
オ 炊事道具	カ 食器
キ 日用品	ク 光熱材料
ケ 高齢者、障害者等の日常生活支援に必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材	
- (4) 配分方法
市は、指定避難所を開設した場合、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、一時的に急場をしのご程度の生活必需品を給（貸）与する。

5 応援協力関係

市長は、自ら生活必需品の給（貸）与の実施が困難な場合、生活必需品の給（貸）与の実施又はこれに要する人員及び生活必需品の調達等について、市町村相互応援協定に基づき、他市町村への応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。なお、法外援護が適用された場合の対象者、期間、経費は、法外援護による。

第17節 医療、助産及び保健

火山災害により医療、助産及び保健機構が混乱し、被災地の市民が医療又は助産の途を失った場合、あるいは被災者の保健管理が必要な場合において医療、助産及び保健措置を講じるものとする。

1 実施責任者

被災者に対する医療、助産及び保健措置は、関係機関の協力を得て市長（災害救助法が適用された場合又は災害が大規模かつ広域にわたる場合で、市における対応が困難であると判断される場合は、知事及び知事の委託を受けた日本赤十字社青森県支部長）が行う。

2 医療、助産及び保健の実施

(1) 対象者

ア 医療の対象者は、災害のため医療の途を失った者で応急的に医療を施す必要がある者

イ 助産の対象者は、災害のため助産の途を失った者で現に助産を要する状態の者

ウ 保健の対象者

(ア) 災害のため避難した者で、避難所における環境不良等により健康に破綻をきたし、不健康に陥りつつある者

(イ) 健康回復のため、適切な処置等が必要な者

(ウ) 不安、恐怖感等がある者で応急的に保健指導を行う必要がある者

(エ) 避難所における栄養の偏りにより、健康状態の悪化がみられる者

(2) 範囲

ア 診療

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置手術その他治療及び施術

エ 病院、診療所又は介護老人保健施設等への移送

オ 看護、介護

カ 助産（分べん介助等）

キ 健康相談指導、衛生指導及び精神保健相談指導

ク 栄養相談指導

(3) 実施方法

ア 医療

医療班により医療に当たるものとするが、トリアージタグを有効に活用しながら負傷程度を識別し、重症患者等で設備、資材等の不足のため医療班では医療を実施できない場合には、病院又は診療所に移送して治療する。また、要介護高齢者等については、医師の判断により介護老人保健施設等に移送して看護・介護する。

医療班は、救護所において医療救護活動を実施するとともに、必要に応じ、被災地域、避難所等を巡回して医療救護活動を行う。

イ 助産

上記アに準ずる。

ウ 保健

原則として、保健活動班により巡回保健活動に当たるものとするが、医療及び助産を必要とする場合には、救護所、病院、診療所に移送する。

(4) 各フェーズにおける活動の中心及び主な活動場所

フェーズ	活動の中心	主な活動場所
超急性期（48時間迄） ～ 移行期（約5日間迄）	急性期医療ニーズへの対応	DMAT活動拠点本部 （災害拠点病院等）
回復期～慢性期	避難所等で高まる保健、医療及び福祉分野等の支援ニーズへの対応	・避難所 ・福祉避難所

(6) 医療班等の編成

医療、助産及び保健は、原則として医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師及び管理栄養士等による医療班等を医師会をはじめ関係機関の協力を得て、次のとおり編成する。

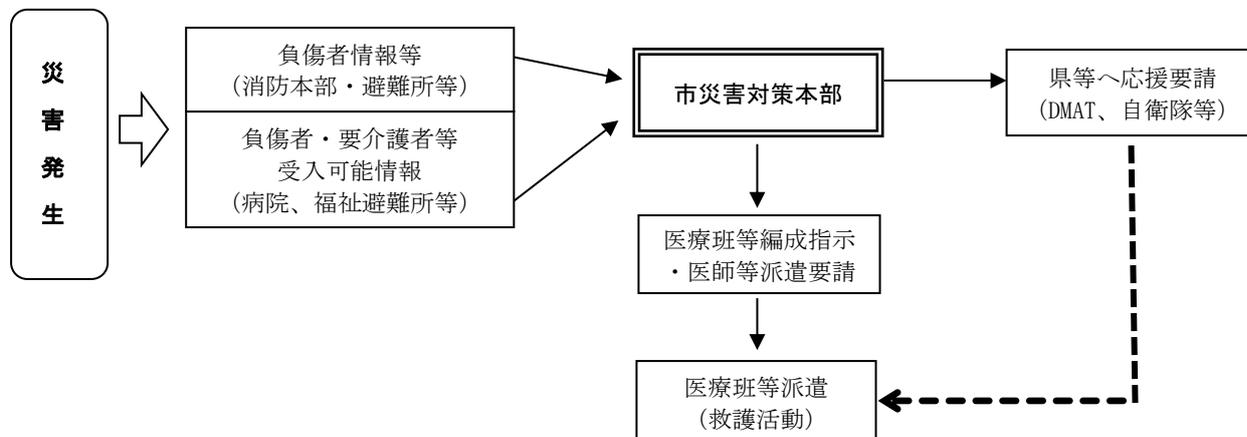
ア 医療班（1班当たり）

班長 (医師)	班員		計
	看護師	事務員	
1	2	1	4

イ 保健活動班（1班当たり）

保健師（栄養士） 2名以上

【医療班等編成に係る連絡系統図】



(7) 救護所の設置

救護所の設置予定場所は次のとおりとするほか、必要に応じて、避難所、その他公共施設に設置する。

設置予定施設名	所在地	受入れ能力	施設状況
保健センター	西十三番町4-37	166人	保健施設

3 医薬品等の調達及び供給

(1) 医薬品等の調達は、健康増進班（健康増進課）において、近隣の医薬品等卸売業者から購入し、医療班に支給する。なお、必要に応じて、薬剤師会の協力を得て調達する。

医薬品等の調達先については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 4-18-1 医薬品等の調達先一覧

(2) 医薬品等が不足する場合は、知事又は隣接市町村に対し、調達あっせんを要請する。

4 医療班等の輸送

医療班等の輸送は、第4章第17節「輸送対策」による。

5 医療機関等の状況

市内の医療機関等の状況については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 4-18-2 医療機関等の状況

6 応援協力関係

市長は、市内の医師等をもってしても医療、助産及び保健の実施が困難な場合、医療、助産及び保健の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他市町村への応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣（助産を除く。）や、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を含め応援を要請する。

また、市は、救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な情報について、市を応援する県保健医療現地調整本部員等と情報連携する。

7 その他

災害救助法が適用された場合の医療及び助産に係る対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第18節 被災動物対策

災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、次のとおり応急措置を講じるものとする。

1 実施責任者

災害時における被災動物対策は、県や市が関係団体と連携して行う。

2 実施内容

県は、必要に応じ、県災害対策本部の下に、青森県動物救護本部を設置する他、青森県動物愛護センターに青森県動物救護センターを設置する。市は、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、動物救護活動を実施することとする。

(1) 指定避難所における家庭動物の適正飼養

市は、指定避難所における家庭動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した家庭動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに必要な措置を講じる。

(2) 特定動物の逸走対策

特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、市、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

3 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。

第19節 輸送対策

火山災害時において、被災者並びに災害応急対策の実施のために必要な人員、物資及び資機材等を迅速かつ確実に輸送するため必要な車両等を調達し、実施するものとする。

1 実施責任者

災害時における輸送力の確保等は、関係機関の協力を得て市長が行う。

2 実施内容

(1) 車両等の調達

輸送対策担当は、管財班（管財課）とする。

市は、自ら所有する車両等により輸送を行うが、不足する場合は次の順序により調達する。

ア 市有車両については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 4-20-1 十和田市車両一覧表

イ 運送業者等営業用の車両等については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 4-20-2 運送業者等営業用の車両一覧表

(2) 輸送の対象

災害応急対策の実施に必要な人員、物資及び資機材等の輸送のうち、主なものは次のとおりである。

ア 被災者の避難輸送

イ 医療、助産及び保健に係る輸送

ウ 被災者の救出に係る輸送

エ 飲料水供給に係る輸送

オ 救援用物資の輸送

カ 遺体の捜索に係る輸送

(3) 輸送の方法

応急対策活動のための輸送は、被害状況、輸送物資等の種類、数量、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策等に係る緊急度及び地域の交通量等を勘案して、最も適切な方法により行う。

なお、各災害現場を想定し、県が開設する一次物資拠点（広域物資輸送拠点）、市が開設する二次物資拠点（地域内輸送拠点）を経て、各避難所に支援物資を届ける輸送ネットワークを形成するため、緊急輸送を行う上で必要な施設及びトラックターミナル、展示場、体育館、道の駅等輸送拠点として活用可能な施設を把握しておく。

ア 自動車による輸送

本計画に基づき、自動車を確保し輸送を行うが、自動車が不足し、又は確保できない場合は、他市町村又は県に応援を要請する。

イ 鉄道による輸送

道路の被害等により、自動車による輸送が不可能な場合、又は鉄道による輸送が適切な場合は、県が鉄道事業者に要請し、鉄道輸送を行う。

ウ 航空機による輸送

陸上交通が途絶した場合又は緊急を要する輸送等の場合は、県が県防災ヘリコプターにより空輸を行うか、必要に応じ、消防庁又は自衛隊に応援を要請する。

なお、航空機輸送の要請を行うときは、次の事項を明らかにする。

- (ア) 航空機使用の目的及びその状況
- (イ) 機種及び機数
- (ウ) 期間及び活動内容
- (エ) 離着陸地点又は目標地点

また、ヘリコプター離着陸場所を次のとおり定めておく。

離着陸地点	位置	所在地	面積	周囲の状況
陸上競技場	N 40度36分35秒 E 141度12分21秒	西十三番町 3	155m × 70m	市街地中央部 ・平坦地
県立十和田工業高等学校 野球場	N 40度38分16秒 E 141度14分14秒	大字三本木字一本木沢27-1	110m × 104m	高層建築物なし ・平坦地
十和田湖総合運動公園 陸上競技場	N 40度34分45秒 E 141度06分28秒	大字奥瀬字生内101-28	100m × 57m	3階建校舎(第一中) ・平坦地
十和田湖小学校 グラウンド	N 40度25分38秒 E 140度53分51秒	大字奥瀬字十和田湖畔休屋 16-1	110m × 120m	3階建校舎・平坦地

エ 人夫等による輸送

自動車、鉄道及び航空機による輸送が不可能な場合は、人夫等により輸送を行う。

(4) 緊急通行車両の事前届出

市は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について、県公安委員会に事前に届出をしておく。

緊急通行車両については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 4-20-1 十和田市車両一覧表

(5) 放置車両対策

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対して車両の移動等の命令を行うものとする。

運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行うものとする。

3 応援協力関係

市長は、市内において輸送力を確保できない場合又は不足する場合は、次の事項を明示し輸送の応援を要請する。

要請は、市町村相互応援協定に基づく他市町村への応援又は知事へ自衛隊の災害派遣を含めた応援を要請する。

- (1) 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む。）
- (2) 輸送を必要とする区間
- (3) 輸送の予定日時
- (4) その他必要な事項

4 その他

災害救助法が適用された場合の輸送費、期間については、災害救助法施行細則による。

第20節 労務供給

火山災害時において応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要な人員の動員、雇上げ及び奉仕団の協力等により、必要な要員を確保するものとする。

1 実施責任者

- (1) 市が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇用は、市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市長）が行う。
- (2) 市が実施する災害応急対策に必要な奉仕団の活用は、市長が行う。

2 実施内容

- (1) 災害応急対策の実施に当たっては、日赤奉仕団、女性団体、NPO・ボランティア等の活用を図る。
- (2) 奉仕団の編成及び従事作業
 - ア 奉仕団の編成
奉仕団は、日赤奉仕団、女性団体及びその他ボランティア団体等の各種団体をもって編成する。
 - イ 奉仕団の従事作業
奉仕団は、主として次の作業に従事する。

(ア) 炊き出し、その他災害救助活動への協力	(イ) 清掃、防疫
(ウ) 災害応急対策用の物資資材の輸送及び配分	(エ) 応急復旧作業現場における軽易な作業
(オ) 軽易な事務の補助	
 - ウ 奉仕団との連絡調整
災害時における奉仕団との協力活動については、市長又は日本赤十字社青森県支部長が連絡調整を図る。
 - エ ボランティア団体等の現況
市内におけるボランティア団体等は、自主防災組織、女性団体、日赤奉仕団、食生活改善推進委員会等をいう。
- (3) 労務者の雇用
 - ア 労務者が行う応急対策の内容

(ア) 被災者の避難支援	(イ) 医療救護における移送
(ウ) 被災者の救出（救出する機械等を操作する場合を含む。）	
(エ) 飲料水の供給（供給する機械等を操作する場合及び浄水用医薬品等の配付をする場合を含む。）	
(オ) 救援用物資の整理、輸送及び配分	(カ) 遺体の捜索及び処理
 - イ 労務者の雇用は、原則として三沢公共職業安定所十和田出張所を通じて行う。
 - ウ 労務者の雇用を依頼する場合は、次の事項を明らかにする。

(ア) 労務者の雇用を要する目的	(イ) 作業内容	(ウ) 所要人員	(エ) 雇用を要する期間
(オ) 従事する地域	(カ) 輸送、宿泊等の方法		
 - エ 労務者の宿泊施設予定場所は、次のとおりである。

名称	管理者	所在地	電話番号	受入れ人員
市民文化センター／生涯学習センター	市長	西三番町2-1	22-5200	100人

3 技術者等の従事命令等

災害時において応急対策を実施するうえで技術者等の不足、又は緊急の場合は、関係法令に基づき従事命令又は協力命令を執行し、災害対策要員を確保する。

関係法令に基づく従事命令等の対象となる作業等については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 4-21-1 技術者等の従事命令等

4 労務の配分計画等

- (1) 労務配分担当は、総務班とする。
- (2) 労務配分方法
 - ア 各応急対策計画の実施担当責任者は、労務者等の必要がある場合は、労務の目的、所要人員、期間、集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、総務班長に労務供給の要請を行う。
 - イ 総務班長は、労務供給の円滑な運営を図るため、所要人員を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、迅速かつ的確な配分に努める。

5 応援協力関係

- (1) 職員の派遣要請及びあっせん要求
 - ア 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合、職員の派遣について、市町村相互応援協定に基づき、他市町村への応援を県に要請するほか、知事又は指定地方行政機関の長に応援を要請する。
 - イ 市長は、要請先に適任者がいない等の場合、知事へ職員の派遣についてあっせんを求める。
- (2) 応援協力
市長は、応急対策を実施するための労働力が不足する場合、市町村相互応援協定に基づき、他市町村への応援を県に要請するほか、知事へ応援を要請する。

6 その他

災害救助法が適用された場合の労務者の雇用等に係る人夫費、期間については、災害救助法施行細則による。

第21節 防災ボランティア受入・支援対策

火山災害時において被災市町村の内外から参加する多種多様な防災ボランティアが効果的に活動できるよう、防災関係機関及びNPO・ボランティア等の連携により、防災ボランティアの円滑な受入体制を確立するものとする。

1 実施責任者

災害時における防災ボランティアの受け入れや支援等は、市社会福祉協議会等関係機関の協力を得て市長が行う。

2 防災ボランティアセンターの設置

災害が発生し、市社会福祉協議会等関係機関と協議して、防災ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置を必要と判断した場合は、速やかにセンターを設置し、災害ボランティア活動が円滑かつ効果的に実施できるよう必要な支援を行う。センターには、状況に応じて日本赤十字社青森県支部が参画する。

(1) センターの役割

ア 市災害対策本部との連絡調整を行う。

イ 被災地の前線拠点として、被災者ニーズを把握する。また、そのための相談窓口（電話）等を設置する。

ウ 災害ボランティア活動参加者のニーズを把握する。

エ 被災者ニーズと防災ボランティアニーズのコーディネートを行う。

オ 被災地の状況を把握、分析し、被災者がどのような支援を必要としているのかを情報発信する。

カ 災害ボランティア活動用資材の調達を行う。

キ 避難所での運営支援及び救援物資の仕分け・配付を行う。

(2) 情報収集と情報発信

センターは、被災地の最前線にある情報拠点として被災状況やニーズ情報を発信する役割も担うことから、適切な支援を受けて災害ボランティア活動を展開していくための被害情報、避難情報、必要物資情報等の情報収集や収集した情報を整理し、その対応のため市、県など関係機関へ情報提供する。

(3) センターの運営

センターは、災害の規模及び被災地の状況等を勘案して順次運営要員を確保しながら、必要な担当部署を編成し、効率的に組織する。

なお、センターの運営に関しては、防災ボランティアへの対応やコーディネートに関する知識や経験を有する地元NPO・ボランティア等と十分な協議・調整を行い、防災ボランティアに主体的な役割や運営を任せる。

(4) その他

災害時において、センターが速やかに効率的に機能するよう、適宜センターの設置・運営マニュアル等を定めておく。

3 応援協力関係

(1) 市は必要に応じてセンターの施設を提供するとともに、活動物資の保管や救援物資の仕分け等ができる施設の提供に協力する。

(2) 市は、避難状況、避難所開設状況、ライフラインの復旧状況、交通規制や公共交通の復旧状況等の災害情報を、センター等に適時適切に提供を行う。

(3) 市等の関係機関は、自発性に基づく防災ボランティアの特性を尊重し、相互理解を図り、連携・協力する。

(4) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

第22節 防疫

火山災害時において生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等による感染症の発生を未然に防止するため、防疫措置及び予防接種等を実施するものとする。

1 実施責任者

災害時における感染症予防のための防疫措置等は、関係機関の協力を得て、市長が行う。

2 災害防疫実施要領

(1) 防疫班の編成

健康増進班（健康増進課）は、災害時において防疫対策を実施するため、次のとおり市職員、奉仕団、臨時の作業員をもって防疫班を編成するなど、必要な防疫組織を設ける。

班名	人員	業務内容	備考
防疫班 1～2班	1班当たり 3名	感染症予防のための 防疫措置	・班数及び人員は、災害の規模に応じたものとする。 ・1～2班の班員数及び防疫資材については、次表のとおり

<細部>

区分	構成		資機材名	備考
	班長	班員		
1班	1名	2名	肩掛噴霧器 2台	・収容に当たっては、特別班を編成する。 ・各班は状況に応じて共同作業を実施し、また状況に応じて上北地域県民局地域健康福祉部保健総室（上十三保健所）の指示に従う。
2班	1名	2名	肩掛噴霧器 2台	

(2) 予防教育及び広報活動

知事の指導のもとに、パンフレット、リーフレット等により、あるいは保健協力員その他関係機関の協力を得て市民に対する予防教育の徹底を図るとともに、広報車等の活用など広報活動の強化を図る。

(3) 消毒方法

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下この節において「法」という。）第27条の規定により、知事の指示に基づき消毒を実施し、実施に当たっては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（以下この節において「規則」という。）第14条に定めるところに従って行う。

イ 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認のうえ、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

ウ 冠水家屋に対しては、各戸に塩化ベンザルコニウム、消石灰等を配付し、排水後家屋の消毒を行うよう指導する。

(4) ねずみ族、昆虫等の駆除

法第28条の規定により、知事が定めた地域内で知事の命令に基づき実施し、実施に当たっては、規則第15条に定めるところに従って行う。

(5) 物件に係る措置

法第29条の規定に基づき必要な措置を講じることとし、実施に当たっては規則第16条に定めるところに従って行う。

(6) 生活の用に供される水の供給

ア 法第31条の規定により、知事の指示に基づき、生活の用に供される水の停止期間中、生活の用に供される水の供給を行う。

イ 生活の用に供される水の供給に当たっては、配水器の衛生的処理に留意する。

ウ 生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

(7) 患者等に対する措置

ア 被災地において、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに上北地域県民局地域健康福祉部保健総室（上十三保健所）へ連絡する。

イ 臨時の予防接種は、知事の指示により実施する。

ウ 感染症指定医療機関は、次のとおりである。

感染症指定医療機関	所在地	電話番号	病床数
市立中央病院	西十二番町14-8	23-5121	4

(8) 避難所の防疫指導等

避難所は、学校の体育館などが指定されている場合が多く、多数の避難者を受入れるため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いので、防疫活動を実施するが、この際施設の管理者を通じ自治組織を編成させ、その協力を得て防疫の徹底を図る。

(9) 報告

ア 被害状況の報告

警察、消防等関係機関の協力を得て被害状況の把握に努め、被害状況の概要、発生患者等の有無及び人数、災害救助法適用の有無その他参考となる事項について、速やかに上北地域県民局地域健康福祉部福祉総室福祉調整課を経由して知事に報告し、必要な指示を受ける。

- イ 防疫活動状況の報告
災害防疫活動を実施したときは、速やかに上北地域県民局地域健康福祉部福祉総室福祉調整課を経由して知事に報告する。
- ウ 災害防疫所要見込額の報告
災害防疫に関する所要見込額は、速やかに上北地域県民局地域健康福祉部福祉総室福祉調整課を経由して知事に報告する。
- エ 防疫完了報告
災害防疫活動が終了したときは、速やかに上北地域県民局地域健康福祉部福祉総室福祉調整課を経由して知事に報告する。

(10) 記録の整備

災害防疫に関し、次の書類を整備しておく。

- ア 被害状況報告書
- イ 防疫活動状況の報告
- ウ 防疫経費所要見込額調及び関係書類
- エ 清潔方法及び消毒方法に関する書類
- オ ねずみ族、昆虫駆除等に関する書類
- カ 生活の用に供される水の供給に関する書類
- キ 患者台帳
- ク 防疫作業日誌

(11) 防疫用器具、機材等の整備

防疫用器具等については、普段から整備し、また、調達先についてもあらかじめ定めるとともに、備蓄している物品はいつでも使えるよう随時点検を行う。

(12) 防疫用薬剤の調達先

防疫用薬剤の調達先は、第4章第18節「医療、助産及び保健」の医薬品等の調達先一覧によるが、調達不能の場合は、知事にあつせんを要請する。

(13) その他

災害防疫に関し必要な事項については、この計画によるほか、災害防疫の実施について（昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）の「災害防疫実施要領」による。

3 応援協力関係

- (1) 市長は、知事の実施する臨時予防接種の対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。
- (2) 市長は、自ら防疫活動の実施が困難な場合、防疫活動の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他市町村への応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

第23節 廃棄物等処理及び環境汚染防止

火山災害時において、被災地の環境衛生の保全のため、ごみ、し尿及び死亡獣畜の処理業務及び環境モニタリング調査等を行うものとする。

1 実施責任者

被災地におけるごみ、し尿及び死亡獣畜の処理及び知事が行う環境モニタリング調査等への協力は、市長が行う。

2 応急清掃

(1) ごみの処理

ア ごみの収集及び運搬

市は十和田地域広域事務組合と連携し、同組合の収集車両及び作業要員並びにごみ収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して、被災地と避難所のごみ収集・運搬に当たるが、被害甚大等の理由により収集・運搬が困難な場合は、運輸業者、建設業者等の車両を借り上げ、迅速かつ適切に収集・運搬する。

イ ごみの処分

- (ア) 一般の可燃性のごみは、十和田地域広域事務組合のごみ処理施設において焼却処分する。
- (イ) 一般の不燃性のものは、十和田地域広域事務組合の最終処分場に運搬し、埋立処分する。
- (ウ) ごみ処理施設が被災し、焼却処理等ができない場合又は焼却等処理能力を上回るごみが発生した場合は、他の市町村等のごみ処理施設及び最終処分場に委託して処分する。
- (エ) 災害により発生する廃棄物は、市の管理する遊休地等に一時仮置きし、県等関係機関と連携して処分する。

(2) し尿の処理

し尿の収集・運搬及び処分は、次により行う。

ア し尿の収集及び運搬は、市は十和田地区環境整備事務組合と連携し、同組合のし尿収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して被災地で緊急を要する地域を優先的に実施する。

イ し尿の収集は、各戸の便所が使用可能になるよう配慮し、必要に応じて2～3割程度のくみ取りを実施する。

ウ 収集したし尿は、し尿処理施設で処分し、処理能力を上回る場合又は施設が使用不可能な場合は、他の市町村等のし尿処理施設に委託して処分する。

(3) ごみ及びし尿処理施設の選定

ごみ及びし尿の処理施設は、次のとおり選定しておく。

施設名	管理者	処理能力	処理方法
十和田地域広域事務組合 十和田ごみ焼却施設	事務組合管理者	150t/日	連続式
十和田地域広域事務組合 十和田粗大ごみ処理施設	〃	40t/5H 10t/5H	回転式破砕機 粗大ごみ前処理破砕機
十和田地区環境整備事務組合	〃	120kℓ/日	標準脱窒素処理方式 ・高度処理

(4) 死亡獣畜の処理

災害時において死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊の死体（家畜伝染病予防法等関係法令に係るものを除く。））の処理を必要とする場合は、所有者に対し、一般廃棄物である死亡獣畜の処理に必要な廃棄物処理法上の許可等を有する死亡獣畜取扱場に搬送し、適正に処理することを指導する。

なお、搬送が不可能な場合は、上北地域県民局地域健康福祉部保健総室（上十三保健所）に相談した上で適切な方法で搬送する。

(5) 災害廃棄物の処理

発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集・運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。

災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び市民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じるものとする。

なお、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

3 収集運搬資機材の調達

収集運搬資機材は、市所有のもののほか、市内関係業者所有のものを借り上げる。

市及び業者所有の清掃資機材については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 4-24-1 収集運搬資機材の調達

4 応援協力関係

市長は、自ら廃棄物等処理業務の実施が困難な場合、清掃の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他市町村への応援を県に要請するほか、知事へ関係機関への応援協力を要請する。

5 環境汚染防止

市長は、工場・事業場からの有害物質の流出及び建築物の崩壊等による石綿の飛散等に起因した大気汚染や水質汚濁による二次災害を防止するため、調査地点の選定、検体の採取等、知事が行う調査に協力する。

第24節 金融機関対策

火山災害時において広範囲にわたり甚大な被害が発生したときは、金融機関等の業務の円滑な遂行により被災市民の当面の生活資金を確保するため、必要な応急措置を講じるものとする。

- 1 実施責任者
金融機関が行う円滑な通貨供給の確保等に、市長は協力する。
- 2 応援協力関係
市長は、罹災者による預金払戻し等に必要な罹災証明書の円滑な発行に努める。

第25節 文教対策

火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、児童生徒等の生命、身体の安全を確保するとともに、応急の教育を実施するために必要な応急措置を講じるものとする。

- 1 実施責任者
 - (1) 市立学校等の応急の教育対策は、市長及び市教育委員会が行う。
 - (2) 災害時の学校等内における児童生徒等の安全確保など必要な措置は、校長（園長を含む。以下同じ。）が行う。
 - (3) 私立学校の応急の教育対策は、その設置者が行う。
- 2 実施内容
 - (1) 災害に関する気象警報・注意報等及びその他の災害情報等の把握並びに避難の指示
 - ア 校長は、災害が発生するおそれのある場合は、関係機関との連携を密にするとともに、ラジオ・テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努めるとともに、事態に即応して、各学校等であらかじめ定めた計画により避難の指示を与える。
 - イ 特別支援学級においては、児童生徒等への指示や伝達の困難さと行動の不自由さによる精神的動揺、混乱等を防止するため、合図等に工夫するほか、重度障害児の避難は、教職員が背負うなど十分配慮してあらかじめ定めた計画により避難の指示を与える。
 - (2) 教育施設・設備等の確保及び応急の教育の実施
県教育委員会、市教育委員会及び私立学校等の管理者は、次により教育施設を確保し、応急の教育を実施する。
 - ア 校舎の被害が軽微な場合は、速やかに応急修理をして授業を行う。
 - イ 校舎の被害が相当に大きい、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で授業を行う。（分散授業又は二部授業を含む。以下エ及びオの授業についても同様とする。）
 - ウ 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不可能であるが、数日で復旧できる場合は、臨時休校とし、自宅学習の指導をする。
 - エ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合で、市内の文教施設が使用可能な場合は、その文教施設において授業を行う。
 - オ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合で、市内の文教施設が使用不可能な場合は、公民館等の公共施設や近隣市町村の文教施設で授業を行う。また、児童生徒等が他地域へ集団避難した場合は、その地域の文教施設で授業を行う。
なお、各学校ごとの応急教室数等は、後記「3. 教育施設の現況」のとおりである。
 - カ 校舎が避難所として利用されているため授業を行う場所が制限されている場合は、その程度に応じ上記アからオまでに準じて授業を行う。
 - (3) 臨時休校等の措置
児童生徒等が平常どおり登校することにより、又は授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保に支障を来すおそれがある場合には、次により臨時休校等の措置をとる。
なお、授業開始時刻以前に臨時休校等の措置をとる場合は、保護者及び児童生徒等への周知に努める。
 - ア 市立学校等
災害の発生が予想される場合は、市教育委員会又は各学校長が行う。
ただし、各学校長が行う場合は、市教育委員会があらかじめ定めた基準により行い、速やかに市教育委員会に報告する。
 - イ 私立学校等
校長が、各学校等で定めた基準により行う。
 - (4) 学用品の調達及び給与
市長は、児童生徒等が学用品をそう失し、又はき損し、就学上支障があると認めるときは、次により学用品を調達し、給与する。
 - ア 給与対象者
災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流出又は床上浸水の被害を受け、学用品をそう失し、又はき損し、就学に支障を来した小学校児童及び中学校生徒（県立中学校は除く。）

イ 学用品の種類等

(ア) 教科書及び教科書以外の教材で必要と認めるもの

(イ) 文房具及び通学用品で、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲で必要と認めるもの

ウ 学用品の調達

市教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、次により調達する。

(ア) 教科書の調達

教科書は、教科書取次店又は教科書供給所から調達する。

(イ) 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、市内の業者等から調達するが、不可能な場合は、県教育委員会に対しあつせんを依頼し、確保する。

エ 給与の方法

(ア) 市教育委員会は、速やかに給与対象者数を調査把握し、校長を通じ対象者に配付する。

(イ) 校長は、配付計画を作成し、保護者から受領書を徴し、配付する。

(5) 被災した児童生徒等の健康管理

被災した児童生徒等の健康管理として、臨時の健康診断や心の健康問題を含む健康相談を行う。

特に、精神的に不安定になっている児童生徒等に対して、学校医の指導の下に養護教諭や学級担任など全教職員の協力を得ながら、必要に応じて心理相談や保健相談等を行う。

(6) 学校給食対策

ア 学校給食センターが被害を受け応急復旧を要する場合、校長及び市教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、応急復旧を要する施設・設備等について、十和田地域広域事務組合に速やかな復旧措置について要請する。

イ 学校給食用物資は、十和田地域広域事務組合と協議し、公益財団法人青森県学校給食会（電話017-738-1010）及び関係業者の協力を得て確保する。

(7) 社会教育施設及び社会体育施設の応急対策

被災社会教育施設及び社会体育施設は、応急の教育が実施できるよう速やかに応急修理を行う。

(8) 文化財対策

文化財は、貴重な国民的財産であることに鑑み、次のような応急対策を実施する。

ア 文化財に被害が発生した場合、その所有者又は管理者は、応急の防災活動、搬出等により文化財の保護を図るとともに、被害状況を速やかに調査し、その結果を市教育委員会を經由して県教育委員会に報告する。

イ 県教育委員会及び市教育委員会は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

ウ 被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が県教育委員会及び市教育委員会の指導・助言により必要な措置を講じる。

3 教育施設の現況

教育施設の現況については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 4-26-1 教育施設の現況

4 応援協力関係

(1) 教育施設及び教職員の確保

ア 市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、教育施設及び教職員の確保について、他の市町村教育委員会又は県教育委員会へ応援を要請する。

イ 私立学校管理者は、自ら学校教育の実施が困難な場合、教育の実施又はこれに要する教育施設及び教職員の確保について、他の私立学校管理者、市教育委員会又は県（総務学事課）に応援を要請する。

(2) 教科書・学用品等の給与

市長は、自ら学用品の給与の実施が困難な場合、学用品等の給与の実施調達について、市町村相互応援協定に基づき、他市町村への応援を県に要請するほか、知事へ応援を要請する。

5 その他

災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第26節 警備対策

火山災害時において市民の動揺等による不測の事態及び犯罪を防止し、被災地における公共の安全と社会秩序の維持を図るために警備対策を行うものとする。

1 実施責任者

災害時における警備対策は、十和田警察署長が、市、防犯組織及び防災関係機関の協力を得て行う。

2 災害時における措置等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに警備体制を確立し、次の活動を基本として運用する。

- (1) 災害関連情報の収集及び伝達
- (2) 被災者の救出救助及び避難誘導
- (3) 行方不明者の捜索及び遺体の見分
- (4) 被災地における交通規制
- (5) 被災地における社会秩序の維持

ア 十和田警察署は独自に、又は防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

イ 災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

ウ 暴力団の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努め、関係行政機関、被災市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

- (6) 被災地における広報活動

第27節 交通対策

火山災害時において交通の安全、交通の確保及び交通の混乱防止のため、交通施設の保全及び交通規制等を行うものとする。

1 実施責任者

- (1) 被害を受けた道路の応急措置は道路管理者が行う。
- (2) 交通の危険を防止するための交通規制等の措置は、十和田警察署長と道路管理者等が連携して実施する。

2 陸上交通に係る実施内容

- (1) 道路等の被害状況等の把握

ア 道路管理者等は、道路の破損、決壊等の被害状況及び交通に支障を及ぼすおそれのある危険箇所を早急に調査把握する。

イ 道路管理者等は、市民、自動車運転者等から被害情報の通報があったときは、所管するものについて速やかに調査確認するとともに、他の管理者に属するものについてはそれぞれの管理者に通報する。

- (2) 道路の応急措置

ア 道路管理者は、道路の被害が比較的少なく、応急措置により早急に交通の確保が得られる場合は、補修等の措置を講じる。

イ 道路管理者は、応急復旧に長期間を要する場合は、被害箇所の応急対策と同時に付近の適当な場所を一時的に代替道路として開設する。

ウ 道路管理者は、被害が広範囲にわたり被災地域一帯が交通途絶状態になった場合は、同地域で道路交通確保に最も効果的で、かつ比較的早期に応急復旧できる路線を選び、集中的な応急復旧を実施することにより、緊急交通の確保を図る。

エ 道路管理者は、道路占有工作物（電力、ガス、上下水道、電話）等に被害があることを知った場合は、それぞれの関係機関及び所有者にその安全措置を命ずる。

- (3) 道路管理者の交通規制

道路管理者は、災害により道路・橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要となった場合及び災害時における交通確保のため必要があると認められた場合は、交通の禁止・制限、迂回路、代替道路の設定等を実施する。

なお、通行の禁止・制限の実施に当たっては、道路管理者は十和田警察署と相互に連絡協議する。

- (4) 応援協力関係

市は、自ら応急工事の実施が困難な場合、知事へ応急工事の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき他市町村への応援を県に要請する。

第28節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、日常生活及び社会・経済活動上欠くことのできない電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設の各施設（以下「各施設」という。）を防護し、その機能を維持するため、応急措置（応急復旧措置を含む。）を講じるものとする。

1 実施責任者

- (1) 地域内における各施設の応急対策は、それぞれの事業者が行う。
- (2) 市長は、応急措置が必要と認めた場合、各事業者（事業所）に応急措置を要請するとともに、その実施に協力する。

2 応急措置の要領

応急措置については、各施設の事業者とあらかじめ協議した内容により実施する。

(1) 電力施設応急措置（東北電力ネットワーク㈱十和田電力センター）

ア 体制確立

- (ア) 電力施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあるときには、「東北電力ネットワーク㈱十和田電力センター非常災害対策実施基準」に基づいて非常災害連絡室又は非常災害対策本部を設置する。
- (イ) 非常災害連絡室又は非常災害対策本部は、災害の規模及び被害状況に応じて、警戒体制、第1非常体制、第2非常体制により応急対策を実施する。
- (ウ) 非常災害対策本部は、情報連絡、警戒指令及び緊急事態における復旧方針等の災害対策の基本的な方針を決定し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。
- (エ) 非常災害対策本部は、被害が甚大で自所のみでは早期復旧が困難な場合は、支店災害対策本部に応援の要請をするとともに、関係工事業者、運送業者等に対して協力を要請する。
- (オ) 非常災害対策本部は、応急復旧に必要な資機材等の確保と対策要員、資機材の輸送の円滑化を図るため、輸送ルートを選定、車両の確保に努める。

イ 要員及び資機材等の確保

- (ア) 非常災害対策本部は、管轄区域内の被害状況を総合的に検討し、復旧体制を確立し応急対策を実施する。
- (イ) 復旧作業は、各班の業務分担に基づき全組織が一体となり、緊密な連絡と適切な復旧計画のもとに効率的に実施する。
- (ウ) 応急復旧は、人命に係る箇所、災害対策の中核となる官公署、報道機関及び避難所等を原則的に優先する。また、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧する。

ウ 安全広報

- (ア) 災害により、電力施設に被害発生が予測され、又は被害が発生した場合は、あらかじめ定められた体制により、情報の収集及び被害の早期把握に努める。
- (イ) 被害状況及び復旧状況について、市災害対策本部及び関係機関、報道機関等へ通報するとともに広報車等により市民へその状況及び注意事項を周知徹底させる。

エ その他必要と認める事項

(2) ガス施設応急措置（十和田ガス㈱）

ア 体制確立

- (ア) 災害により、ガス施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあるときには、「十和田ガス㈱地震等災害防止対策要綱」に基づいて災害対策本部を設置する。
- (イ) 災害対策本部は、情報連絡、警戒指令及び緊急事態における復旧方針等の災害対策の基本的な方針を決定し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。
- (ウ) 災害対策本部は、被害が甚大で自社のみでは早期復旧が困難な場合は、関係工事業者に対して協力を要請する。
- (エ) 災害対策本部は、応急復旧に必要な資機材等の確保と対策要員、資機材の輸送の円滑化を図るため、輸送ルートを選定、車両の確保に努める。

イ 要員及び資機材等の確保

- (ア) 災害対策本部は、市域内の被害状況を総合的に検討し、復旧体制を確立し応急対策を実施する。
- (イ) 復旧作業は、各班の業務分担に基づき全組織が一体となり、緊密な連絡と適切な復旧計画のもとに効率的に実施する。
- (ウ) 応急復旧は、人命に係る箇所、災害対策の中核となる官公署、報道機関及び避難所等を原則的に優先する。また、被害の状況及び各施設の復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから実施する。

ウ 安全広報

- (ア) 災害により、ガス施設に被害発生が予測され、又は被害が発生した場合は、あらかじめ定める体制により、情報の収集及び被害の早期把握に努める。
- (イ) 被害状況及び復旧状況について、市災害対策本部及び関係機関、報道機関等へ通報するとともに、報車等により市民へその状況及び注意事項を周知徹底させる。

エ その他必要と認める事項

(3) 上水道施設応急措置（十和田市上下水道部）

ア 体制確立

- (ア) 災害により、水道施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、「上下水道災害対策マニュアル」に基づいて災害対策会議を設置する。

- (イ) 災害対策会議は、応急給水、水道施設の応急復旧等の具体的方針について決定する。
- (ウ) 災害対策会議は、被害が甚大で市のみでは早期復旧が困難な場合は、関係工事業者に対して協力を要請する。
- (エ) 災害対策会議は、応急復旧に必要な資機材等の確保と対策要員、資機材輸送の円滑化を図るため、輸送ルートを選定、車両の確保に努める。
- イ 要員及び資機材等の確保
 - (ア) 給水、配水幹線及び軟弱な地域の給水管を重点的に巡回調査するとともに、市民からの漏水、断水等の通報があった場合は、無線等により連絡を密にして迅速に被害場所の現地調査を行うなど、復旧対策の基礎となる被害状況の把握に努める。
 - (イ) 各施設の被災状況に応じて、バルブの閉止などの必要な措置を講じて、水の確保及び二次災害の防止を図る。
 - (ウ) 飲料水を確保するため、被害状況に応じて配水池を緊急遮断し、給水池とし、これに給水設備を設置して運搬給水に備える。
 - (エ) 主要配水幹線は、給水池として使用することを考慮して耐震管路を布設してあることから、これに給水設備を設けて給水所とするほか、その他の管路についても使用可能な消火栓は給水所とし、給水拠点の確保に努める。
- ウ 安全広報
 - (ア) 家庭飲料水の確保については、報道機関を利用して広報するとともに、広報車により現状に即した広報活動を実施する。
 - (イ) 被害状況及び復旧状況について、関係機関、報道機関などへ通知するとともに、広報車等により市民へその状況及び注意事項を周知徹底させる。
- エ 応援協力関係

上水道施設の被害状況に応じた復旧作業計画を作成し、復旧作業の順序を定めて応急復旧を実施する。また、市長は、自ら早期復旧が困難な場合、応急復旧に要する人員及び資機材の確保について、水道災害相互応援協定に基づき、県（健康福祉部長）へ応援を要請する。
- オ その他必要と認める事項
- (4) 下水道施設応急措置（十和田市上下水道部）
 - ア 体制確立
 - (ア) 災害により、下水道施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあるときには、「上下水道災害対策総合調整マニュアル」に基づいて災害対策会議を設置する。
 - (イ) 災害対策会議は、情報連絡、警戒指令及び緊急事態における復旧方針等の災害対策の基本的な方針を決定し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。
 - (ウ) 災害対策会議は、被害が甚大で市のみでは早期復旧が困難な場合は、関係工事業者に対して協力を要請する。
 - (エ) 災害対策会議は、応急復旧に必要な資機材等の確保と対策要員、資機材の輸送の円滑化を図るため、輸送ルートを選定、車両の確保に努める。
 - イ 要員及び資機材等の確保
 - (ア) 汚水・雨水管渠等については、浸水常習地域等の目視調査を行うとともに、市民通報や道路管理者からの通報により迅速に現地調査を行い、復旧対策の基礎となる被害状況の把握に努める。
 - (イ) マンホールポンプ場の停電時は、バキューム車による汚水の引抜作業又は非常用発電機を搬入し、マンホールからの溢水を防ぐ。
 - (ウ) 処理施設等については、流入水の増加に応じて、予備機器も運転し、施設内浸水のしないような運転に切り替える。また、停電時には非常用自家発電装置により運転を行うなど、処理機能の低下、停止を防止する。
 - ウ 安全広報
 - (ア) 各施設の被害状況は、機械、人員により把握するとともに、関係機関から情報を収集する。
 - (イ) 被害状況及び復旧状況について、関係機関、報道機関などへ通報するとともに、広報車等により市民へその状況及び注意事項を周知徹底させる。
 - エ 応援協力関係

下水道施設の被害状況に応じた復旧作業計画を作成し、復旧作業の順序を定めて応急復旧を実施する。また、市長は、自ら早期復旧が困難な場合、早期復旧に要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ応援を要請する。
 - オ その他必要と認める事項
- (5) 電気通信設備応急措置（東日本電信電話㈱青森支店）
 - ア 体制確立

電気通信設備が被害を受け、又は被害を受けるおそれがあるときは、東日本電信電話㈱青森支店において定める「災害等対策実施細則」に基づき、情報連絡室又は災害対策本部を設置する。
 - (ア) 電気通信設備の被害状況を把握するとともに、関係機関から気象、交通、道路、河川及び電気等の状況に関する情報を収集する。
 - (イ) 電気通信設備の被害及び復旧状況は、市災害対策本部、報道機関へ通報する。
 - イ 要員及び資機材等の確保

災害発生が予想されるときは、その状況に応じて要員の待機、工事用車両、資機材の点検を行うなど、準備警戒の措置をとる。

 - (ア) 災害用資材物品の点検
 - (イ) 無線機等の出動準備
 - (ウ) 異常輻輳に対する措置検討
 - (エ) 予備電源設備、移動電源車の稼働準備

- (オ) 出動要員の確保(呼出等を含む。)
- (カ) 食料、飲料水、燃料等の確保
- ウ 安全広報
 - 被災した電気通信設備の応急復旧状況、通信の疎通及び利用制限の措置状況等利用者の利便に関する事項について、関係機関、報道機関などへ通知するとともに、広報車等により市民へその状況及び注意事項を周知徹底させる。
- エ 応急復旧
 - 災害により、電気通信設備が被害を受け、又は被害を受けるおそれがあるときは、東日本電信電話(株)青森支店において定める災害等対策実施細則に基づき、直ちに応急復旧に当たるほか、災害の規模及び状況に応じて、通信を確保するための次の措置を行う。
 - (ア) 災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置
 - 広範な通信途絶等が発生したときは、支店等の窓口に災害時用公衆電話(特設公衆電話)を設置し、緊急通信及び被災者の通信を確保する。
 - (イ) 移動無線機による応急通信の確保
 - 青森支店と各交換所間に通信途絶等が発生したときは、移動無線機等を設置して応急通信回線を作成する。
 - オ 非常通信、緊急通話の確保
 - 災害が発生又は災害が発生するおそれがあるときは、一般加入電話の利用を段階的に制限し、重要加入電話及び街頭公衆電話の通信を確保するが、異常輻輳状態が解消しないときは、それらに対しても段階的に利用を制限する。
- (6) 放送施設応急措置
 - [日本放送協会、青森放送(株)、(株)青森テレビ、青森朝日放送(株)、(株)エフエム青森]
 - ア 放送施設対策
 - 災害時において、放送施設に障害が発生し、平常時の運用が困難となったときは、原則として次の措置により放送送出の確保に努める。
 - (ア) 放送機等障害時の措置
 - 放送機等の障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の通信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組に切り換え、災害関連番組の送出継続に努める。
 - (イ) 中継回線障害時の措置
 - 一部中継回線が断線したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線、他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。
 - (ウ) 放送所障害時の措置
 - 災害のため、放送局の放送所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時の放送所を開設し、放送の継続に努める。
 - イ 視聴者対策
 - 日本放送協会は、災害時における受信機の維持・確保のため次の措置を講じる。
 - (ア) 受信機の復旧
 - 被災受信機の取扱いについて、周知するとともに、被害者受信機の復旧を図る。
 - (イ) 情報の周知
 - 避難場所その他有効な場所への受信機の貸与及び拡声装置等を設置し、視聴者への情報の周知を図る。

第29節 石油燃料供給対策

火山災害時において、石油燃料供給不足に直面した場合でも、市民の安全や生活の確保、適切な医療等の提供、ライフライン等の迅速な復旧を行う施設・緊急車両等に必要な石油燃料を供給できるよう、必要な応急措置を講じるものとする。

1 実施責任者

災害時の石油燃料供給対策に資する、平時からの市民への情報提供及び災害時の燃料供給対策等については、市長が県石油商業組合上十支部と連携して行う。

2 実施内容

- (1) 国・県・市町村及び事業者は、関係機関相互の連携により、災害時における石油燃料の調達・供給体制の整備を図る。
- (2) 市長は、本計画に基づき石油燃料を調達するものとするが、石油燃料の不足が顕著で、県石油商業組合上十支部と調整しても調達できない場合は、近隣の県石油商業組合各支部に対して石油燃料確保に係る調整を依頼する。

3 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

第5章 災害復旧対策計画

被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るために講じるべき措置は、次のとおりである。

第1節 公共施設災害復旧

災害により被害を受けた公共施設の復旧のため、次のとおり災害復旧手続体制を確立のうえ、災害復旧事業計画を作成し、実施するものとする。

1 災害復旧手続体制の確立

- (1) 市長は、公共施設に災害が発生したときは、直ちにその概要を電話その他の方法をもって県の関係部に報告するとともに、県に準じて次の体制を整備するとともに、県と十分打ち合わせ、協議のうえ、災害復旧に迅速、適切な対応をする。
 - ア 本庁舎と支所等との連絡を密にし、それぞれ報告責任者を定めておく。
 - イ 災害が発生した場合、本庁舎等の責任者は、できるだけ早く被害箇所を巡視し、復旧工法の適否を確認する。
 - ウ 被害箇所については、被災から査定申請までの経緯が分かるように事務処理を行っておく。
 - エ 査定を受けるための体制を確立しておく。
- (2) 指定地方行政機関は、所管する公共施設に災害が発生した場合は、速やかに災害復旧に即応できる体制を整備しておく。

2 災害復旧事業計画の作成及び実施

公共施設の管理者は、管理する施設が災害により被害を受けた場合は、遅滞なく災害を最小限にとどめるべく、応急復旧対策を講じるとともに、その後の復旧事業については、次により計画を作成するとともに、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の財政援助を活用し、速やかに災害復旧を実施する。

(1) 公共施設災害復旧計画作成

- ア 災害の程度による緊急の度合いに応じて、県を通じて国へ緊急査定、あるいは本査定を要望する。
- イ 災害の原因を速やかに調査し、査定のための調査、測量、設計を早急に実施する。
- ウ 緊急査定の場合は、国から事前に復旧計画指導のため現地指導官が派遣されることから、その指示に基づき周到な計画を作成する。

復旧計画の作成に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が起こらないよう考慮し、改良復旧を加味した諸工法について慎重に検討を加え、災害箇所の復旧のみにとらわれず、前後の一連の関係を考慮に入れ、関連工事又は助成工事等により、極力改良的復旧が実施できるよう提案する。
- エ 査定完了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、原則として現年度内に完了するよう、施行の促進を図る。
- オ 査定に欠格、失格したもので、再度災害の弱点となり、被害の原因となると考えられる箇所は、再調査の上、市単独災として実施する。
- カ 大災害等の復旧の場合は、着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底のため、工事が円滑に実施できないことがあることから、事前にこれらについて十分検討するとともに、工法にも検討を加えて計画する。

(2) 公共施設災害復旧事業の種類

県が実施する公共施設災害復旧事業の種類は、次のとおりであり、必要に応じて県に事業の実施を働きかける。

- ア 公共土木施設災害復旧（県農林水産部、県土整備部）
 - (ア) 河川災害復旧事業
 - (イ) 砂防設備災害復旧事業
 - (ウ) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - (エ) 地すべり防止施設災害復旧事業
 - (オ) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - (カ) 道路災害復旧事業
 - (キ) 下水道災害復旧事業
 - (ク) 公園災害復旧事業
 - (ケ) 港湾災害復旧事業
- イ 農林水産施設災害復旧（県農林水産部）
- ウ 文教施設等災害復旧（県教育委員会）
- エ 厚生施設等災害復旧（県健康福祉部）
- オ その他の公共的施設災害復旧（県関係部局、関係機関）

3 災害復旧資金の確保（県総務部、東北財務局）

災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するために、起債その他所要の措置を講じるなど、災害復旧事業及び災害復旧関連事業の早期実施を県又は東北財務局青森財務事務所に働きかける。

(1) 県の措置

- ア 災害復旧経費の資金需要額を把握する。
- イ 災害復旧事業債により災害関係資金を確保する。
- ウ 普通交付税の繰上げ交付及び特別交付税の交付を国に要請する。
- エ 一時借入金及び起債の前借り等により災害関係資金を確保する。

(2) 東北財務局青森財務事務所の措置

- ア 必要資金の調査及び指導
関係機関と緊密に連絡のうえ、県、市町村等の必要資金量を把握し、その確保の措置をとる。
- イ 金融機関の融資の指導
災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、貸出の迅速化等被災者の便宜を考慮した適時適切な措置をとるよう指導を行う。
- ウ 災害つなぎ資金の融通
県、市町村に対し、災害つなぎ資金（財政融資資金地方短期資金）の融通を行う。

(3) その他の措置

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により、国は公共土木施設、農地及び農業用施設等、災害に係る地方債の元利補給を実施する。

4 計画的な復興

大規模な災害により地域の社会的機能が壊滅的な被害を受け、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害にあっては、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくりのため計画的な復興を目指すか検討したうえ、計画的復興を行う場合は、次のとおり復興計画を作成し、復興事業を遂行する。

(1) 復興計画の作成等

- ア 被災地域の復興は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となるため、復興計画を作成し復興事業の円滑な遂行を図る。
- イ 復興計画の作成及び復興事業の遂行のため、国、県、関係機関等との連携・調整を含む実施体制を確立するほか、必要に応じて県を通じて国に対し、財政措置、金融措置、人的支援を求める。
- ウ 復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

(2) 復興の理念、方法等

- ア 復興は市民の安全と環境保全等にも配慮し、現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、復興計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にする。
- イ 市街地等の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法等の活用を図り、土地区画整備事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成を推進する。
- ウ 市民に対しては、復興後のあるべき姿を呈示するとともに、復興計画のスケジュール、実施施策等の情報を提供し、市民の合意形成を図る。

第2節 民生安定のための金融対策

災害により被害を受けた個人及び団体等の民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るため、次のとおり金融措置を講じるよう県に働きかけるものとする。

1 農林水産業復旧資金の活用（県農林水産部）

県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し、復旧を促進し、農林水産業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）に基づく天災資金や株式会社日本政策金融公庫の農林漁業施設資金（災害復旧）等の円滑な融資について指導する。

2 中小企業向け復興資金の活用（県商工労働部）

県は、災害により被害を受けた中小企業者に対し、その経営の安定を図るため、金融機関及び商工団体等の協力を得て、被災中小企業者に対する復旧に向けた資金の活用について周知徹底を図る。

第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画

災害により被害を受けた地域における民生の安定のため、被災者台帳を作成し、被災者の生活確保措置を講じるものとする。

- 1 市は、必要に応じて個々の被災者の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。
また、県が災害救助法に基づく救助を行ったときは、被災者に関する情報の提供を県に要請するものとする。
- 2 被災者に対する職業のあっせん（青森労働局）
災害のため、勤務先の会社、事業所、工場等の滅失により、職業を失った者に対し、次のとおり必要な就職のあっせんを行い、被災者の生活の確保を図る。
 - (1) 職業あっせんの対象者
災害のため転職又は一時的に就職を希望している者又は被災以前からの求職者であって被災に伴い求職活動の援助を特に行う必要があると認められる者とする。
 - (2) 職業相談
被災地を管轄する公共職業安定所において、職員を現地に派遣し、被災者に対する職業相談を実施する。
 - (3) 求人開拓
被災者の求職条件に基づき、当該各公共職業安定所において求人開拓を実施するとともに、必要に応じて関係公共職業安定所及び他県に対しても求人開拓を依頼する。
 - (4) 職業のあっせん
職業相談、求人開拓の結果に基づき、被災者の求職希望に応じた職業を紹介するよう努める。
- 3 租税の徴収猶予、減免（税務課等）
国、県及び市は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、災害の状況に応じて、申告、申請、請求及びその他書類の提出並びに納付又は納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を実施する。
- 4 郵便業務に係る災害特別事務取扱い（日本郵便株式会社）
災害救助法の適用を受けた災害地の被災者に対して、郵便葉書等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除の措置を講じる。
- 5 生業資金の確保（生活福祉課、こども支援課、まちづくり支援課、県健康福祉部、県・市社会福祉協議会）
災害により被害を受けた者に対し、早急に民生の安定を図るため、次の措置を講じる。
 - (1) 生活福祉資金の貸付
実施機関：青森県社会福祉協議会
申込先：市社会福祉協議会
 - (2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付
実施機関：県
申込先：こども支援課、上北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室
 - (3) 災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付
実施機関：市
申込先：まちづくり支援課
- 6 生活再建の支援（国、県、まちづくり支援課、商工観光課）
被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、国及び都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。
被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、労働者の技能向上等による中長期的な安定的な雇用創出策を組み合わせる。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。
- 7 義援物資、義援金の受け入れ（県健康福祉部、生活福祉課、こども支援課、まちづくり支援課）
 - (1) 義援物資の受け入れ
県民、企業等からの義援物資について、受け入れを希望するもの及び受け入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県に報告する。
 - (2) 義援金の受け入れ、配分
県民、企業等からの義援金は、日本赤十字社青森県支部及び県で受け入れし、それぞれの配分委員会の決定に基づき、市が被災者に配分する。また、市で受け入れた義援金は適切に保管し、市配分委員会を組織し、協議のうえ、被災者に配分する。
その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。

- 8 住宅災害の復旧対策等（県土整備部整備部、まちづくり支援課）
災害により住宅に被害を受けた者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法に規定する災害復興建築物及び被災建築物資金の融通等を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。
- (1) 災害復興住宅資金
県及びまちづくり支援課は、災害復興建築物及び被災建築物資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の算定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図る。
- (2) 災害特別貸付金
まちづくり支援課は、被災者の希望により災害の実態を調査したうえで、被災者に対する貸付金の融資を住宅金融支援機構に申し出るとともに、被災者に融資制度の周知徹底を図り、借入申込の希望者に対して借入れの指導を行う。
- 9 生活必需品、復旧用資機材の確保（県健康福祉部、環境生活部等）
被災地における民生の安定を図り、業務運営の正常化を早急に実施するため、生活必需品、災害復旧資材の適正な価格による円滑な供給を確保するとともに、関係機関と緊密な連絡協調のもとに物資の優先輸送の確保に必要な措置、その他適切な措置を講じる。
- 10 農業災害補償（県農林水産部）
県は、農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済について、補償業務が迅速かつ適正に行われるよう指導する。
- 11 罹災証明の交付体制の確立（税務課）
罹災証明の交付体制を確立し、迅速な罹災証明の交付を行う。
市（町村）は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。
- 12 被災者台帳の作成（総務課）
市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。
県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市（町村）の要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。
- 13 被災者の住宅確保の支援（県県土整備部、都市整備建築課）
被災者の住宅確保のため、災害公営住宅を建設するとともに、既設公営住宅及び空家等への特定入居を行う。
- 14 援助、助成措置の広報等（県関係部局、商工観光課、まちづくり支援課）
被災者、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広報するとともに、相談窓口を設置する。

第6章 継続災害への対応方針

火山噴火等が長期化する場合、被災の状況、噴火等の動向を勘案しつつ、安全対策を含む復興計画を必要に応じて作成するとともに、以下の措置を講じる。

第1節 避難及び安全確保対策

1 方針

火山噴火等が長期化した場合、火山灰の堆積による土砂災害、避難の長期化等への対応が必要となる。市は、国、県、防災関係機関等と相互に連携し、火山活動の観測・監視体制を強化し、情報伝達体制を整備することで、警戒避難体制を構築し、市民の安全を確保する。

2 主な実施機関

災害時における避難及び安全確保対策は、関係機関の協力を得て市長が行う。

3 実施内容

(1) 土砂災害への対応

ア 市及び関係機関は、火山灰の堆積による土石流等の発生に備え、降灰や降雨の実績等の情報を収集し、情報共有を図るとともに、予め必要な体制を構築する。また、国（国土交通省）は、降灰状況に応じて土砂災害防止法に基づく緊急調査（概況調査、降灰量調査等）を実施し、土砂災害緊急情報を市に通知する。

イ 市は、土石流等の発生が予想される場合は、必要に応じて県に助言を求めながら、立入規制実施や避難勧告等の発令を行う。

(2) 避難の長期化に備えた対策

ア 市は、県と連携して火山活動の状況や防災対応の状況を正確に避難者に伝達する。また、不足する場合の保健師や福祉ボランティアの確保を合わせて県に要請する。

イ 市は、避難所等の運営体制の構築を行い、プライバシーや衛生面の確保など運営上の課題を早期解決する。また、保健師や福祉ボランティアなどを活用し、避難所等の巡回相談などを実施する。

また、旅館・ホテル、その他公共施設等の協力を得て、長期の避難生活における避難者の心理的負担を解決するための避難所の確保などの対応にあたる。さらに、応急仮設住宅の建設や公営住宅への入居などの対応を進める。

(3) 安全確保のための防災事業

ア 市は、国（国土交通省等）及び県と連携して、火山噴火等により、土石流等が長期的に反復するおそれがある場合には、市民等の一時的避難施設の建設に努めるものとする。

イ 市は、県と連携して、火山噴火等が長期化、反復するおそれがある場合には、安全な場所に仮設住宅・公営住宅の建設や仮設校舎等の建設に努めるものとする。

ウ 市は、国（内閣府、国土交通省）及び県と連携して、復興計画に基づき、必要な場合には、土地の嵩上げ等による宅地の安全対策、道路の迂回・高架化等、発災直後から将来の復興を考慮した対策を講ずるよう努めるものとする。

第2節 避難勧告等の解除及び一時立入等の対応

1 方針

火山活動は小康状態となった後も再び活発化する恐れがあり、二次災害の危険があることから、避難勧告等の解除にあたっては慎重を期するとともに、市民の生活再建に資するよう、火山活動の状況に留意し、警戒区域への一時立入等を行う。

2 主な実施機関

国、県及び関係機関と連携又は助言を受けて、避難勧告等の解除及び一時立入等の措置を市長が行う。

3 実施内容

(1) 避難勧告等の解除について

ア 市は、避難勧告等の解除を判断・決定するにあたり、火山防災協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議する。避難勧告等解除にあたって、避難対象地域の地区単位で、帰宅の手順や経路などを定めた帰宅計画を作成する。また、避難勧告等を解除することをホームページ、駒らん情報めーる、防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ等を活用して市民等に周知し、帰宅に先立ち、帰宅計画等をもとに、市民等を対象とした説明会等を開催する。この際、必要により市民への周知活動について県の支援を受ける。

イ 市は、県及び警察等と連携して、避難勧告等の解除に先立ち、避難勧告等の区域内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、避難勧告等の解除に合わせ、必要な通行規制の解除等を行う。

(2) 規制範囲の縮小又は解除

ア 市は、規制範囲の縮小又は解除を判断・決定するにあたり、協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議する。また、規制範囲を縮小または解除することをホームページ、駒らん情報めーる、防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ等を活用し市民等に周知する。この際、必要により市民への周知活動について県の支援を受ける。

イ 市は、気象庁、火山専門家等が迅速で適切な規制範囲の縮小を助言するために、必要な規制範囲内の観測機器の復旧と現地調査について、その活動を支援する。

ウ 警察、道路管理者等は、規制範囲の縮小又は解除に先立ち、規制範囲内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、規制範囲の縮小又は解除に合わせ、必要な通行規制の解除や、新たな規制箇所での通行規制等を行う。

(3) 一時立入

ア 市は、火山活動が小康状態になった場合、対象範囲を決めて一時立入を実施する。一時立入の実施を判断・決定するにあたり、協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議し、緊急時における避難・退去の基準や立入可能な範囲、立入時間などを設定し、一時立入を実施する。一時立入を実施する際には、一時立入を希望する市民等を募集し、一時立入者名簿を作成する。作成した名簿は、警察、消防、道路管理者等と共有する。また、一時立入者と常に連絡が取れるよう、携帯電話やトランシーバーなどを活用し、緊急時において、避難や退去の指示を確実に伝達する体制をとる。

イ 市は、気象庁、火山専門家等が一時立入の助言をするために、避難対象地域や警戒区域に立入るな現地調査について、その活動を支援する。

ウ 警察、道路管理者等は、一時立入の実施に先立ち、立入可能な範囲の道路状況等について安全確認を行うとともに、市が作成した一時立入者名簿を活用し、規制箇所等で、一時立入者の入退去の確認を行う。

第3節 被災者の生活支援対策

1 方針

市は、火山災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じて、災害継続中においても国等の協力のもと、生活支援、生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧その他の被災地域の復興を図るための措置を実施するものとする。また、風評被害への対処を行う。

2 主な実施機関

国、県及び関係機関と連携又は協力を受けて、生活支援、生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧、その他の被災地域の復興及び風評被害等の措置を市長が行う。

3 実施内容

(1) 生活支援対策

第5章第3節「被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画」に準じる。

(2) 風評被害対策

火山防災協議会の構成機関は、協議会として報道機関に対し、最新の火山活動、影響範囲、噴火時等のリスク、登山者等の安全対策、民間事業者の営業状況等についての正確な情報提供に努める。

市は、噴火活動の沈静後、協議会等の協議を踏まえて、協議会の構成機関と連携し、地域の安全宣言を発表するなどして積極的な観光PR 活動を行うなど、地域の風評被害を軽減するよう努める。



十和田市地域防災計画

—火山災害対策編—

令和2年 2月 27日 作成

編集発行

十和田市防災会議

事務局

十和田市総務部総務課

〒034-8615

十和田市西十二番町6番1号

電話 代表 0176-23-5111 (内線124~6)
直通 0176-51-6703
